



第2次

さぬき市総合計画



香川県さぬき市

ごあいさつ



さぬき市は、平成14年4月1日、5つの町が合併して誕生しました。

これまで、市政においては、平成16年3月に策定した第1次さぬき市総合計画の基本理念である「自立する都市」を念頭において、時代に合った行政の仕組みづくり、財政の健全化、防災・減災対策、地域まちづくり事業に代表される市民主体のまちづくり等、様々な分野において、新生さぬき市に相応しいまちづくりに努めてまいりました。

しかし、本市を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少と少子・高齢化の更なる進展、耕作放棄地や有害鳥獣被害の増加及び後継者不足などによる農林水産業の危機、商工業の衰退等による働く場の縮小、地震や津波など大規模な自然災害発現率の高まり、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題が山積しています。

こうした状況の中、まちづくりの指針となるさぬき市総合計画は、10年間の第1次の計画期間を終え、平成27年度からは、計画期間12年間の第2次さぬき市総合計画をスタートさせることになりました。

そして、2年間に亘る総合計画審議会での熱心な審議をはじめとして、市民アンケートや子ども未来会議、ふるさと未来会議等において市民の皆様から数多くの貴重なご意見をいただいた結果、各分野における現状と課題を踏まえた基本的取組方針、主要な施策、そして目標とする指標などを定めたほか、全庁横断的に課題解決に取り組んでいく重点プロジェクトを設定するなど、新たな視点によるまちづくりの方策を示すことができました。

解決すべき課題は数多くありますが、計画に掲げた将来像「自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」の実現に向けて、「守る つなぐ 進化する」の基本理念に基づいた取組を積極的に進めてまいりますので、市民の皆様におかれましては、一層のご支援とご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定に際して、ご意見・ご提言・ご協力をいただいた全ての皆様に心からのお礼を申し上げ、ごあいさつといたします。

平成27年3月

さぬき市長 **大山 茂樹**

目次

序章

1	策定の趣旨	2
2	策定の方法	2
3	総合計画の構成及び計画期間	3
4	さぬき市の概要	4
	(1) 位置と地勢	4
	(2) 人口	4
5	さぬき市を取り巻く時代趨勢	6
	(1) 人口減少・超高齢社会の到来	6
	(2) 大規模な自然災害などの発現率の高まり	6
	(3) 地球温暖化などの環境問題	6
	(4) 産業構造や雇用形態の変化	7
	(5) 食への安全意識の高まり	7
	(6) 地域コミュニティの希薄化	7
6	市民ニーズ	8
	(1) 市民ニーズの把握	8
7	さぬき市の主要課題	22
	(1) 雇用の場の確保	22
	(2) 産業の振興	22
	(3) 交流の促進と人口減少対策	22
	(4) 災害に強い、安全・安心なまちづくり	22
	(5) 都市基盤の整備による快適な暮らしのサポート	22
	(6) 健康づくりと安心できる医療体制の充実	22
	(7) 子育て支援の充実と高福祉の推進	23
	(8) 教育の充実、青少年の健全育成及び文化の振興	23
	(9) 豊かな自然環境の保全と循環型社会の実現	23
	(10) 市民本位で進める持続可能な行財政運営	23
8	将来のまちづくりの検討フロー	24

基本構想

1	まちの将来像	26
2	まちづくりの基本理念	27
3	まちづくりの基本目標と施策の体系	28
4	まちづくりの基本目標	30
	(1) 基本目標Ⅰ 活力にあふれ、いきいきと暮らせるまち	30
	(2) 基本目標Ⅱ 安全、安心、快適に暮らせるまち	31
	(3) 基本目標Ⅲ 健全な心身と思いやりを育むまち	32
	(4) 基本目標Ⅳ 学ぶ意欲と豊かな心を育むまち	33
	(5) 基本目標Ⅴ 人と地球にやさしいまち	34
	(6) 基本目標Ⅵ 市民協働による、持続可能な自主自律のまち	35
5	12年後の目指すべき人口規模	36

前期 基本計画

1	施策体系	38
2	重点プロジェクト	42
	(1) 人口減少対策プロジェクト	42
	(2) お接待の心推進プロジェクト	44
3	基本目標別計画	45
	基本目標Ⅰ 活力にあふれ、いきいきと暮らせるまち	45
	基本目標Ⅱ 安全、安心、快適に暮らせるまち	57
	基本目標Ⅲ 健全な心身と思いやりを育むまち	70
	基本目標Ⅳ 学ぶ意欲と豊かな心を育むまち	86
	基本目標Ⅴ 人と地球にやさしいまち	101
	基本目標Ⅵ 市民協働による、持続可能な自主自律のまち	107

資料編

1	第2次さぬき市総合計画(基本構想・前期基本計画)策定経過	122
2	諮問書	124
3	答申書	125
4	さぬき市総合計画審議会委員名簿	127



惠比寿松



亀鶴公園



序章

- 
- 1 策定の趣旨
 - 2 策定の方法
 - 3 総合計画の構成及び計画期間
 - 4 さぬき市の概要
 - 5 さぬき市を取り巻く時代趨勢
 - 6 市民ニーズ
 - 7 さぬき市の主要課題
 - 8 将来のまちづくりの検討フロー
- 

1 策定の趣旨

さぬき市では、これまで、「第1次さぬき市総合計画」に基づき、「自立する都市」を基本理念において、「人いきいき 親自然・真健康・新創造」とした将来像を実現するため、時代に合った行政の仕組みづくり、財政の健全化、防災・減災対策、快適な生活のための都市基盤の整備など、様々な施策や事業に取り組んできました。

しかし、私たちのまちを取り巻く環境は大きく変化し、人口減少と著しい高齢化、耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害の増加などによる農林水産業の危機、商工業の衰退等による働く場の縮小、地震や津波など大規模な自然災害発現率の高まり、地域コミュニティの希薄化を始めとして、数多くの課題を抱えています。

こうした課題を一時に解決することは不可能ですが、市民の誰もがこのまちに愛着を持って、住みやすい、住み続けたい、そして、誰からも住んでみたいと思われるような魅力あふれるまちとなるよう、みんながそれぞれの役割を果たしながら進んでいくことが大切です。

そのためには、市としての更なる一体感の醸成と市全体を見渡した視点からまちづくりを進めていくこと、まちづくりの主体である市民（個人、地域団体、NPO、企業等）と行政との協働を進めていくこと、歳入確保と行財政の効率化によって財政の健全化を進め、新たな行政需要にも柔軟に対応できる持続可能な市の行財政運営に努めていくことなどが不可欠です。

地方分権改革が進み、市には、基礎自治体としてこれまで以上に住民の日常生活に密接に関連したサービスを行い様々な役割を果たしていくことが期待されており、さぬき市で生まれ育ったことを誇れ、このまちに住んで良かったと感じられるまちづくりを市民の皆さんと一緒に進めていくため、ここに「第2次さぬき市総合計画」を策定します。

2 策定の方法

「第2次さぬき市総合計画」の策定に当たっては、現在のさぬき市の置かれた状況や時代趨勢を踏まえるとともに、市民ニーズを把握するための取組を行いました。

18歳以上の市民の皆さんを対象とした「市民アンケート」、まちの現在と将来について市民の皆さんが自由に意見を出し合う「ふるさと未来会議」及び次代を担う小中学生による「子ども未来会議」です。

こうした取組の結果に加えて、第1次さぬき市総合計画後期基本計画の点検・評価の総括等を踏まえ、本市が今後取り組み、解決すべき主要な課題をピックアップしました。

市民の皆さんの我がまちへの期待と受け止め、市として将来どのようなまちを目指し、どういった理念で主要課題の解決を中心としてまちづくりを進めていくのかといったことがらを導きながら、総合計画をかたち作っていくこととします。

3

総合計画の構成及び計画期間

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層からなる構成とします。

また、多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、迅速かつ一定周期で計画の見直しを行えるよう、基本計画の計画期間を、5年間ずつの前期・後期から、4年間ずつの前期・中期・後期に変更しました。

さらに、基本計画を着実に実行・評価するため、実施計画と事務事業評価を関連付け、毎年度の事務事業の見直しを図るとともに、基本計画に掲載している「目標指標」については、基本計画見直し時等に進捗を確認し、公表していきます。

基本構想

- 市の将来像やまちづくりの方向性などを定めるもの

【計画期間】 12年間
平成27年度～平成38年度

【内容】 ■将来像
■基本理念
■基本目標
■基本目標達成のための基本施策

基本計画

- 将来像の実現に向けて取り組むべき具体的内容などを定めるもの

【計画期間】 4年間（前期・中期・後期）

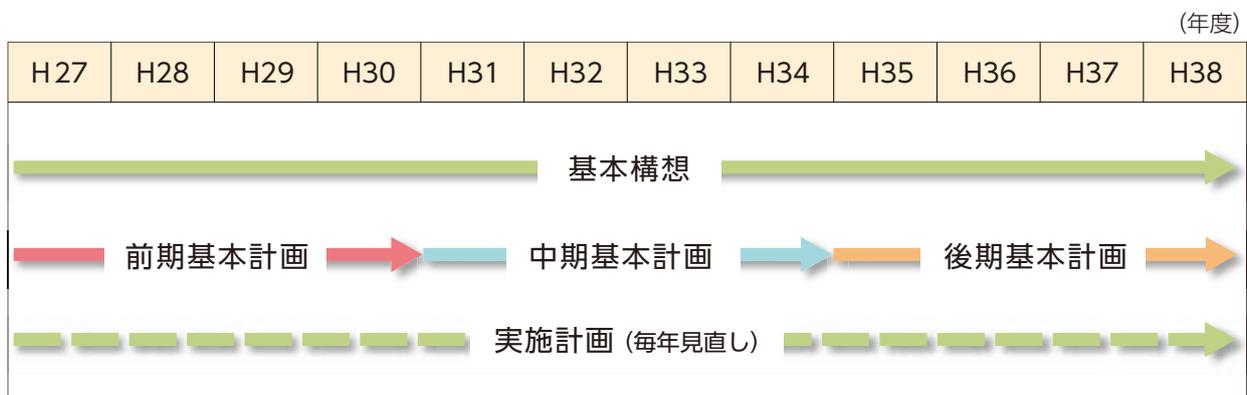
【内容】 ■基本施策別の取組方針・内容
■目標指標

実施計画

- 基本計画に基づく取組を計画的に進めるための指針となるもの

【計画期間】 4年間（毎年見直し）※別途策定

【内容】 ■具体的な事業計画・財源



4 さぬき市の概要

1 位置と地勢

さぬき市は、香川県東部に位置し、北は瀬戸内海に面し、東は東かがわ市、南は徳島県、西は三木町及び高松市に接しています。本市から高松市中心部までは15km、岡山市・徳島市までは50km、大阪市・広島市には150km圏内にあります。

面積は158.63km²で、香川県下では4番目の広さとなっています。

穏やかな波の瀬戸内海に浮かぶ島々と、讃岐山脈の裾に広がる緑豊かな田園が織りなす美しい自然景観を有する市です。



2 人口

平成7年～平成22年の国勢調査結果を見ると、さぬき市の人口は平成7年をピークに減少傾向に転じ、平成7年から平成12年にかけては618人の減少、平成12年から平成17年にかけては2,018人の減少、平成18年から平成22年には2,754人の減少となっており、減少幅は増加傾向で推移しています。

一世帯当たり人数については、平成7年の3.05人から一貫して減少傾向で推移しており、平成22年には2.69人となっています。人口が減少傾向で推移している反面、世帯数は平成17年まで増加傾向で推移していましたが、平成22年には減少に転じています（表1及び図1参照）。

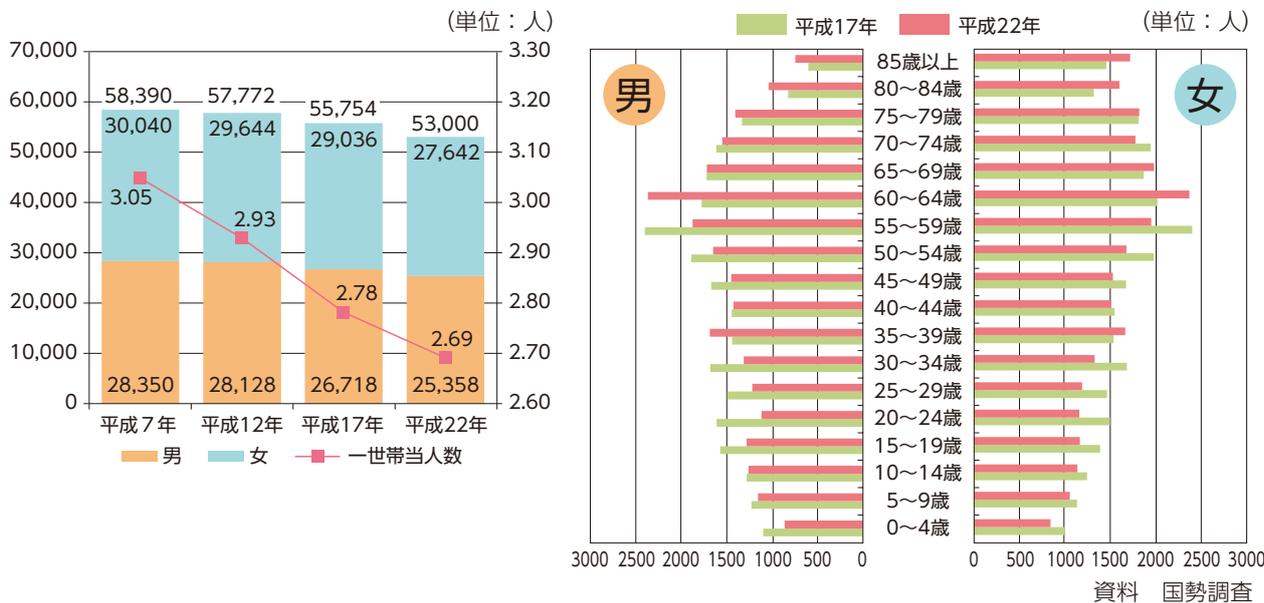
表1 さぬき市の人口、世帯数及び一世帯当たり人数の推移

(単位：人、世帯)

項目	年	H7	H12	H17	H22
総人口		58,390	57,772	55,754	53,000
	男	28,350	28,128	26,718	25,358
	女	30,040	29,644	29,036	27,642
世帯数		19,159	19,728	20,046	19,698
一世帯当たり人数		3.05	2.93	2.78	2.69

資料 国勢調査

図1 さぬき市の人口及び一世帯当たり人数の推移／男女別5歳階級別人口の推移



本市の人口の推移を平成17年と平成22年の5歳階級別で見ると、大きく4つの特徴がみられます。

高齢層については75歳以上のグラフが占める割合が増える傾向にあり、特に女性の高齢者人口が増加していることが特徴となっています。

平成17年に人口が一番多い層が55～59歳の男女合わせて4,811人でしたが、平成22年には最も多い層が60～64歳に移り、4,747人となっています。

20～34歳までの層は、平成17年には9,445人でしたが、平成22年には7,335人と大きく減少しています。また、20～24歳をみると、平成17年には3,112人でしたが、平成22年には2,280人と832人の減少となっています。

0～4歳までの人口を見ても、平成17年には2,099人から平成22年には1,706人へと、ここ5年間で393人の減少が見られます（図1参照）。



みろく自然公園

5

さぬき市を取り巻く時代趨勢

1 人口減少・超高齢社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所によると、平成22年の日本の総人口1億2,806万人（国勢調査）が、平成42年の1億1,662万人を経て、平成60年には1億人を割って9,913万人となるものと推計されています。

少子化については、出生数（日本人）は昭和48年の209万人から平成22年の107万人まで減少しています。また、高齢化についても、出生中位推計に基づく老年従属人口指数（生産年齢〔15歳～64歳〕人口100に対する老年〔65歳以上〕人口の比）は、平成22年現在の36.1（働き手2.8人で高齢者1人を扶養）から平成34年には50.2（同2人で1人を扶養）へ上昇すると推計されています。

さぬき市においても、公共交通、医療・福祉をはじめとする生活サービス全般の効率低下や空き地・空き家の管理の問題など、人口減少と超高齢社会の到来に起因する様々な課題を想定し、対策に努める必要があります。

2 大規模な自然災害などの発現率の高まり

平成23年3月11日、東日本大震災の発生により我が国は未曾有の被害を受けました。内閣府の地震調査研究推進本部では、平成25年5月の南海トラフの地震活動の長期評価において、地震（M8～9クラス）の30年発生確率を60～70%としており、東日本大震災と匹敵する規模の地震が起きる可能性が高まっていることを示唆しています。また、近年では竜巻・突風・ゲリラ豪雨など、台風以外でも局地的ですが、大きな被害をもたらす自然災害も頻発しています。

さぬき市においても、老朽化している社会資本の見直しを図るとともに、市民や企業、各種団体などとの連携・協力体制を構築していきながら、耐震化の促進や防災教育・防災訓練の更なる推進を図る必要があります。

3 地球温暖化などの環境問題

平成25年、日本列島は猛暑と度重なる豪雨など、今までに類のない異常気象に襲われました。国土交通省の発表によると、土砂災害の発生件数はこの20～30年で1.5倍に増えており、増加の主な原因は地球温暖化が招く大雨の頻発であるとしています。

さぬき市においても、海と山に囲まれた自然豊かなまちとして、自然災害から市民の命と財産、そして市域を守り、後世に引き継いでいくため、環境問題に対して真摯に取り組んでいくことが求められています。

4 産業構造や雇用形態の変化

世界第3位の経済大国である我が国にあって、四国の経済規模は「3%経済」と言われ、日本のGDPに占める経済規模は3%に満たない状況となっています。しかし、日本一・世界一の地位を獲得している企業も多数存在しており、産学官連携等による地域経済の発展に大きなポテンシャルを有していると言われています。

さぬき市においても、今後変化が予想される制度・規制等の情報に常にアンテナを張り、変化をうまく活用する柔軟な対応が必要です。

5 食への安全意識の高まり

食中毒、BSE問題、商品のすり替え、偽装表示など、食の安全への懸念と不信に関する事件が近年数多く報道され、インターネットの普及などに伴う消費者に関わるトラブルも増加しています。また、一方ではTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への交渉参加に伴い、効率化を図りにくい我が国の土地条件などから、安価な輸入農産物が今まで以上に増加し、国内生産が縮小されることが懸念されています。

さぬき市においても、今後の動向を注視しながら、第6次産業化^{※1}や高付加価値化など、加工品等の製造支援や流通・販路拡大の支援など、食の安全確保にもつながる積極的な地域産業の振興対策を講じていくことが求められています。

6 地域コミュニティの希薄化

平成24年版高齢社会白書によると、高齢者の近所づきあいの程度について、全体では「つきあいがほとんどない」は5.1%ですが、一人暮らしの男性になると17.4%と高くなっています。

地縁的結びつきのあるコミュニティは、地域の歴史・文化の継承を行うとともに、自然環境の保全や、地域福祉活動、防災・教育・商業活動などにおいて重要な役割や機能を有しています。

さぬき市においても、人口減少が進み、過疎化傾向の地域が見受けられ、集落維持におけるコミュニティの重要性は今まで以上に重要になっていることを踏まえ、地域の特性にあった支援を行っていく必要があります。

※1 地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組

6 市民ニーズ

1 市民ニーズの把握

本計画の策定に当たり、市民の最新の意向を把握するため、「市民アンケート調査」、「子ども未来会議」、「ふるさと未来会議」を実施しました。

これらの結果の中から将来のまちづくりにおいて特に考慮すべき結果を抜粋します。

①市民アンケート調査結果

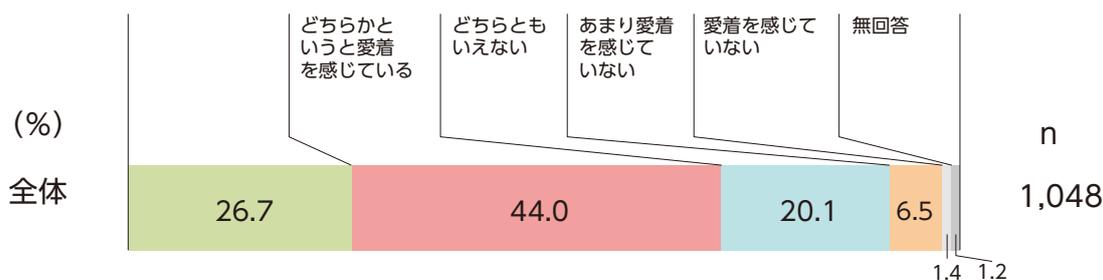
平成25年6月に、18歳以上の市民を対象に2,500票を配布しました（無作為抽出）。有効回収数（n）は1,048票で、有効回収率は41.9%となっています。

ア 市への愛着度

▶ “愛着を感じている” が70.7% ▶ “愛着を感じていない” が7.9%

市民の市に対する愛着度は、「どちらかというとな愛着を感じている」が44.0%で最も多く、次いで「とても愛着を感じている」が26.7%となっており、これらをあわせた“愛着を感じている”という人は70.7%となっています。これに対して、“愛着を感じていない”（「あまり愛着を感じていない」（6.5%）及び「愛着を感じていない」（1.4%）の合計）は7.9%にとどまり、市への愛着度はかなり高いといえます（図2及び表2参照）。

図2 市への愛着度



※上記の数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも合計が100%になりません

表2 市への愛着度（年代別上位3位）

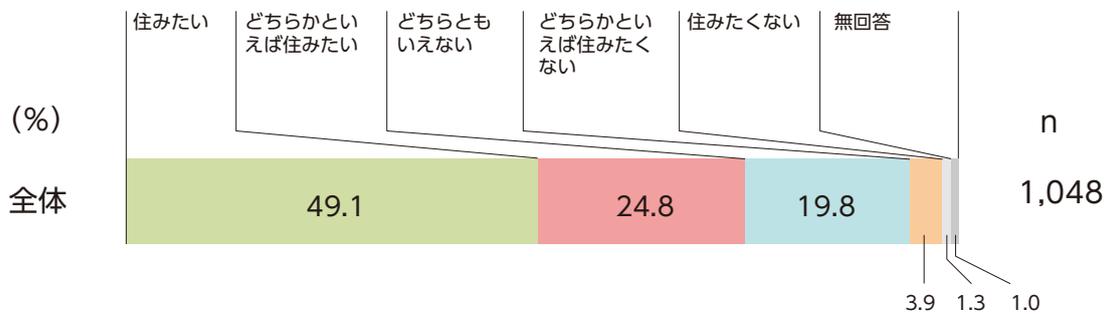
	第1位	第2位	第3位
10歳代	とても愛着を感じている 43.8%	どちらともいえない 25.0%	どちらかというとな愛着を感じている 18.8%
20歳代	どちらかというとな愛着を感じている 42.0%	とても愛着を感じている 29.0%	どちらともいえない 20.3%
30歳代	どちらかというとな愛着を感じている 51.0%	とても愛着を感じている 20.6%	どちらともいえない 18.6%
40歳代	どちらかというとな愛着を感じている 52.6%	どちらともいえない 19.8%	とても愛着を感じている 19.0%
50歳代	どちらかというとな愛着を感じている 41.5%	どちらともいえない 25.1%	とても愛着を感じている 24.6%
60歳代	どちらかというとな愛着を感じている 50.2%	とても愛着を感じている 23.0%	どちらともいえない 18.4%
70歳以上	どちらかというとな愛着を感じている 37.9%	とても愛着を感じている 34.4%	どちらともいえない 19.1%

イ 今後の定住意向

▶ “住みたい” が73.9% ▶ “住みたくない” が5.2%

今後の定住意向では、「住みたい」と答えた人が49.1%と最も多く、これに「どちらかといえば住みたい」（24.8%）をあわせた73.9%の人が“住みたい”という意向を示しています。一方、「どちらかといえば住みたくない」（3.9%）及び「住みたくない」（1.3%）と答えた“住みたくない”という人の合計は5.2%にとどまり、愛着度と同様に定住意向も強いといえます（図3及び表3参照）。

図3 今後の定住意向



※上記の数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも合計が100%になりません

表3 今後の定住意向（年代別上位3位）

	第1位	第2位	第3位
10歳代	住みたい 37.5%	どちらともいえない 25.0%	どちらかといえば住みたい 12.5%
20歳代	どちらともいえない 36.2%	住みたい 30.4%	どちらかといえば住みたい 26.1%
30歳代	住みたい 43.1%	どちらかといえば住みたい 25.5%	どちらともいえない 25.5%
40歳代	住みたい 35.3%	どちらかといえば住みたい 31.9%	どちらともいえない 24.1%
50歳代	住みたい 48.1%	どちらかといえば住みたい 25.7%	どちらともいえない 19.7%
60歳代	住みたい 52.7%	どちらかといえば住みたい 26.4%	どちらともいえない 17.2%
70歳以上	住みたい 59.6%	どちらかといえば住みたい 21.3%	どちらともいえない 14.6%



散歩風景

ウ さぬき市の現在のまちのイメージ

▶ “自然”、“いなか”、“災害が少ない” が3大イメージ

さぬき市の現在のまちのイメージについては、「豊かな自然環境のあるまち」(62.0%)、「いなからしいのんびりしたまち」(61.6%)、「自然災害が少ないまち」(59.9%)が僅差で上位3位を占めており、これらがまちの3大イメージとなっています(図4及び表4参照)。

図4 さぬき市の現在のまちのイメージ(複数回答)

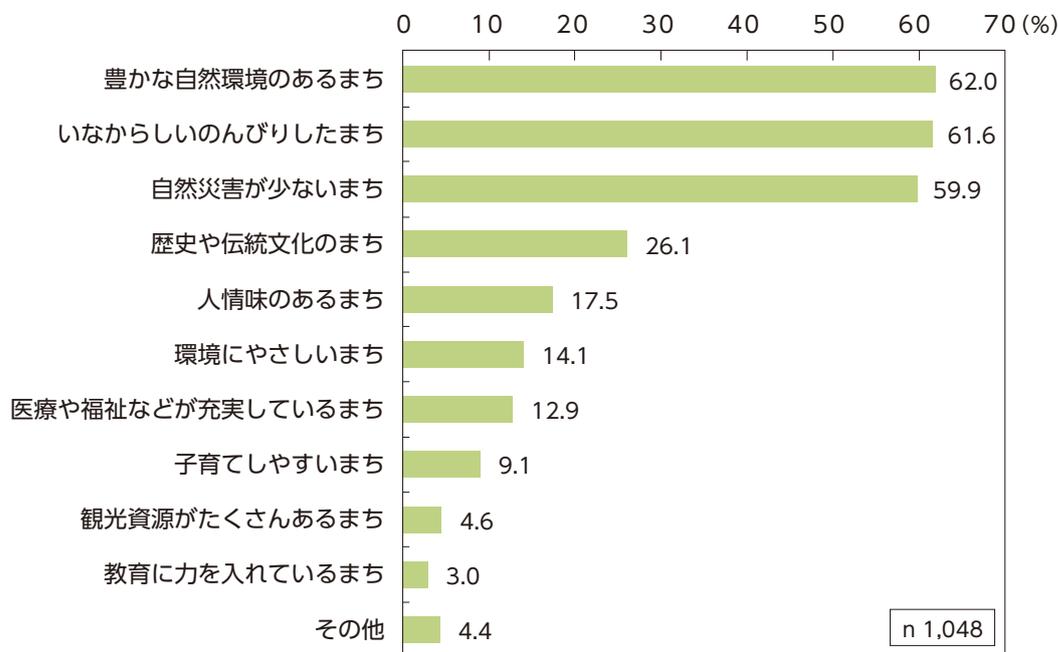


表4 さぬき市の現在のまちのイメージ(年代別上位3位)

	第1位		第2位		第3位	
10歳代	豊かな自然環境のあるまち	62.0%	いなからしいのんびりしたまち	61.6%	自然災害が少ないまち	59.9%
20歳代	豊かな自然環境のあるまち	62.3%	いなからしいのんびりしたまち	60.6%	自然災害が少ないまち	57.9%
30歳代	いなからしいのんびりしたまち	64.2%	豊かな自然環境のあるまち	63.7%	自然災害が少ないまち	60.4%
40歳代	豊かな自然環境のあるまち	68.8%	いなからしいのんびりしたまち	68.8%	歴史や伝統文化のまち	56.3%
50歳代	いなからしいのんびりしたまち	81.2%	豊かな自然環境のあるまち	73.9%	自然災害が少ないまち	44.9%
60歳代	いなからしいのんびりしたまち	73.5%	豊かな自然環境のあるまち	63.7%	自然災害が少ないまち	47.1%
70歳以上	いなからしいのんびりしたまち	73.3%	豊かな自然環境のあるまち	69.8%	自然災害が少ないまち	45.7%

エ さぬき市の将来のまちのイメージ

▶ 「犯罪が少なく災害に強い安全で安心なまち」が他を大きく引き離して第1位

さぬき市の将来のまちのイメージについては、「犯罪が少なく災害に強い安全で安心なまち」(62.2%) が他を大きく引き離して第1位となっています。次いで、「高齢者なども暮らしやすく人にやさしいまち」(45.0%)、「いつでも医療が受けられ健康に暮らせるまち」(37.4%)、「自然環境を大切にする自然豊かなまち」(37.4%)などの順となっています(図5及び表5参照)。

図5 さぬき市の将来のまちのイメージ(複数回答)

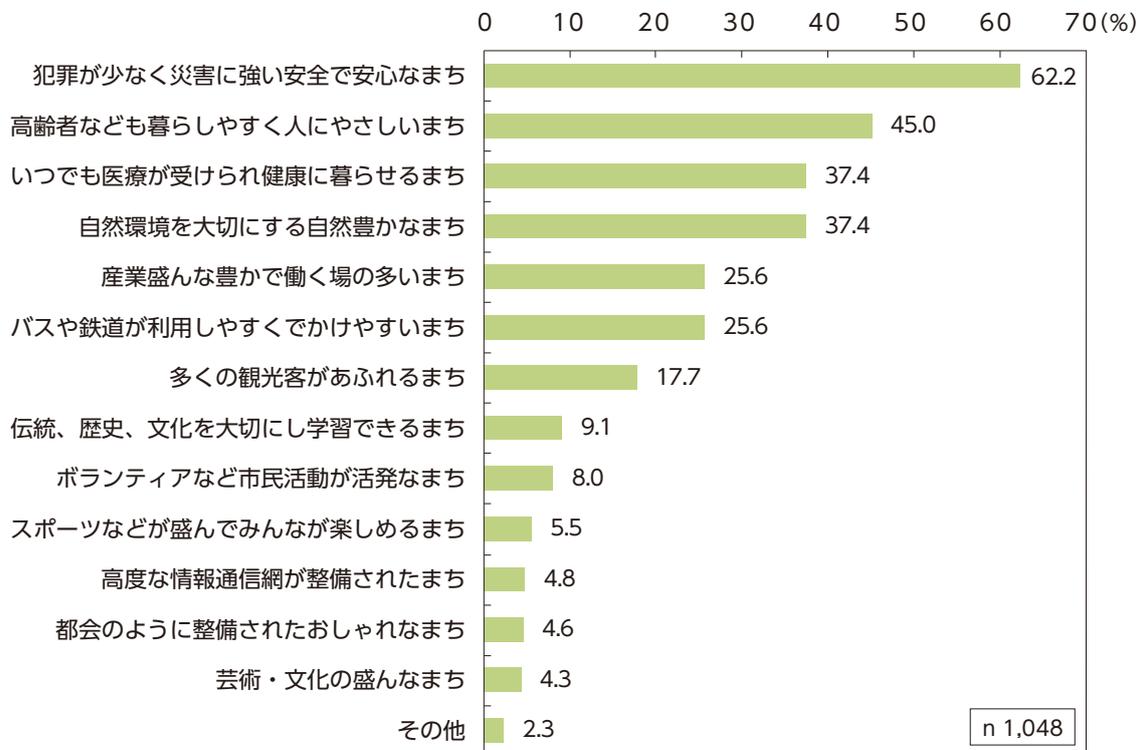


表5 さぬき市の将来のまちのイメージ(年代別上位3位)

	第1位	第2位	第3位
10歳代	バス等が利用しやすいまち 50.0%	災害に強いまち 37.5%	学習できるまち/自然豊かなまち 31.3%
20歳代	災害に強いまち 59.4%	高齢者にやさしいまち 47.8%	自然豊かなまち 37.7%
30歳代	災害に強いまち 69.6%	健康に暮らせるまち 38.2%	高齢者にやさしいまち 36.3%
40歳代	災害に強いまち 68.1%	高齢者にやさしいまち 41.4%	健康に暮らせるまち 39.7%
50歳代	災害に強いまち 63.9%	高齢者にやさしいまち 48.6%	自然豊かなまち 36.1%
60歳代	災害に強いまち 64.0%	高齢者にやさしいまち 46.9%	健康に暮らせるまち/自然豊かなまち 37.2%
70歳以上	災害に強いまち 58.6%	高齢者にやさしいまち 46.8%	健康に暮らせるまち 42.0%

オ 市の各施策に関する満足度

- ▶ 満足度が最も高い項目は「上水道の安定供給」及び「健康づくりと疾病予防対策の推進」。次いで「墓地・斎場の整備」の順
- ▶ 満足度が最も低い項目は「雇用の場の確保と労働環境の充実」。次いで「農業の振興」、「財政の健全化と行政運営の効率化」、「定住者の増加」の順

さぬき市の各施策について、現在どの程度満足しているかを把握するため、産業基盤・地域づくり、行財政、安全・生活環境、市民参画・協働、情報化・交流連携、健康・福祉、人権・教育文化、自然環境の8分野43項目を設定し、項目ごとに「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、その結果を加重平均値による数量化〔下記参照〕で評価点（満足度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。

この結果、満足度評価が最も高い項目は、「上水道の安定供給」及び「健康づくりと疾病予防対策の推進」（同1.48点）となっており、第3位が「墓地・斎場の整備」（1.24点）などの順となっています。

一方、満足度評価の低い項目をみると、「雇用の場の確保と労働環境の充実」（-2.23点）が最も低く、次いで「農業の振興」（-1.78点）、「財政の健全化と行政運営の効率化」（-1.72点）などの順となっています。全体的にみると、43項目のうち満足度がプラス評価の項目が21項目、マイナス評価の項目が22項目となっています（図6参照）。

※加重平均値の算出方法

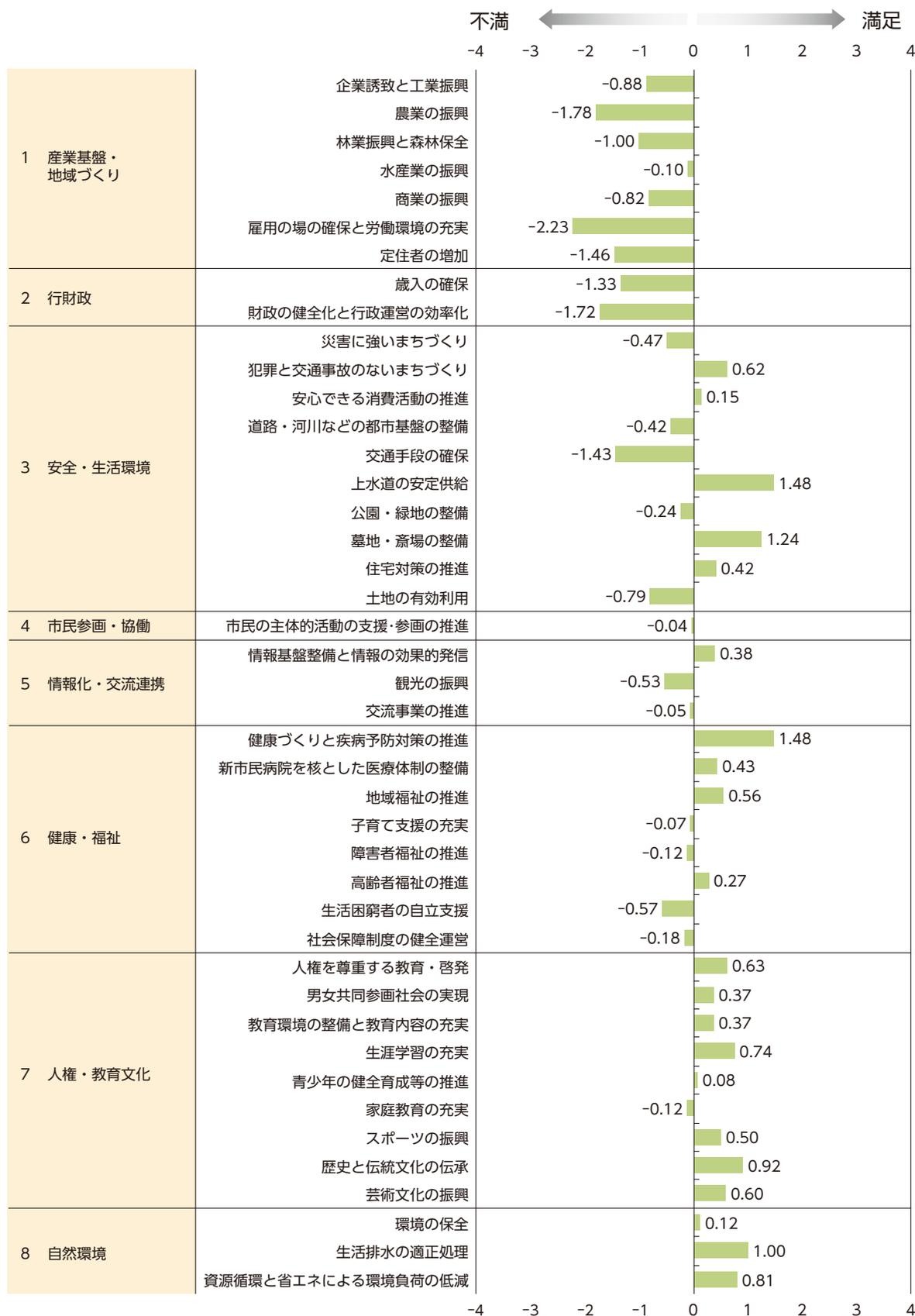
5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（満足度）を算出する。

$$\text{評価点} = \left(\begin{array}{l} \text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば満足している」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば不満である」の回答者数} \times -5 \text{点} \\ + \\ \text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{点} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{「満足している」、「どちらか} \\ \text{といえば満足している」、「ど} \\ \text{ちらともいえない」、「どち} \\ \text{らかといえば不満である」、} \\ \text{「不満である」の回答者数} \end{array} \right)$$

この算出方法により、評価点（満足度）は10点～-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、10点に近くなるほど評価は高いと考えられ、逆に-10点に近くなるほど評価が低いと考えられる。

図6 市の各施策に関する満足度

(単位：点)



カ 市の各施策に関する重要度

- ▶ 重要度が最も高い項目は「新市民病院を核とした医療体制の整備」。次いで「災害に強いまちづくり」、「犯罪と交通事故のないまちづくり」、「雇用の場の確保と労働環境の充実」の順

さぬき市の各施策について、今後どの程度重視していくべきかを把握するため、満足度と同じ8分野43項目について、「重要である」、「やや重要である」、「どちらともいえない」、「あまり重要でない」、「重要でない」の5段階で評価してもらい、その結果を加重平均値による数量化〔下記参照〕で評価点（重要度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。

この結果、重要度評価が最も高い項目は、「新市民病院を核とした医療体制の整備」（6.44点）となっており、次いで「災害に強いまちづくり」（6.26点）、「犯罪と交通事故のないまちづくり」（6.22点）などの順となっています（図7参照）。

※加重平均値の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（重要度）を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\begin{matrix} \text{「重要である」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ + \\ \text{「やや重要である」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ + \\ \text{「あまり重要でない」の回答者数} \times -5 \text{点} \\ + \\ \text{「重要でない」の回答者数} \times -10 \text{点} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{「重要である」、「やや重要である」、} \\ \text{「どちらともいえない」、「あまり重要でない」、} \\ \text{「重要でない」の回答者数} \end{matrix}}$$

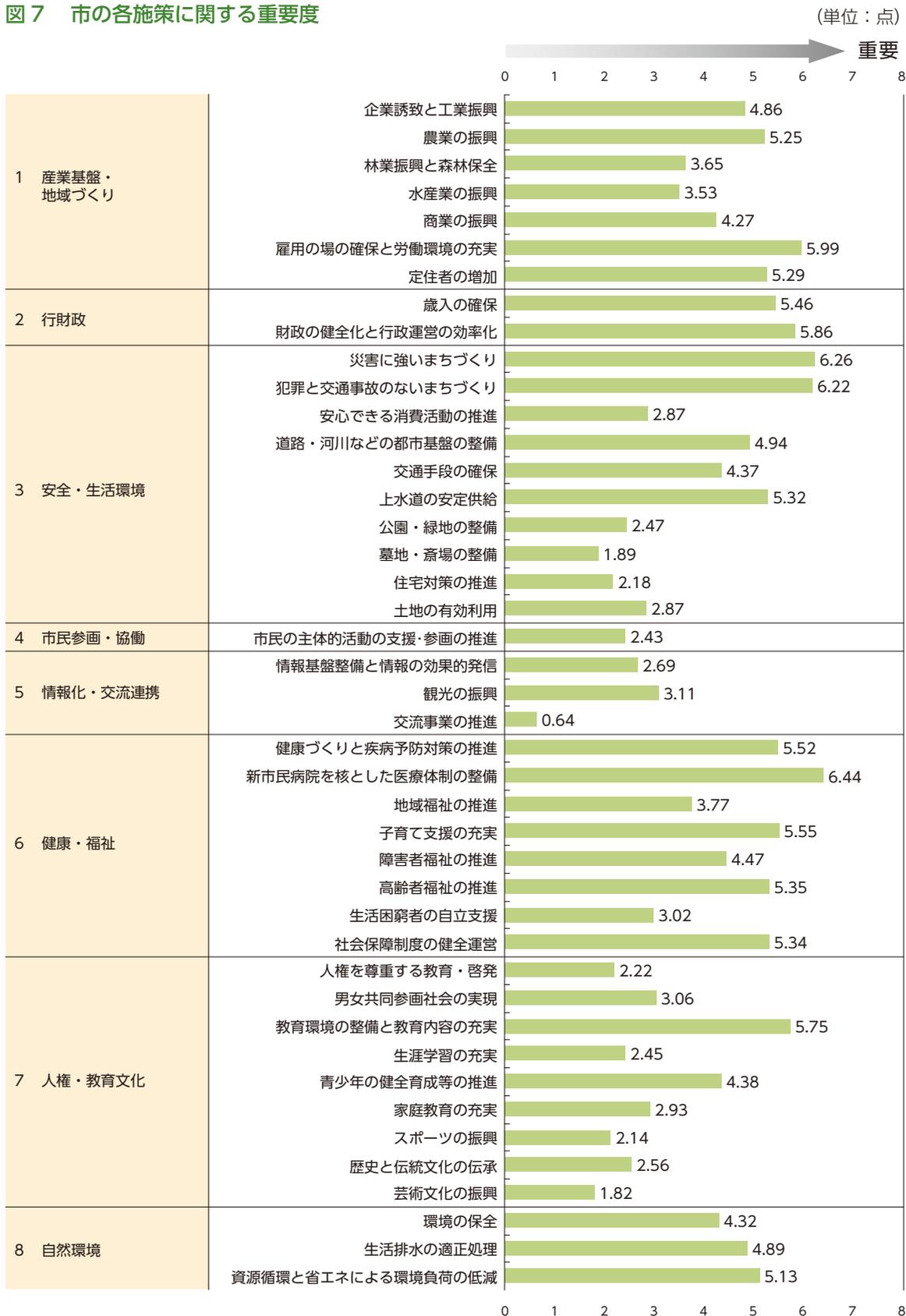


さぬき市民病院



交通パレード

図7 市の各施策に関する重要度



キ 市の各施策に関する満足度と重要度の相関（優先度）

- ▶ 優先度が最も高い項目は「雇用の場の確保と労働環境の充実」。次いで「財政の健全化と行政運営の効率化」、「農業の振興」、「歳入の確保」、「定住者の増加」の順

これまでみてきた満足度と重要度の分析結果を踏まえ、今後優先的に取り組むべき施策項目を抽出するための一つの試みとして、満足度評価と重要度評価を相関させた散布図を作成しました。このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなります。この散布図からの数量化〔下記参照〕による分析で優先度を算出しました。

この結果をみると、優先度は、「雇用の場の確保と労働環境の充実」（22.48点）が第1位となっており、次いで「財政の健全化と行政運営の効率化」（19.35点）、「農業の振興」（15.80点）、「歳入の確保」（14.95点）、「定住者の増加」（14.48点）、「災害に強いまちづくり」（10.67点）、「交通手段の確保」（9.21点）、「企業誘致と工業振興」（8.99点）、「道路・河川などの都市基盤の整備」（6.28点）、「商業の振興」（5.33点）、「社会保障制度の健全運営」（5.15点）などの順となっています（図8及び図9参照）。

※優先度の算出方法

- ① 散布図を作成するため満足度偏差値・重要度偏差値を算出する。
例：「定住者の増加」→満足度偏差値34.22…、重要度偏差値58.38…
- ② ①で算出した偏差値から平均（中心）からの距離を算出する。
例：「定住者の増加」→ $17.86… = \sqrt{(34.22-50)^2 + (58.38-50)^2}$
- ③ 平均（中心）から「満足度評価最低・重要度評価最高」への線と平均（中心）から各項目への線の角度を求める。
例：「定住者の増加」→17.03度
- ④ ③で求められた角度より修正指数を算出する（指数は下記のとおり設定し、左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど得点が高くなる。）。
例：「定住者の増加」→ $0.8107 = (90-17.03) \times (1 \div 90)$
- ⑤ ②で算出された平均（中心）からの距離と④で算出された修正指数から優先度を算出する。
例：「定住者の増加」→ $14.48 = 17.86… \times 0.8107…$

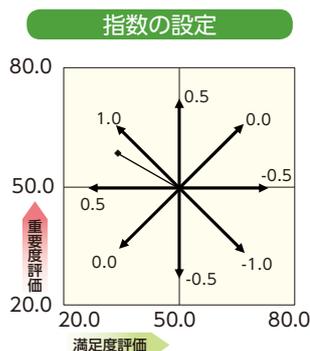
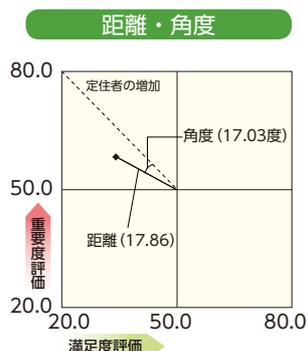
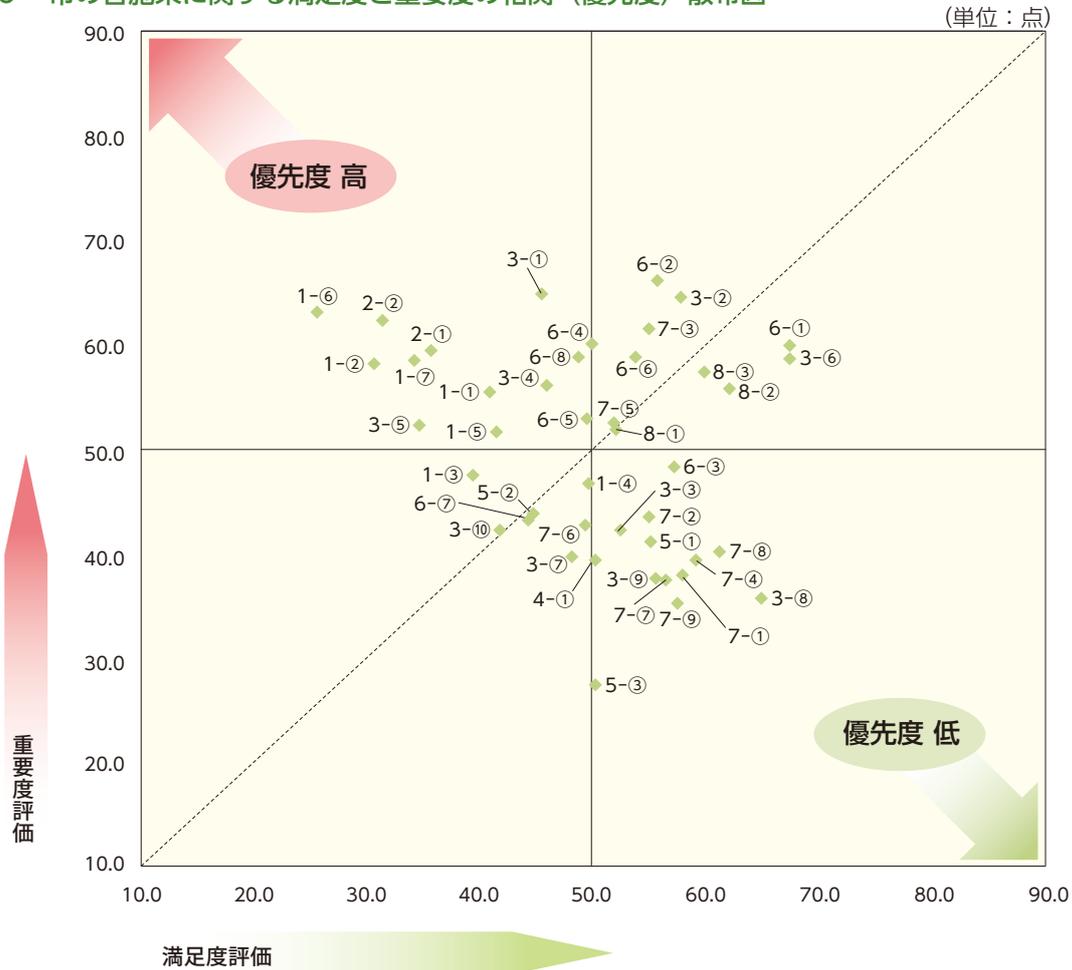


図8 市の各施策に関する満足度と重要度の相関（優先度）散布図



優先度高		優先度低	
1-6 雇用の場の確保と労働環境の充実	6-8 社会保障制度の健全運営	7-4 生涯学習の充実	3-6 上水道の安定供給
2-2 財政の健全化と行政運営の効率化	6-4 子育て支援の充実	7-9 芸術文化の振興	3-7 公園・緑地の整備
1-2 農業の振興	6-2 新市民病院を核とした医療体制の整備	7-1 人権を尊重する教育・啓発	6-1 健康づくりと疾病予防対策の推進
2-1 歳入の確保	1-3 林業振興と森林保全	5-3 交流事業の推進	7-6 家庭教育の充実
1-7 定住者の増加	3-2 犯罪と交通事故のないまちづくり	7-7 スポーツの振興	8-2 生活排水の適正処理
3-1 災害に強いまちづくり	7-3 教育環境の整備と教育内容の充実	3-8 墓地・斎場の整備	1-4 水産業の振興
3-5 交通手段の確保	6-6 高齢者福祉の推進	3-9 住宅対策の推進	8-3 資源循環と省エネによる環境負荷の低減
1-1 企業誘致と工業振興	6-5 障害者福祉の推進	5-1 情報基盤整備と情報の効果的発信	6-7 生活困窮者の自立支援
3-4 道路・河川などの都市基盤の整備	7-5 青少年の健全育成等の推進	7-8 歴史と伝統文化の伝承	5-2 観光の振興
1-5 商業の振興	3-10 土地の有効利用	7-2 男女共同参画社会の実現	8-1 環境の保全
		6-3 地域福祉の推進	
		3-3 安心できる消費活動の推進	
		4-1 市民の主体的活動の支援・参画の推進	

②子ども未来会議

平成25年8月26日(月)に開催した「子ども未来会議」では、市内小学校5・6年生(24名)及び市内中学校1・2年生(20名)が7つのグループに分かれて、「伸ばしたいところ」、「変えたいところ」、「大人ができること」、「私ができること」について意見交換をしました。

「伸ばしたいところ」

- ◆ 津田の松原、海水浴場に観光客がたくさん来ようPRしたり、清掃活動をする
- ◆ さぬき市の特産品を使った物を増やす
- ◆ 食べ物(魚や米)が新鮮でおいしい
- ◆ 八十八カ所めぐりの楽しさをもっと広めたい
- ◆ テアトロンの夕日。もっといろんなアーティストに来てほしい!!
- ◆ 蟹甲湾にのぼる朝日を見る。北山の海岸
- ◆ 前山ダム周辺の自然遊歩道
- ◆ 地域の人たちとのつながりをもっと伸ばしたい
- ◆ ボランティア活動を誰もが積極的にできるように活動を増やし広げる
- ◆ 子どもからお年寄りまで、みんなが一緒に交流できる施設をつくる
- ◆ 地域の清掃活動をもっと増やす
- ◆ 寺や神社などの文化財や、それに関連する建物をたくさんの人に知ってもらいたい
- ◆ 地域の人とあいさつをすること。した方もされた方も気持ちがいいから
- ◆ みろくのお古墳はすごくきれいな形で、日本でも珍しいのでもっとPRしたい
- ◆ どんな人にも優しいこと

「変えたいところ」

- ◆ 店の人の笑顔がもう少しみたい
- ◆ 人が多く集まり、楽しめる場をつくってほしい
- ◆ 郷土料理の料理教室を開き、若い人も作れるようになってほしい!!
- ◆ 大きなデパートなどをさぬき市内につくってほしい
- ◆ 働きたいと思う職場を増やす
- ◆ 健康ブームを利用した健康食品の開発や遊歩道の整備・温泉の活用
- ◆ 少子高齢化が進んでいるので、お年寄りの人のために、施設を増やしたらいい
- ◆ 介護施設の数を増やしてほしい
- ◆ 防災訓練を増やす。意識するようPRするなどの防災意識の強化をしてほしい
- ◆ 市全体が触れ合えるようなイベントをつくってほしい
- ◆ 学校がどんどん合併しているのが嫌
- ◆ 見えないところにゴミがある。もっときれいにしたい

「大人ができること」

- ◆ さぬきうどんを世界に広めるためにホームページを作る
- ◆ まだ、あまりメジャーじゃない食べ物を企業などでPRする
- ◆ 特産物をPRするホームページをつくってもらう
- ◆ 学校を本当になくさないといけないのか、話し合う
- ◆ 閉校してしまった学校の使い道を考え、みんなの思い出を少しでも減らさないようにする

- ◆ 大人に、防災のことについて話し合ってもらい、訓練の回数などを増やしてもらう
- ◆ 地域のためになる活動を計画する
- ◆ 危険な所の修理
- ◆ あいさつをしたら返すこと
- ◆ お年寄りの人でも安心できる施設をつくる
理由：高齢化社会になっているから
- ◆ ゴミを捨てないこと
- ◆ 大きな議会を開いてほしい（理由）年齢に関係なく参加できる議会を開くことで、年代や職業などの違いから生まれる不安や意見を取り入れ、市内全体の改革を進める
- ◆ 子どもの意見をくみ取り、その願いをかなえる

「私ができること」

- ◆ 特産物をPRするポスターをつくる
- ◆ さぬきうどんの新しい種類を子どもだけで作る
- ◆ お年寄りを大切にする
- ◆ 地域の行事に積極的に参加する
- ◆ ごみを捨てたり無駄遣いをしない
理由：そこから頑張らないといけない
- ◆ 困っている人がいたら助ける
- ◆ 学校に帰って呼びかけてみる
- ◆ 積極的にあいさつする
- ◆ 遊んでいる時に気づいたらゴミをひろう
- ◆ さぬき市について親と対話する
- ◆ 接待
- ◆ 節水する

※項目は一部抜粋

③ふるさと未来会議

平成25年9月29日（日）に開催した「ふるさと未来会議」では、公募市民など85名の参加者が「さぬき市のここが素晴らしい」と感じていること、「ここは変えたほうがよい」と感じていること、「今後、こんなことに取り組みばいいのでは」と感じるることについて、グループに分かれて意見交換をしました。

「さぬき市のここが素晴らしい」

- 農工連携が進んでいる（希望も含めて）
- 教育やまちづくりに力を入れる企業が多い
- 土地（地価）が安い
- 農産物が豊富
- 食材（魚）がおいしい
- 気候風土がよく住みやすい
- 人々の心がおだやか
- 上り三ヶ寺はほかの地区にはないからすばらしい
- 津田の松原、大串自然公園、古墳
- 災害が少ない
- 災害時に安否確認できている
- 子育て支援サービス
- 保育施設の充実
- 市民病院による病後時保育
- 若い人に伝統がひきつけている
- ふれ合いサロン
- 近所付き合いが密
- 高速バスで県外に行ける
- 継続的な市民活動
- 市民のボランティア
- 歴史的文化財が多い
- コンパクトで利便性がある（志度）
- 自然（空気・海）
- 大学がある→若い人が集まる。活気がある
- お接待文化が根付いている点

「ここは変えたほうがよい」

- 5 町の連携が少ない
- 旧 5 町合併後の交流が乏しい気がします
- さぬき市には大企業が少ない
- 情報発信力が低い
- 財務状況が悪い
- 農家の高齢化がひどくて、担い手が不足、集落営農ができるよう共同作業
- 地産地消を、もっと積極的に
- 伝統・食文化のアピールが少ない
- 田・畑をつぶし、スーパー等商業施設がどんどん新しくでき、自然破壊が進んでいる
- 宿泊施設が少ない
- 温泉が多いが特徴がない
- 昔は、災害時に協力して、炊き出しをしていた。今はない
- 災害情報を出すのが遅い
- 山の中に子どもの遊び場が少ない
- 赤ちゃんを持つ母親のグループがなくなり、活動休み
- 家族で介護（難しい）
- 開かれたデイサービス施設がほしい・コミュニケーション向上・手軽さ
- 入院施設の不足
- 医師不足
- 80歳以上の運転
- 祭・イベント参加者が減っている
- 若い人の遊ぶところがない
- 小中廃校で若い人が少なくなる地区がある
- 現状に対する行政（市）の認識不足
- 川の整備が悪い

「今後、こんなことに取り組みばいいのでは？」

- 旧町間の温度差を改善する
- 流通基盤の整備
- 地元企業の地元住民への PR
- イノシシ（ボタンなべ）
- 夕日サミット
- 市全体で文化活動（旧 5 町ではなく市）
- 地元の歴史について市民がもっと知るべき
- 防災に対する意識を高める養成講座
- シンボルが欲しい（例：志度駅前）
- 見守り活動を市民で
- 親子サロン 高齢者の経験を活かしてもらう
- 男性向けデイサービス（個人の趣味が活かせる）
- 買い物をする際、交通の便を改善
例：買い物バス
- イベントを開催。他市、県へのアピール
- 若い人が参加できるサークルを作る
- 仕事（若者）をする場所、支援
- 若者でも興味をもつようなおしゃれな場所を作る
- 気軽にあいさつをできるように！
- 空き家の活用
- 質の高いゆったりした教育
- 語りべボランティアの導入
- 女性が前に出やすい環境づくり
- 産官学で古墳、文化財を活用する
- コミュニティバスの高齢者の無料化
- いろいろな施設を 1 つにまとめてコンパクトに！

※項目は一部抜粋



さぬき市の主要課題

(1) 雇用の場の確保

- 企業誘致と地域企業の規模拡大等の支援による雇用の場の創出
- 多様な働き方を可能にする労働環境の整備、促進
- 市民の働く場の確保に向けた情報提供と職業紹介の実施

(2) 産業の振興

- 食の安全確保にも繋がる、顔の見える第1次産業と地産地消の推進
- 有害鳥獣対策及び耕作放棄地対策の推進
- 産学官連携などによる第6次産業化や付加価値の高い農業、漁業及び商工業の振興
- 新分野進出、販路開拓及び人材育成などによる事業経営支援

(3) 交流の促進と人口減少対策

- 自然や歴史、文化など豊富な地域資源を活かした交流の促進
- 質の高い行政サービスなど、施策のグレードアップによる市民満足度の向上と魅力アップ
- 定住促進のための効果的取組の企画・立案・実施と情報提供の推進

(4) 災害に強い、安全・安心なまちづくり

- 近い将来に発生の可能性が高まる大規模地震や自然災害に対する防災、減災対策
- 地域コミュニティの活性化と自助・共助による安全・安心づくり推進のための啓発・支援
- 交通事故や犯罪のない、安心して暮らせる社会の実現

(5) 都市基盤の整備による快適な暮らしのサポート

- 暮らしを支える道路・橋梁など社会基盤の適切な維持管理と優先度に基づく整備
- 高齢化社会に対応した市民の移動手段確保を含めた公共交通ネットワークの構築と利用促進
- 住環境、公園・緑地、墓地・斎場などの生活基盤の整備や支援

(6) 健康づくりと安心できる医療体制の充実

- 自主的な心と身体健康づくりへの啓発と支援
- 健康診査の充実による疾病予防と生活習慣病対策の徹底
- 救急医療を含めた地域医療の充実による、安心して医療が受けられる体制の整備

(7) 子育て支援の充実と高福祉の推進

- 安心して産み育てられる子育て環境の充実と地域ぐるみでの子育て支援体制の構築
- 高齢者、障害者など誰もが安心し、生きがいをもって地域で暮らし続けられる環境の整備
- 互いに支え合い、助け合える福祉のまちづくりの推進
- 生活困窮者に対する保護と自立支援及び保険・介護など社会保障制度の適切な運用による、安心して暮らせる地域社会の実現

(8) 教育の充実、青少年の健全育成及び文化の振興

- 学校再編による適正規模化と合わせた、より良い教育環境の充実
- 学ぶ意欲を高め、児童・生徒の個性に合わせた指導など、学力と体力のバランスがとれた子どもを育てる質の高い学校教育の推進
- 家庭教育の充実支援及び青少年の健全育成といじめのない社会の実現
- 歴史や伝統・文化を伝え、地域への愛着を育む取組の推進
- 人権を尊重する教育及び啓発と男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進

(9) 豊かな自然環境の保全と循環型社会の実現

- 環境保全への啓発、環境学習の実施など、豊かな自然を守る取組の推進
- ごみの減量化、リサイクルの推進による資源循環型社会の構築と、省エネルギーへの啓発、環境エネルギーの導入支援など、地球環境に優しい社会の実現
- 水環境を保全する下水道及び合併処理浄化槽事業の効果・効率的実施

(10) 市民本位で進める持続可能な行財政運営

- 行財政の効率化と歳入確保による、持続可能で計画的な財政運営の確立
- 市民に開かれ、市民が主体となって進める自律的行政経営
- 老朽化が進む公共施設の適量化と管理運営の適正化



さぬき市役所本庁舎



将来のまちづくりの検討フロー

さぬき市の特性・地域資源

- ①交通の利便性が高いまち
- ②穏やかな瀬戸内海に面し、
緑豊かな田園が広がる美しい
自然景観を有するまち
- ③津田の松原、文化財など、
豊富な観光資源を有し、
お接待の心があるまち
- ④市民のボランティア活動が
活発なまち

さぬき市を取り巻く時代趨勢

- ①人口減少・超高齢社会の到来
- ②大規模な自然災害などの
発現率の高まり
- ③地球温暖化などの環境問題
- ④産業構造や雇用形態の変化
- ⑤食への安全意識の高まり
- ⑥地域コミュニティの希薄化

市民ニーズ

- ①市への愛着度

全体	70.7%
20歳代	71.0%
- ②定住意向

全体	73.9%
20歳代	56.5%
- ③将来のまちのイメージ
 - 1位 犯罪が少なく
災害に強い
安全で安心なまち
 - 2位 高齢者なども
暮らしやすく
人にやさしいまち
 - 3位 いつでも
医療が受けられ
健康に暮らせるまち
 - 3位 自然環境を
大切にす
自然豊かなまち
- ④各分野の優先度
 - 1位 雇用の場の確保と
労働環境の充実
 - 2位 財政の健全化と
行政運営の効率化
 - 3位 農業の振興

さぬき市の主要課題

- ①雇用の場の確保
- ②産業の振興
- ③交流の促進と人口減少対策
- ④災害に強い、
安全・安心なまちづくり
- ⑤都市基盤の整備による
快適な暮らしのサポート
- ⑥健康づくりと
安心できる医療体制の充実
- ⑦子育て支援の充実と
高福祉の推進
- ⑧教育の充実、青少年の
健全育成及び文化の振興
- ⑨豊かな自然環境の保全と
循環型社会の実現
- ⑩市民本位で進める持続可能な
行財政運営

今後12年間のまちづくりの将来像、まちづくりの理念の構築



基本構想

- 1 まちの将来像
- 2 まちづくりの基本理念
- 3 まちづくりの基本目標と施策の体系
- 4 まちづくりの基本目標
- 5 12年後の目指すべき人口規模



1 まちの将来像

**自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に
みんなで暮らす ふるさとさぬき**

さぬき市が今後目指していくまちの将来像は、「自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適にみんなで暮らす ふるさとさぬき」です。

美しく穏やかな瀬戸内海と緑あふれる讃岐山脈など豊富な自然を大切にしながら、産業や観光が盛んで働く場も確保された賑わいのあるまち、市民が、健康で快適に、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

そして、歴史と伝統文化に恵まれたわがふるさと「さぬき市」を愛し、誇りをもって、支え合い、協力しながらみんなで幸せに暮らしていけるまちを築いていくこととします。



大串自然公園

2

まちづくりの基本理念

守る つなぐ 進化する

命と暮らしを「守る」

みんなの笑顔が輝くためには、日々の暮らしの中で、安心と安全を実感できることが必要です。自然災害、犯罪、あらゆる困窮などから市民の命と暮らしを守り、生涯にわたって心身ともに健康で暮らせるまちづくりを進めます。

人と人、過去と未来を「つなぐ」

だれもがいきいきと暮らしていくためには、家庭や地域などあらゆる場所で互いを認め、思いやり、助け合うことが大切です。また、ふるさとを守り、発展させていくためには、過去から受け継がれてきた自然や伝統、文化を次世代に引き継ぎ、さぬき市民としての誇りを育てていくことが必要です。人と人をつなぎ、人と歴史をつないでいくまちづくりを進めます。

改革と創造で「進化する」

だれもが快適で住みよいまちにしていくためには、現状と課題を冷静に見極め、勇気と覚悟をもって時代のニーズに沿った改革に取り組むことが必要です。また、地域資源を見直し、新たな魅力を創造していくことも大切です。次代に向け、市民と市が協力して改革と創造に取り組み、「さぬき市」をさらに進化させるまちづくりを進めます。



まちづくりの基本目標と施策の体系

将来像実現のため、次の6つの基本目標を定めます。

将来像

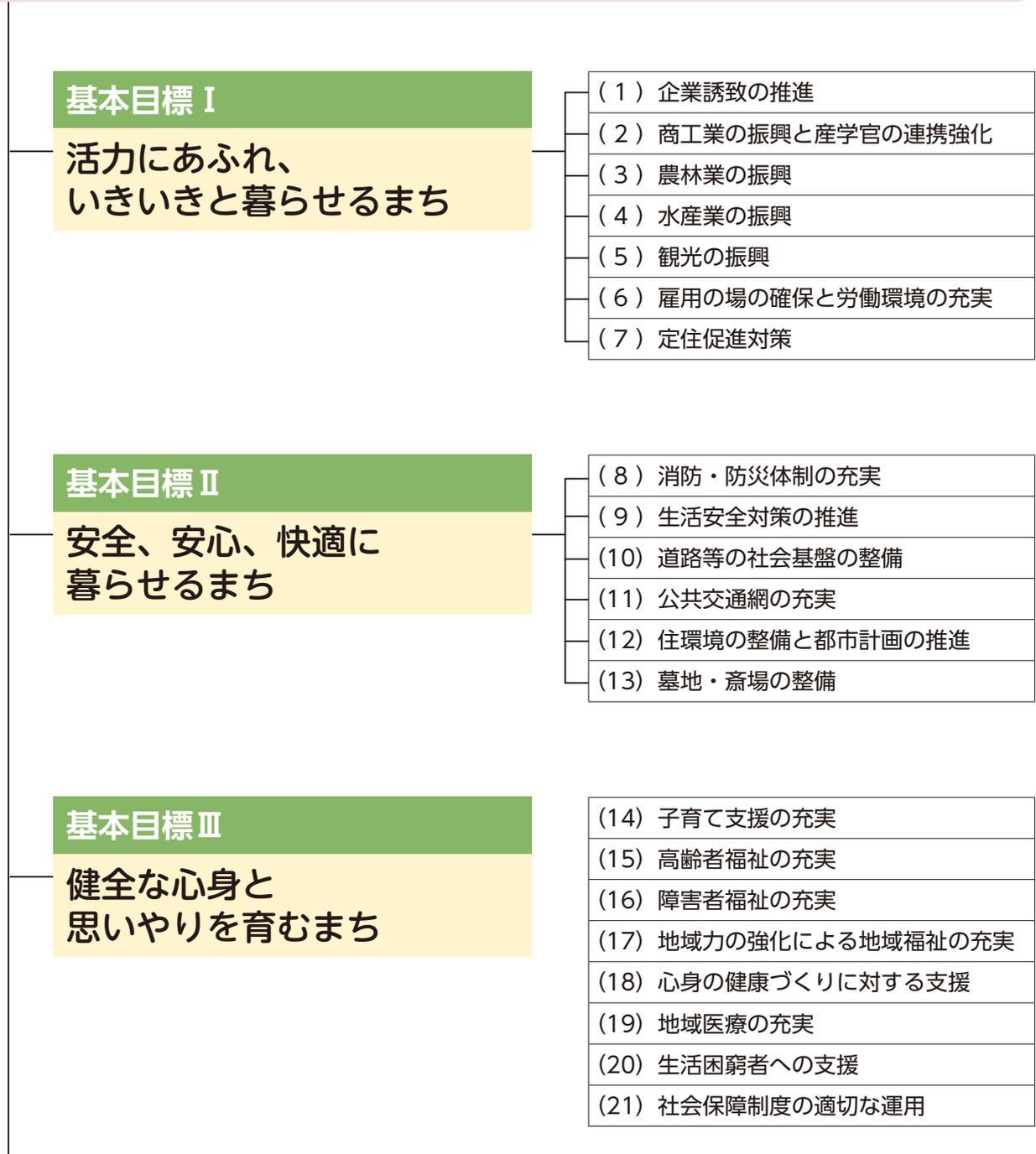
自然豊かでいきいき 笑顔あふれて快適に
みんなで暮らす ふるさとさぬき

基本理念

守る つなぐ 進化する

基本構想

3 まちづくりの基本目標と施策の体系



基本目標Ⅳ

学ぶ意欲と
豊かな心を育むまち

- (22) 学校教育の充実
- (23) 家庭と地域の教育力の強化
- (24) 生涯学習・スポーツの推進
- (25) 歴史・文化の伝承
- (26) 青少年の健全育成
- (27) 交流事業の推進
- (28) 男女共同参画の推進
- (29) 人権教育の推進

基本目標Ⅴ

人と地球にやさしいまち

- (30) 自然環境との共生
- (31) 資源循環型社会の構築
- (32) 上下水道の維持・整備

基本目標Ⅵ

市民協働による、
持続可能な自主自律のまち

- (33) 財政の健全化
- (34) 歳入の確保
- (35) 行政改革の推進
- (36) 公共施設マネジメントの推進
- (37) 市民に開かれた
市民本位・市民主体の行政の推進
- (38) 地域コミュニティの活性化
- (39) 広域的行政の推進



さめきワイン

4 まちづくりの基本目標

(1) 基本目標Ⅰ 活力にあふれ、いきいきと暮らせるまち

産業、観光の活性化及び定住促進に関する基本目標です。

さぬき市には、農業や水産業をはじめとする基幹産業のほか、優れた技術を有する製造業などが数多く立地しています。昨今、食品に関する不祥事や輸入農作物の残留農薬に関する問題などに端を発して、食への安全性に対する意識が高まり、生産者の顔が見える第1次産業が求められています。また、国際化の進展に伴う輸出入の自由化など、本市の地域産業を取り巻く環境もめまぐるしく変化してきています。

こうした中、本市では、地域で採れた新鮮な農水産物や加工品を販売する産直市の開設や、ハマチや牡蠣、にんにく、いちご、ミニトマト、モモなど、付加価値の高い農水産物を生産する事業主も増えてくるなど、魅力ある第1次産業が育ちつつあります。ただ、その一方で、有害鳥獣被害の深刻化、従事者の高齢化と後継者不足、厳しい経営状況などにより、耕作放棄地の増加や事業そのものが継続できないケースも増加しています。

観光においては、四国八十八ヶ所霊場の上がり三力寺をはじめ、瀬戸内海国立公園に指定されている白砂青松の津田の松原など香川県を代表する観光名所が数多くあり、交流を活性化させていくための観光資源が充実しています。

地域の活力を維持し、働く場を確保していくため、創意と工夫で地域の各産業を振興していくことが求められており、農林業、水産業、商工観光業それぞれの状況に応じた的確な支援を今後とも積極的に行います。

特に、古くからこの地域の基幹産業として営まれてきた農業については、集落営農組織の育成、農地の集積による規模拡大と経営基盤の強化などを通して安定的な経営促進を図っていきます。同時に、やりがいのある産業としての魅力や、農地のもつ多面的機能の重要性などを伝え、後継者の発掘と育成により一層取り組んでいく必要があります。

また、商工業などについては、地元徳島文理大学等との産学官連携を促進し、より付加価値の高い産業の育成を目指すとともに、合わせて、粘り強い企業誘致活動を継続して、新たな雇用の場の創出にも努めるとともに、職業紹介など市内で働く機会の拡充にも取り組んでいきます。

さらに、まちの魅力の創造と発信とともに、誰もが住んでみたくなるグレードの高い施策を充実していくなど定住促進のための取組を推進していきます。

目標達成のための基本施策

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 企業誘致の推進 | (5) 観光の振興 |
| (2) 商工業の振興と産学官の連携強化 | (6) 雇用の場の確保と労働環境の充実 |
| (3) 農林業の振興 | (7) 定住促進対策 |
| (4) 水産業の振興 | |

(2) 基本目標Ⅱ 安全、安心、快適に暮らせるまち

防災・防犯、都市基盤、交通及び情報化に関する基本目標です。

「災害に強いまちづくり」は、市民アンケート調査で重要度が高い項目の一つでした。市民の安全・安心を担保する最優先の課題であることから、将来高い確率で発生が予想される南海トラフに起因する大規模地震や津波などの自然災害に対して、「自助」、「共助」^{※2}による取組への啓発も進めながら、ハード、ソフト両面からの防災・減災対策に万全を期すとともに、常備消防等との協力関係や市民・企業等との連携を強化して必要な危機管理体制を充実し、「災害の少ないまち」に留まらず、「災害に強いまち」を目指していきます。

防犯・交通安全対策においても、警察や交通安全対策協議会、防犯協会等と更に連携を強化し、犯罪と交通事故の少ない安全なまちづくりに努めます。

社会基盤に関しては、道路では、高松自動車道をはじめ、国道11号及び377号を主軸に、県道・主要地方道が市内を縦横にめぐり、生活道路としての市道等の整備は進んでいます。自家用車が市民の重要な移動手段であるため、道路や橋梁は生活に密接した重要な社会資本であり、今後は維持・修繕に軸足を移し、優先度に十分配慮しながら計画的な整備に努めていきます。

公共交通に関しては、市内公共交通機関として、JR高徳線、高松琴平電気鉄道、一般乗合バス、市コミュニティバスが運行しており、高速バスによる本州（主に関西）方面へのアクセス性にも優れています。今後は更なる高齢化の進展に伴って、市内における市民の自家用車以外の移動手段をいかに確保していくかが最大の懸案事項であり、コミュニティバスのあり方を中心として、より利便性の高い公共交通ネットワークの構築に努め、利用促進を図って環境負荷の少ない社会を目指します。

情報基盤に関しては、市のCATVネットワークを受け継いだ民間企業による市内全域への高速ブロードバンド網の整備が終了し、インターネットの更なる活用が容易な環境が整いました。市では、このほか、携帯電話やデジタルテレビ等様々な情報ツールを活用して、情報化時代に相応しい情報の送受信の仕組みを形成していきます。

生活基盤である住宅については、定住促進のための住宅取得や住環境改善のための支援のほか、増加する空き家問題に関しても様々な観点から必要となる対策を実施します。また市営住宅については、ストック^{※3}の有効活用のための長寿命化をはじめとして、需要にマッチした整備を実施します。

墓地・斎場については、人生の終焉に相応しい尊厳と品位を有する斎場運営と、求められる墓地供給に努めます。

目標達成のための基本施策

- | | |
|------------------|---------------------|
| (8) 消防・防災体制の充実 | (11) 公共交通網の充実 |
| (9) 生活安全対策の推進 | (12) 住環境の整備と都市計画の推進 |
| (10) 道路等の社会基盤の整備 | (13) 墓地・斎場の整備 |

※2 自分の身は自分で守ることを「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合うことを「共助」という。行政等の公的機関が行う防災対策を「公助」という。

※3 ある時点において存在する物（の数）をいう。市営住宅ストックとは、既存の市営住宅のこと。

(3) 基本目標Ⅲ 健全な心身と思いやりを育むまち

健康・福祉に関する基本目標です。

全国的な少子化傾向の中、さぬき市においても若年層が著しい減少傾向にあります。若者の移住・定住を促すためにも、子育てのための環境を更に充実していくことがこれまで以上に重要です。放課後児童クラブや子ども教室、病児・病後児保育の更なる充実など、福祉と教育の垣根を越えた施策の拡充等地域ぐるみの子育て支援体制を構築していく必要があります。国の制度の変化にも対応しつつ、子育てがしやすいまちとなるよう各施策の拡充に取り組んでいきます。

地域福祉とは、地域社会における福祉の問題に、地域の住民や福祉関係者がお互いに協力して取り組んでいこうという考え方であり、本市においても、多様な主体が参加して互いをいたわり、支え合える環境を整えていくことで、市民が安心して暮らせるよう努めていきます。また、高齢者や障害者に対しては、地域における理解を深め、誰もが社会の一員として社会参加でき、住みやすい環境の整備に努めるとともに、関係機関と連携しつつ、必要な支援を行って、高福祉のまちを目指します。

市民の健康はかけがえのない宝です。笑顔あふれる社会を築くため、疾病予防に重点を置いた健康づくりと生活習慣病対策に努めます。特に、「新市民病院を核とした医療体制の整備」は、市民アンケートにおいて最も重要度の高い項目でした。市民病院を核として、保健・福祉・介護とも連携した地域包括医療体制の充実を図っていきます。

また、食は命の源であり、幼少期から正しい食生活を身につけることが将来の生活習慣病予防対策にもつながるため、心の健康につながるコミュニケーションづくりも合わせて、「食育」の効果的な実践に努めるとともに、食生活の改善を進めていきます。

生活保護制度は最後のセーフティネットとして、真に必要な人に対して制度が適正に運用されるよう努めるとともに、自立に向けた支援を行います。

また、引き続き、国民健康保険制度をはじめ、保険、介護、年金など各種社会保障制度の適切な運用に努め、市民の医療及び福祉サービスを守っていきます。

目標達成のための基本施策

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (14) 子育て支援の充実 | (18) 心身の健康づくりに対する支援 |
| (15) 高齢者福祉の充実 | (19) 地域医療の充実 |
| (16) 障害者福祉の充実 | (20) 生活困窮者への支援 |
| (17) 地域力の強化による地域福祉の充実 | (21) 社会保障制度の適切な運用 |

(4) 基本目標Ⅳ 学ぶ意欲と豊かな心を育むまち

教育・文化に関する基本目標です。

さぬき市では、学校の再編整備をはじめとして、時代に合った教育環境の充実に重点を置いて取り組んでいます。子どもたちが持つ様々な能力を伸ばし、「知・徳・体」のバランスがとれた生きる力を一層育てていくことを目指して、学校、地域、家庭が連携して子どもたちの成長を促す教育の更なる充実に努めます。

生涯を通じて学習やスポーツに親しみ、文化的、健康的な生活を送れる環境を整備するとともに、知的好奇心を生み出し、活かすことができる生涯学習講座や、健康増進につながるスポーツ活動を積極的に支援していきます。

本市には古墳や遍路道をはじめ、有形無形の文化遺産が数多くあります。伝統と文化を守り、芸術に親しむことは、市の歴史を引き継ぎ、心豊かに発展させていくことにもつながることから、こうした取組を通して文化の薫るまちづくりを進めます。

青少年を取り巻く環境は、近年のインターネットの普及などで大きく変化しています。携帯電話をはじめSNS^{※4}の利用、多種多様な情報の容易な入手が可能な中、いじめのない、非行に走らない、健全な青少年の育成に努めます。

国内及び国外との交流に関しては、現在の事業を踏まえつつ、文化的交流や子どもたちの体験型交流を軸に実施していきます。

男女共同参画社会の実現に向けては、日常生活における市民の意識が最も重要です。男女共同参画推進条例を基本として、男女共同参画プランを計画的に推進し、あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、女性の更なる職場や地域活動への進出・活躍ができる環境づくりに努めます。

人権教育に関しては、今なお根強く残る部落差別をはじめあらゆる差別を許さない行動が実践されるよう、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意識や態度を身につけていくための幅広い啓発活動と教育を推進します。

目標達成のための基本施策

- | | |
|-------------------|----------------|
| (22) 学校教育の充実 | (26) 青少年の健全育成 |
| (23) 家庭と地域の教育力の強化 | (27) 交流事業の推進 |
| (24) 生涯学習・スポーツの推進 | (28) 男女共同参画の推進 |
| (25) 歴史・文化の伝承 | (29) 人権教育の推進 |

※4 ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

(5) 基本目標Ⅴ 人と地球にやさしいまち

環境に関する基本目標です。

さぬき市では、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一部事務組合が運営する東部溶融クリーンセンターを中心に適正なごみ処理を進めています。し尿についても同様に広域的な処理体制のもと、大川広域志度クリーンセンターで処理を行っています。これらの施設・設備の適正な管理に努めるとともに、ごみの減量化に市一丸となって取り組み、3R運動^{※5}を推進して、真の環境型社会を目指します。また、近年増加傾向にある不法投棄対策についても、地域住民や企業等と協力し、環境パトロールを継続して実施します。

地球温暖化や生物の多様性の喪失など、環境問題が世界的な広まりを見せる中、本市においても子どもや孫の世代に豊かな自然環境を引き継いでいくことが重要です。自然エネルギーの導入促進を図っていくとともに、環境学習に積極的に取り組むなど、市民への啓発活動を展開し、環境にやさしいまちづくりに取り組みます。

また、子どもたちが安全に遊べ、高齢者などが安心して休憩できる、自然豊かな本市の特徴を生かした公園や広場を整備します。

人の生活に欠かせない水については、安全でおいしい水を市民・企業に供給し続けていくため、必要な施設整備を行うとともに、水質管理に取り組みます。

下水道に関しては、住居密集地域を優先に整備の推進を図る必要がある一方、早い段階で整備された地域においては、供用開始から50年以上が経過しており、処理場・ポンプ場の基幹施設や老朽管渠の改築も急務となっています。生活環境の向上と環境保全のため、合併処理浄化槽を含む下水道のさらなる普及を図り、安定した施設管理に努めていくことが必要です。

ただ、上下水道ともに、人口減少に伴う計画の見直しが必要になっており、「香川県広域水道事業体検討協議会」等の協議結果を踏まえた効率化及び適正料金への改定など、安定経営に努めていきます。

目標達成のための基本施策

(30) 自然環境との共生

(32) 上下水道の維持・整備

(31) 資源循環型社会の構築

※5 リデュース：減らす、リユース：再使用、リサイクル：再資源化

(6) 基本目標Ⅵ 市民協働による、持続可能な自主自律のまち

行政経営及び市民参画に関する基本目標です。

地方分権が進展し、基礎的自治体である市町村の役割はますます増大しつつあり、これに伴って業務量が増加する一方、近年の厳しい財政状況から職員数は減少しています。また、限られた財源を有効に活用していくためには、行財政運営の効率化を進めていくことが必要であり、併せてあらゆる歳入の確保に努めていくことも欠かせません。

このため、将来を見据えた計画的な行財政運営に努め、財政の健全化、積極的な行政改革、広域的行政の拡充を推し進めるとともに、広報・広聴機能の充実による市民ニーズの的確な把握と、行政評価制度を活用した事業そのものや手法に関する不断の見直しを行っていくこととします。

老朽化が進む公共施設に関しては、公共施設マネジメント基本方針に沿って適量化と管理運営の最適化を図っていくとともに、学校跡地施設についても効果的な利活用を推進していきます。

しかしながら、まちづくりは市役所だけが行うものではなく、市民をはじめとする多くの関係者が力を合わせて行うものです。参画や協働という言葉がまちづくりにおいて当たり前となりつつある現在、さぬき市においても市民のためのまちづくりを市民とともにやっていくという原則を再認識し、推進していく必要があります。各種施策や計画策定に関する意見を聞く機会を一層充実させるとともに、イベントの開催、防犯・防災活動、教育活動、清掃活動など、様々な取組を市民とともに行うための体制と仕組みを構築していきます。

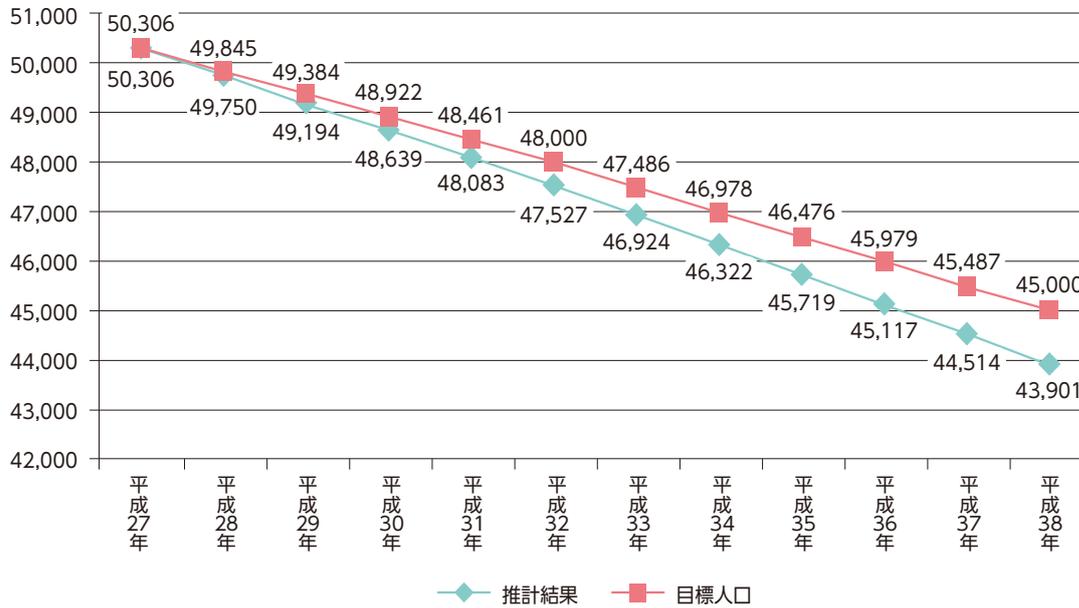
また、担い手としての自治会やボランティア団体、企業、サークル、PTAなど各種団体との連携強化を図っていくことで、市民主体のまちづくりを積極的に推進していきます。

目標達成のための基本施策

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (33) 財政の健全化 | (37) 市民に開かれた |
| (34) 歳入の確保 | 市民本位・市民主体の行政の推進 |
| (35) 行政改革の推進 | (38) 地域コミュニティの活性化 |
| (36) 公共施設マネジメントの推進 | (39) 広域的行政の推進 |

5

12年後の目指すべき人口規模



国立社会保障・人口問題研究所が行ったコーホート要因法による推計結果をみると、さぬき市の平成32年の人口は47,527人、平成38年の人口は43,901人と推計されています。

本市が未来に向けて発展していくためには、人口減少を最小限に留めるとともに、交流人口の拡大を図ることが重要です。今回採用した推計手法は、「人口問題研究所の推計」を採用していますが、雇用の創出により定住人口の増加策に努め、交流人口に伴う経済効果の創出と定住化に向けた取組を積極的に展開していくこととし、政策的な人口増加を見込み、12年後の目指すべき人口規模を以下のように想定します。

平成32年度	平成38年度
48,000人	45,000人



野外音楽広場テアトロン（昼間）



野外音楽広場テアトロン（夕景）



前期 基本計画

- 1 施策体系
- 2 重点プロジェクト
- 3 基本目標別計画



1

施策体系

将来像

自然豊かでいきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき

基本理念

守る つなぐ 進化する

基本目標 I

活力にあふれ、
いきいきと
暮らせるまち

(1) 企業誘致の推進	①企業誘致の推進と流出防止
(2) 商工業の振興と 産学官の連携強化	①中小企業の振興 ②産学官連携の推進による地域企業の支援 ③魅力ある商業の振興
(3) 農林業の振興	①農業生産基盤の充実 ②多様な担い手の育成・確保 ③農地保全と耕作放棄地対策の推進 ④鳥獣被害対策の推進 ⑤農産物のブランド化と6次産業化の推進、地産地消の推進 ⑥林業基盤の整備 ⑦森林への総合理解の浸透
(4) 水産業の振興	①漁業生産基盤の整備 ②水産資源の確保と地産地消の推進 ③経営体制の強化と担い手の確保
(5) 観光の振興	①魅力ある観光振興対策の推進 ②国内外に向けた観光PRの強化 ③広域観光連携の推進
(6) 雇用の場の確保と 労働環境の充実	①就労支援の充実 ②働き続けられる労働環境の充実
(7) 定住促進対策	①移住・二地域居住の推進 ②定住支援の強化 ③まちの魅力発信と多様な交流活動の推進

基本目標 II

安全、安心、快適に
暮らせるまち

(8) 消防・防災体制の 充実	①地域防災力の向上 ②防災対策等の推進 ③災害発生時における体制の整備 ④消防・救急体制の充実 ⑤国民保護体制の整備
(9) 生活安全対策の 推進	①犯罪のないまちづくりの推進 ②交通安全対策の推進 ③消費者行政の推進
(10) 道路等の 社会基盤の整備	①市道及び生活道路等の維持・整備促進 ②橋梁の長寿命化 ③河川の維持・整備促進 ④港湾の維持・管理 ⑤生活環境整備事業の継続

基本目標Ⅲ

健全な心身と
思いや리를育むまち

(11) 公共交通網の充実	①誰もが利用し得る利便性の高い公共交通手段の提供 ②公共交通利用促進対策の推進
(12) 住環境の整備と都市計画の推進	①良好な住環境の提供と支援 ②空き家対策の推進 ③都市計画の推進 ④市民に親しまれる公園・緑地の整備充実
(13) 墓地・斎場の整備	①斎場の適切な管理運営 ②墓地の確保と適切な維持管理

(14) 子育て支援の充実	①安心して産み・育てられる医療体制の整備 ②母性と乳幼児の健康づくりの支援 ③地域ぐるみの子育て支援の推進 ④子育て支援サービスの充実 ⑤配慮が必要な子どもや家庭への支援
(15) 高齢者福祉の充実	①健康づくりや介護予防の推進 ②社会参加の推進 ③見守りと支援の仕組みづくり ④地域包括ケアシステムの構築
(16) 障害者福祉の充実	①相談体制の充実 ②障害児への支援 ③障害者の生活支援対策の充実 ④社会参加の促進と就労支援 ⑤地域ぐるみの障害者福祉の充実 ⑥障害者が暮らしやすい地域づくり
(17) 地域力の強化による地域福祉の充実	①住民主体の支え合いによるまちづくり ②安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり ③いきいき福祉の基盤づくり
(18) 心身の健康づくりに対する支援	①健康づくり活動への支援 ②生活習慣病対策の推進 ③予防医療の充実 ④心の健康づくり
(19) 地域医療の充実	①市民病院を核とした医療体制の充実 ②地域医療の連携推進 ③診療所の継続的な運営
(20) 生活困窮者への支援	①生活保護制度の適正な運用 ②自立に向けた支援の実施 ③生活困窮者への相談業務の拡充
(21) 社会保障制度の適切な運用	①国民健康保険制度の健全な運営 ②後期高齢者医療制度の適正な運営 ③介護保険制度の健全な運営 ④国民年金制度の適切な運用と啓発

基本目標Ⅳ

学ぶ意欲と豊かな心を育むまち

(22) 学校教育の充実	①「生きる力」を育む学校教育の充実 ②就学前教育の充実 ③教職員の資質の向上 ④教育環境の整備・充実
(23) 家庭と地域の教育力の強化	①家庭教育の啓発と推進 ②家庭・地域・学校の連携による教育環境の充実
(24) 生涯学習・スポーツの推進	①生涯学習の推進 ②生涯スポーツの推進 ③生涯学習施設の適切な整備と管理運営
(25) 歴史・文化の伝承	①文化財の保存と活用 ②地域の歴史と伝統文化の伝承 ③文化活動の推進と優れた芸術に触れる機会の提供
(26) 青少年の健全育成	①青少年健全育成活動の推進 ②健全な社会環境づくり ③相談・支援活動の充実
(27) 交流事業の推進	①国際交流活動の推進 ②国内友好都市等交流事業の推進
(28) 男女共同参画の推進	①様々な分野における男女共同参画の推進 ②あらゆる暴力の根絶
(29) 人権教育の推進	①人権教育・啓発活動の推進と充実 ②人権問題に関する相談体制の充実 ③啓発活動拠点施設の活用

基本目標Ⅴ

人と地球にやさしいまち

(30) 自然環境との共生	①環境保全意識の高揚と活動の推進 ②環境美化運動と景観の保全 ③ごみの不法投棄の防止 ④地球温暖化対策と公害等の防止 ⑤ペットの適切な飼養に向けた対策の推進
(31) 資源循環型社会の構築	①ごみの減量化と3R運動の推進 ②し尿収集・処理体制の充実
(32) 上下水道の維持・整備	①上水道事業の健全経営 ②計画的な上水道施設の整備 ③下水道事業の推進と健全経営 ④下水道施設の適切な維持管理 ⑤合併処理浄化槽の設置促進と適切な利用の啓発

基本目標Ⅵ

市民協働による、
持続可能な
自主自律のまち

(33) 財政の健全化	①長期的視点に立った持続可能な安定的財政運営の推進
(34) 歳入の確保	①市有財産の適正処分と有効活用 ②市税の適正な賦課と徴収体制の強化 ③各種使用料等の適正化と未収金の解消 ④新たな歳入の確保
(35) 行政改革の推進	①総合計画に基づく戦略的な行財政運営の実践 ②効果的かつ効率的組織体制への見直しと人員配置の適正化 ③人材育成の推進と人事評価制度の検討 ④行政評価制度の有効活用と行政改革の更なる推進 ⑤全庁的取組による電算システムの効率化
(36) 公共施設 マネジメントの 推進	①計画的な公共施設の整理・再編と管理運営の最適化 ②公共施設総合管理計画の策定 ③公共施設使用料の見直し ④学校跡地施設の利活用の推進 ⑤庁舎の再編整備
(37) 市民に開かれた 市民本位・市民 主体の行政の推進	①広報活動の充実 ②広聴活動の充実 ③適切な情報公開と公文書の適正管理
(38) 地域コミュニティ の活性化	①コミュニティ意識の高揚と地域内団体の活動支援 ②まちづくり活動拠点の整備 ③ボランティア活動への支援
(39) 広域的行政の推進	①広域的な行政の推進 ②定住自立圏の取組の推進

2 重点プロジェクト

前期基本計画では、平成27年度から4年間、全市的に取り組む重点プロジェクトを設定します。重点プロジェクトは、各目標・施策にまたがり、特に重要視されるテーマに関して、部(局)・課(室)横断的に取組を推進し、総括的に課題解決を図っていくために設定するものです。

市の政策審議会において定期的に進捗状況を確認するとともに、関係課が横断的にプロジェクトチームを構成して取り組んでいきます。

(1) 人口減少対策プロジェクト

平成22年国勢調査による本市の人口は53,000人で、前回の平成17年調査と比較すると2,754人の減少となり、その後も減少傾向が続いています。高齢化率は29.0%で、今後も高齢化が一段と進んでいくことが見込まれ、日本創成会議が行った推計では、今から25年後の平成52年(2040年)の人口は33,321人になると推計されています。

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれ、地域経済の縮小など、本市においても大きな影響が生じることが予想されます(参考①参照)。

国では、こうした人口減少傾向に対して、日本の人口の現状と将来の姿を示し、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(長期ビジョン)」及びこれを実現するため、今後5か年の基本目標や施策の概要等を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略(総合戦略)」を取りまとめ、閣議決定しました。

本市においても、人口減少対策を自らの最重要課題としてとらえ、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、毎年評価・検証を行いながら、全市一丸となって取組を推進していくこととします。

※参考①

人口減少によって経済規模の縮小がいったん始まると、それが更なる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥るリスクがある。特に人口急減に直面している地方では、深刻な事態が生じるおそれがある。地方の人口急減は労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地方の経済規模を縮小させる。そして、それが社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こすという悪循環である。こうした悪循環に陥ると、地域経済社会は急速に縮小していくこととなる。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」より抜粋

本市においては、人口減少と地域経済の縮小を克服していくため、国の示す3つの基本的視点（参考②参照）を踏まえ、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指して、「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に取り組んでいくこととします。（参考③参照）

人口減少克服・地方創生のための3つの基本的視点		※参考②
視点①	「東京一極集中」の是正	
視点②	若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現	
視点③	地域の特性に即した地域課題の解決	

まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立		※参考③
しごとの創生	<ul style="list-style-type: none"> 特に若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」といった「雇用の質」を重視した取組と、新たな雇用創出につながる将来に向けた安定的な「雇用の量」の確保に取り組む。 	
ひとの創生	<ul style="list-style-type: none"> 地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。 安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。 	
まちの創生	<ul style="list-style-type: none"> 地方で安心して暮らせるよう、中山間地域、地方都市等の各地域の特性に即して課題を解決する。 	

今後の取組	
年 度	内 容
平成27年度	「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定
平成28年度	「地方版総合戦略」に基づいた事業の実施と評価・点検
平成29年度	「地方版総合戦略」に基づいた事業の実施と評価・点検
平成30年度	「地方版総合戦略」に基づいた事業の実施と評価・点検

(2) お接待の心推進プロジェクト

平成25年8月26日に実施した「子ども未来会議」において、市内小学校5・6年生、市内中学校1・2年生から出た意見で最も多かったのは、

「もっとさぬき市のよいところをPRしてほしい」

ということでした。

豊かな自然（山・海）、美しい津田の松原、新鮮でおいしい魚や野菜、八十八カ所めぐりの楽しさ、きれいな夕日が見える野外音楽広場テアトロン、歴史を感じる津田古墳群や富田茶臼山古墳など、小・中学生からは次々とさぬき市のよいところについての意見が出されました。

本市には、古くから“お接待の心”が根付き、他所から来る人を温かくもてなす土壌があります。子どもたちは元気に道行く人にあいさつをし、お遍路さんをお茶などでもてなすなど、人情あふれる市民性があります。

こうした心を大切に、子どもからお年寄りまですべての市民が“お接待の心”で人に接していく姿勢で観光・交流の活性化を図っていきます。

また、お接待の心＝他人をいたわるという視点から、まちづくりや自治会活動、福祉、教育、文化活動等においても、“オールさぬき市”でぬくもりのある協働体制を構築していくとともに、市民憲章の策定に取り組みます。

今後の取組

年 度	観光・交流分野	その他分野
平成27年度	観光振興戦略（仮称）の策定	協働推進計画（仮称）等の策定 市民憲章の策定
平成28年度	観光振興計画（仮称）の策定	計画の推進と評価・検証
平成29年度	計画の推進と評価・検証	計画の推進と評価・検証
平成30年度	計画の推進と評価・検証	計画の推進と評価・検証



基本目標別計画

基本目標Ⅰ 活力にあふれ、いきいきと暮らせるまち

▶ 基本施策 1 企業誘致の推進

現況と課題

平成20年度から企業誘致に係るワンストップサービスの窓口機能を設け、企業立地に係る相談や対応に当たるとともに、誘致に係る各種施策を推進し、対応に努めています。

企業立地優遇策については、平成24年度末をもって失効した「さぬき市企業立地促進条例」と「さぬき市工場誘致奨励条例」の内容を合わせて一本化し、支援対象業種の拡充や支援額の充実、新規雇用に係る支援内容を盛り込み、県下でもトップクラスの手厚い内容の新たな「さぬき市企業立地促進条例」を制定しています。

こうした取組の成果として、平成24年度は「さぬき市工場誘致奨励条例」を活用した立地申出が3件あったほか、「さぬき市企業立地促進条例」を活用した立地が1件決定し、平成25年度も、「さぬき市企業立地促進条例」の適用となる新たな企業の立地が3件実現しました。

ただ、企業誘致と立地企業への具体的支援を行う課が異なるなどワンストップとは言い切れない状況もあり、また、金融機関や関係機関との情報交換（情報収集）が十分なされているとは言えず、企業ニーズの施策への反映といった面では改善の余地があります。

基本方針

企業誘致は、国の施策や経済の動向等とも関連性が深く、地域間の競争でもあることから、常に環境変化や周辺自治体の動向を確認しながら、より有効な支援策を検討し実施していく必要があります。また、立地等に関する情報収集を強化するとともに、これまで同様、工業団地、学校等跡地を含む市有地及び土地開発公社有地の有効活用も視野に、企業立地に係る用地情報など各種情報の提供を行っていきます。

さらに、市内の既存企業を支援して規模拡大を促進することを含めて、市内への留置を推進することも大変重要であることから、経営支援事業、各種フェア出展、企業訪問などの活用や、金融機関、企業支援団体等との情報交換をより積極的に行って、事業者のニーズを的確に把握し、現在の各種支援施策の定期的な効果検証を通して、今後の企業立地等に対する支援策立案に活かしていきます。

主要な施策とその概要

(1) 企業誘致の推進と流出防止

①企業立地情報の迅速かつ的確な情報収集に努めるため、関係機関等との連携を強化し、引合い等による個別の案件に対しては、迅速かつ適切に対応して具体的誘致を推進します。

目標指数

市民等に期待される役割

- ②情報提供に関しては、市ホームページ内に開設する企業立地専用サイトにおいて、立地に係る支援制度や用地情報を有効に発信していくため、更新頻度を高めるとともに、パンフレット等についても適宜刷新して最新情報の提供に努めます。
- ③関係機関との情報交換を密にして市内企業の動向を注視し、規模拡大等に対する支援を行うなど市外への流出を防ぐための取組を強化します。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
企業立地件数 ^{※1}	件	3	14
市内事業所数（製造業）	事業所	142	138

- 事業者は、商工会等と連携し、企業間の連携による組織的な競争力の向上と地域経済の振興に努めます。

▶基本施策2 商工業の振興と産学官の連携強化

現況と課題

香川県内の景気は、緩やかな回復を続けていますが、本市においては一部の業種を除き依然として厳しい状況が見受けられます。商工会会員数についても、開廃業率の逆転傾向が続いており、平成25年度末の会員数は、1,000の大台をкаろうじて維持している状況にあります。

市では、地元企業に対して、平成25年度から中小企業設備投資資金利子補給補助事業及び中小企業相談支援事業を開始し、これまで手薄となっていた地元中小企業へのきめ細やかな支援対策を講じています。こうした中、国のものづくり・商業・サービス補助金やかがわ中小企業応援ファンド事業などの中小企業支援施策を活用した新たな取組に多くの市内企業がチャレンジするなど、積極的な動きも見られるようになってきており、引き続き、商工会と連携のもと、企業の経営安定に向けた支援を行っていく必要があります。

一方、商業に関しては、大型店やコンビニエンスストアの進出、インターネットの普及等により、小売業等を取り巻く環境は厳しさを増しています。市では、共通商品券を活用した市内での購買活動の促進に取り組んでいますが、大型店での利用が約7割を占めており、地元商店には十分な事業効果が生じていない状況です。

地域に根付いた商工業は、規模の大小にかかわらず、市民の生活や地域イベント等を支える大きな存在であり、地域の活力の源となることから、商品展開や魅力ある個店づくりを、商工会との連携のもとで推進していく必要があります。

※1 平成25年度以降の累計件数

基本方針

主要な施策とその概要

目標指数

地域の経済や雇用を担っている商工業の活性化を図るため、これまで以上に商工会との連携を強化し、商工業者の実態とニーズを的確に把握した上で、安定や成長につながるきめ細やかな各種施策を展開していくこととし、本市の特色を活かしながら、平成25年7月に香川県の新たな産業振興の指針として策定された「香川県産業成長戦略」を踏まえた取組を推進します。

また、本市の優れた農林水産物や観光資源などの地域資源を活用した“さめき市らしい”新たな商品・サービスの開発を促進し、地域の活性化を目指します。

(1) 中小企業の振興

- ①市内商工団体等との連携強化や市が独自に開催する相談会を活用し、事業者のニーズに沿った新商品・新技術の開発、販路開拓、生産性向上のための製造現場の改善、人材育成等を支援します。
- ②中小企業の設備投資に係る資金の借入れに対して利子補給を行うことにより、経営基盤の強化と積極的な事業展開の促進を図ります。

(2) 産学官連携の推進による地域企業の支援

- ①新規創業や第二創業の創出を促進するための取組を行うとともに、地域企業のニーズに地元徳島文理大学などの研究シーズを活用する産学官連携を推進します。
- ②市内教育機関や商工会、かがわ産業支援財団等の開催する交流会、展示会等を通して産学官における連携を深め、技術開発や販路開拓等に対する補助金制度を設けるなど、地域企業の経済活動を支援します。

(3) 魅力ある商業の振興

- ①商工会との連携に基づき、各種融資制度の周知と活用により経営体質の強化を促進していくほか、指導・支援体制の強化のもと、経営意欲の高揚や後継者育成を進めます。
- ②消費者ニーズや先進地等の調査・研究を行うことにより、消費者にとって魅力のある商品展開や個店づくりを支援するとともに、空き店舗を活用した新規出店を促進することにより、地域のにぎわいづくりに努めます。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
市内製造業出荷額	万円	15,470,577	16,986,936
さめき市小規模事業者経営改善資金利子補給の新規取扱件数 ^{※2}	件	3 ^{※3}	5

※2 商業関係事業者分のみ
 ※3 平成26年度実績見込値

市民等に期待される役割

- 市民は、市内での購買に努めます。
- 商店は、顧客のニーズに合った商店の魅力づくりに努めます。
- 事業者は、健全な経営を行うとともに、地域活動に積極的に参加します。
- 商工会は、商工業者に対する経営の指導・支援を行います。

▶ 基本施策 3 農林業の振興

現況と課題

本市の農業は、稲作を中心に、ネギ、キャベツ、ブロッコリーなどの野菜や果樹の栽培、乳用牛、肉用牛、豚などの飼育が行われています。市では、ほ場整備や農道、かんがい排水事業等による農業生産基盤の整備を行うことにより農業生産コストの縮減を図るとともに、担い手の育成や農地の利用集積などを推進し、農業構造の改善を図ってきましたが、輸入農産物との競争の激化や米価の低迷による収入の減少、農業者の高齢化や後継者不足が相まって、耕作放棄地が増加し、総合的な農業の活力低下が懸念されています。

このため、今後は、大型農業機械導入のための支援や、農業用水の管理を容易にするパイプライン等の一層の充実のほか、老朽化等により機能不全となった、ため池及び水路など農業用施設の保全活動に対する支援が必要です。また、意欲ある多様な担い手を育成・確保することや集落営農の組織化を推進し、持続可能な農業経営体制を形成していくため、農地の利用集積や需要の見込める農産物への作付転換を推奨し、農業経営の安定化、効率化を図っていく必要があります。このほか、特産品開発や地産地消による販路の拡大、環境に配慮した農業の推進など、消費者ニーズや時代変化に適応した農業経営の実現に向けた多面的な支援施策を推進していくことが求められています。

有害鳥獣被害については、イノシシ、サル等による農作物への被害が依然拡大傾向にあることから、被害防止対策として、広い範囲（地域）で取り組む侵入防止柵や電気柵の設置を推進するほか、有害鳥獣の捕獲のため、地区猟友会と連携した取組の強化や狩猟者の増員に向けた新規狩猟免許取得経費の一部助成を継続する必要があります。また、東讃地域を中心に特に拡大しているサルの被害を防ぐためには、生態調査に基づく抜本的対策にも取り組んでいかなければなりません。

また、林業については、森林面積が市の総面積の約44%を占め、このうち人工林率は26%となっており、そのほとんどが今後伐採時期を迎える中、林業不振による後継者不足のため、適切な保育や作業道の整備が行われていない森林が増加しています。森林は林産物の生産のほか、水源の涵養や地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収する等の機能を持ち、森林の荒廃はそうした多面的機能の発揮を妨げるほか、山地災害にも結び付きかねません。今後は林道等の適正な管理に努め、造林事業に対する支援の充実や施業の集約化による効率的な森林整備を推進することによって森林の荒廃を防ぎ、森林の持つ多面的機能を維持していく必要があります。

基本方針

主要な施策とその概要

本市の基幹産業である農業の振興に向けて、近年の農業情勢の変化を踏まえ、農業生産基盤の整備や担い手の育成・確保をはじめ、有害鳥獣被害対策の効果的実施等の積極的な支援策を推進するとともに、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、適正な森林の管理と効率的な整備を促進します。

(1) 農業生産基盤の充実

土地条件の向上に向け、関係機関との連携のもと、農地や農道、かんがい排水施設等の整備・改修を進めるとともに、大型農業機械の導入等を積極的に支援します。

(2) 多様な担い手の育成・確保

- ①経営指導の強化や農地の流動化による利用集積、補助事業の活用等により、意欲と能力のある認定農業者や集落営農組織の育成を図ります。また、規模拡大に伴う法人化のメリットを周知し、農業経営に対する理解を深めることで、経営意識の向上を図り、農業経営の法人化を促進します。
- ②情報提供や研修機会の提供等を通じ、農業後継者及び新規就農者の育成・確保を図るとともに、女性や高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、経営参画や就農環境の向上に向けた支援を行います。

(3) 農地保全と耕作放棄地対策の推進

- ①高齢化と後継者不足が進む中、農地の保全、特に、ほ場整備等を実施した優良農地の耕作放棄地化を防ぐため、農業委員会及び香川県農地機構との連携による農地集積・耕作放棄地対策を推進します。
- ②農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度に取り組むことで、地域での共同活動を支援し、農地や農業用水等を保全する地域ぐるみの活動を推進します。

(4) 鳥獣被害対策の推進

- ①有害鳥獣による農産物被害防止に向け、鳥獣被害防止活動に取り組む地域（集落）を実施主体として、最も効果のある地域（集落）等を広い範囲で囲む侵入防止柵の設置を推進します。
- ②被害防止柵の実施体制については、猟友会のみ任せることなく、地域（集落）の構成員がそれぞれ役割を持ち、猟友会の捕獲活動のサポートができる体制づくりを支援します。
- ③東讃地域に集中して生息しているサルについては、関係機関と連携し、群れの縮小や個体調整に向けた取組を実施します。

(5) 農産物のブランド化と6次産業化の推進、地産地消の推進

- ①合理的な作付体系や効率的な生産技術の導入、機械・施設の整備及び共同利用等を促進し、野菜、米、畜産をはじめ各作目の生産性・安全性の向上

目標指数

市民等に期待される役割

や一層のブランド化を促進します。

- ②地域特性や消費者ニーズに即した新作目や新品種の導入・産地化を促進するほか、加工体制の充実を促し、既存加工食品の生産拡大、ブランド化及び新たな加工食品の開発を促進します。
- ③市内3か所の道の駅において、農産物の直売体制の充実を進めるほか、学校給食への地場農産物の提供体制の充実や、イベント等のPR活動に積極的に参加し、地産地消を促進します。

(6) 林業基盤の整備

森林所有者の合意形成を図り、集約的施業を行うことによる合理的な森林経営を推進するとともに、民有林の整備促進のための作業路等の整備を進めます。

(7) 森林への総合理解の浸透

森林の大切さを学べる体験教室の開催と参加促進を通して、森林整備への気運を醸成します。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
ほ場整備面積	ha	1,223	1,260
多面的機能支払制度協定面積	ha	400	750
認定農業者数	経営体	87	98
担い手の耕作農地面積	ha	313	600
有害鳥獣捕獲頭数 ^{※4}	頭	254	350
市内の農産物直売所に出品している農業者数	人	198	215
林業実施計画済面積（経営計画等面積）	ha	776	1,552
森林ふれあい体験回数	回	2	3

- 市民は、農林業に対する理解を深め、地産地消に努めます。
- 農業者は、質が高く、安全な農産物の生産に努め、消費者に対する農産物情報の提供を行います。
- 農業支援団体は、農業者の経営改善を指導します。
- 農業委員会・農地機構は、農地を出し手から借受け、担い手への農地の貸付を促進します。また、農業者が行う生産性向上の取組に対する支援を行います。

※4 猟友会員による有害鳥獣捕獲許可証に基づくイノシシ・サルの捕獲個体で、市職員による確認作業を終えた頭数

▶ 基本施策 4 水産業の振興

現況と課題

瀬戸内海東部の海域を活かし、志度・鴨庄・小田・津田・鶴羽地区で水産業が営まれており、計11の漁港を拠点として、底引き網や刺し網などによる沿岸漁業や海苔・牡蠣などの養殖漁業が行われています。

これまで、高潮等の防災対策や良好な漁場環境づくりのための漁港・漁場の整備をはじめ、経営体の育成、水産業の振興に向けた取組を推進するとともに、地元漁協と協力して、干潟の耕うんや、漂流・漂着・堆積ゴミの回収を行い、漁場機能の維持・保全を図ってきました。

しかし、水産資源の減少や魚離れに伴う消費の後退、魚価の低迷、高齢化に伴う漁業者の減少などにより、経営状況は厳しさを増しています。

このような情勢の変化を漁業関係者と共有し、漁港の整備や水産資源の確保に努めるほか、漁業経営の効率化や組織強化などに取り組むとともに、知名度向上のための水産物ブランド化の推進や漁協が行う水産教室・稚魚放流事業などのイベントを通して水産物の消費拡大を促進していく必要があります。

基本方針

漁港の整備及び漁場の環境保全に努めるとともに、水産資源の維持、拡大を図るなど将来につながる魅力ある水産業を推進します。

主要な施策とその概要

(1) 漁業生産基盤の整備

水産物の生産・流通の拠点となる漁港において、防波堤や護岸など漁港施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化が進行している施設の長寿命化を計画的かつ効率的に実施します。

(2) 水産資源の確保と地産地消の推進

- ① 漁協等の関係団体と連携しながら、水産資源の維持・拡大に向けて良好な漁場環境づくりに取り組むとともに、種苗放流事業の充実を図り、水産物の安定供給に努めます。
- ② 水産食育教室や漁業体験活動を通して、水産物への理解と関心を高め、魚食普及を推進します。

(3) 経営体制の強化と担い手の確保

漁協の財政基盤の強化を図るため、更なる漁協合併なども視野に入れた自立的発展に向けた支援を行うとともに、担い手育成・確保のために、漁業経営の近代化や安定化など漁業者の経営環境向上のための支援を行います。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
水産物の属人漁獲量 ^{※5}	トン	2,810 ^{※6}	2,800
漁業協同組合組合員数	人	442 ^{※7}	440
登録漁船数	隻	448 ^{※8}	440

市民等に期待される役割

- 市民は、水産業に対する理解を深め、地産地消に努めます。
- 生産者・加工者は安全・安心な生産に努めます。

▶ 基本施策 5 観光の振興

現況と課題

本市の観光振興は、市の観光協会が主体となって行う印刷物の刊行、配布等が中心です。平成25年度には、観光地等を掲載したイラストマップを新規に作成するとともに、英語版観光ホームページを作成し、外国人など、新たなターゲット獲得に向けたPRを開始しました。また、平成24年度からは、知名度向上プロモーション事業の一環としてブログを使った情報発信を行っており、ブログ訪問者数は増加しています。

しかしながら、観光協会予算の7割強は各種イベント等への助成金となっており、旧町ごとのイベントが継続実施されている現状に対しては、「マンネリ化している」、「市はイベントなどの助成しかしていないのではないか」といった意見が寄せられています。

このため、市外からの観光客数の増加に向けて、従来の予算配分を見直し、市外での観光PR活動、市のマスコットキャラクター「さっきー」のグッズ作成を検討するなど、人から人への広がりを期待できる取組を検討し、時代の趨勢に合った、新たな観光振興に取り組んでいく必要があります。

基本方針

市観光協会の運営を支援し、観光振興に向けた各種活動の一層の活発化を促進するとともに、市外でのPR活動の強化を目的とした観光ブース出展を検討するほか、関係機関・団体や民間等と連携し、既存の観光施設及びイベント等の有効活用を図ります。

※5 市内11漁港地区内に居住する漁業者の漁獲量（漁港の港勢調査による）
 ※6 平成26年度実績見込値
 ※7 平成26年度実績見込値
 ※8 平成26年度実績見込値

主要な施策と その概要

目標指数

市民等に期待 される役割

また、市内の観光資源を巡る観光ルートの設定のほか、関係団体と協力し、観光客が市内を周遊できる環境づくりを進めるとともに、瀬戸・高松広域定住自立圏に基づく広域的連携のもと、広域観光ルートの作成や集客活動の充実等を進めます。

(1) 魅力ある観光振興対策の推進

四国八十八ヶ所霊場の上がり三カ寺をはじめ、瀬戸内海国立公園の中にある約3,000本の松が立ち並び香川県立琴林公園や瀬戸内海を一望できる大串自然公園など、市内の多種多様な観光資源の魅力を高めるイベントの企画・実施や既存イベントの更なる充実、観光施設の整備等により、集客力を高めるよう努めます。

(2) 国内外に向けた観光PRの強化

市観光協会との連携のもと、ホームページやパンフレット等の効果的活用をはじめ、市外で行われるイベント等への出展などあらゆる機会をとらえた観光PR活動に努め、情報発信に努めます。

(3) 広域観光連携の推進

瀬戸・高松広域定住自立圏に基づく広域連携のもと、高松市との相互の情報発信を行います。また、高松観光コンベンション・ビューローが実施している「ぷち旅プラン」に掲載できる市の魅力的なコースを作成します。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
観光地入込客数 ^{※9}	万人	230	260
テレビ、ラジオ、雑誌等への出演、掲載回数	回	86	90
ぷち旅プラン掲載コース数	回	2	2

- 市民は、お接待の心をもって、観光客等に接します。
- 市民は、一人ひとりが本市の自然や食文化など観光資源を理解し、PRに協力します。
- 観光関係団体は、市の観光PR活動及び誘客活動に協力します。

※9 香川県実施の観光動態調査による。ただし、津田の松原サービスエリアは除く

▶ 基本施策 6 雇用の場の確保と労働環境の充実

現況と課題

緩やかな景気の回復により、さぬき公共職業安定所管内における全体の有効求人倍率は1倍を超えて推移していますが、正社員に限って見ると1倍を下回っており、依然として厳しい状況も見受けられます。

また、一部の業種においては、人材確保のニーズが強いものの、学生の大企業志向や、求職ニーズと求人ニーズのズレによるいわゆる“雇用のミスマッチ”等により対応に苦慮するケースも多くみられるようになってきています。

こうしたことから、平成26年8月に開設した地域就職サポートセンターを活用し、市内企業の人材確保を支援するとともに、定住促進対策として、U・I・Jターン希望者や市民の地元での雇用の促進に向けた取組を進めていく必要があります。

また、仕事と生活を調和させながら、持てる能力を発揮できる社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市内企業への啓発や働きかけを行っていくことが課題となっています。

基本方針

U・I・Jターン希望者や市民の地元就職を支援するため、平成26年8月に開設した地域就職サポートセンターを活用した支援を行って、若年層の定住促進と企業の人材確保をサポートします。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内企業への啓発や働きかけを行い、多様な働き方ができる社会の実現を目指します。

主要な施策とその概要

(1) 就労支援の充実

- ①地域就職サポートセンターによる求人者と求職者のマッチング、求職者への求人紹介及び求職者のニーズに沿った求人開拓等を行うことにより、若年層の定住促進と市内企業の人材確保を図ります。
- ②ハローワークからのオンラインによる求人情報を活用した求職者への求人紹介を行います。

(2) 働き続けられる労働環境の充実

出産・子育て、介護など、生活と仕事の調和のとれた働き方の普及促進を図るため、市内企業への啓発活動や働きかけを行います。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
有効求人倍率 ^{※10}	倍	1.00	1.10
地域就職サポートセンターによる 就職マッチング件数	件	20 ^{※11}	40
ワーク・ライフ・バランスの 実現に向けた市内企業への啓発数	社	5 ^{※12}	20
雇用の場の確保と労働環境の充実に対する 市民満足度 ^{※13}	評価点	-2.23	0.00

市民等に期待される役割

- 市民は、研修等に参加し、職業能力の向上に努めます。
- 事業者は、企業の福利厚生レベルを高めるとともに、安定した雇用機会の創出と高齢者層や障害者、女性等の積極的な雇用を行います。

▶ 基本施策 7 定住促進対策

現況と課題

平成14年4月1日のさぬき市誕生後、12年を経過した本市の人口（平成26年10月現在）は、50,713人となり、合併時から約6,700人減少するなど著しい減少傾向にあり、地域社会を支える人材を確保することが喫緊の課題となっています。

このため、定住促進対策として、平成23年度開始の定住奨励金事業をはじめとして、結婚定住奨励金事業、魅力体験プログラム及び移住・交流総合サイト「ええとこさぬき市」の開設等、ソフト事業を中心とした施策を実施しています。その結果、未だ人口減少傾向は続いているものの、その度合いは若干鈍化し一定の事業効果は確認できます。ただ、国などの予測では将来人口は更に減少していくものと見込まれていることから、市民の生活満足度の向上につながる各施策の充実と合わせた切れ目のない対策が求められています。

また、瀬戸・高松広域定住自立圏事業や平成25年度に創設した地域おこし協力隊・集落支援事業の活用も図りながら、定住促進につながるような効果的な情報発信に努めていく必要があります。

※10 ハローワークさぬきによる

※11 平成26年度実績見込値

※12 平成26年度実績見込値

※13 総合計画基本計画策定に係る市民アンケート結果による（次回、平成29年度実施予定）

基本方針

主要な施策とその概要

目標指数

市民等に期待される役割

情報発信による市のイメージアップ、施策の充実による市民満足度アップ、定住促進のための取組等を組み合わせ、瀬戸・高松広域定住自立圏事業による生活機能の強化等も図りながら、効果的・効率的な定住促進の取組を実施していきます。

(1) 移住・二地域居住の推進

移住・定住者を増やすため、移住定住希望者に対する相談支援体制の充実と移住体験施設の設置等による受入体制の充実を図ります。

(2) 定住支援の強化

市民の生活満足度の向上につながる各施策のグレードアップを目指していくとともに、定住促進のための定住奨励金事業及び結婚定住奨励金事業等の効果を検証し、より戦略的かつ効果的な制度の構築に向けた検討・見直しを行って事業を実施していきます。

(3) まちの魅力発信と多様な交流活動の推進

U・I・Jターン者等の移住交流を含めた定住促進対策として、移住・交流総合サイト「ええとこさぬき市」を通した市の魅力を積極的に発信していくとともに、住居等の情報提供を行うほか、定住の前段となる多様な交流活動の支援に努めていきます。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
社会動態の人口増減数 ^{※14}	人	-217	0
定住促進対策に対する市民満足度 ^{※15}	評価点	-1.46	0.00

- 市民は、自分が住みたい市をイメージし、そのためのまちづくりへの支援を積極的に行います。
- 市民や事業者は、本市への移住に興味を持つ人に、市の相談窓口を紹介します。

※14 転入者－転出者（香川県人口移動調査による）

※15 総合計画基本計画策定に係る市民アンケート結果による（次回、平成29年度実施予定）

基本目標Ⅱ 安全、安心、快適に暮らせるまち

▶ 基本施策 8 消防・防災体制の充実

現況と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震の揺れや津波、これに起因する原子力発電所事故などで未曾有の災害が発生し、海溝型巨大地震の恐ろしさを認識させられました。また、地震活動の長期評価では、南海トラフでM（マグニチュード）8～9の巨大地震が30年以内に70%程度の確率で発生するとされています。

こうした中、香川県は、平成25年に地震・津波被害想定調査を実施し、南海トラフで最大クラスの地震や津波が発生した場合、さぬき市では最大震度6強、最高津波水位3.8m、地震・津波による死者数1,100人との調査結果を発表しました。

また、近年は、全国的に多発している局地的な集中豪雨や度重なる巨大台風の襲来などの自然災害も増加しています。

市では、「防災基本計画」や「災害対策基本法」の改正など国の動向や香川県の「地震・津波被害想定調査」の結果などにに基づき、「さぬき市地域防災計画」の修正や、避難所・避難場所の見直し、業務継続計画（BCP）の検討、自主防災組織の育成、消防力の維持などを進めてきました。

これらの取組の成果や、東日本大震災を教訓に地域の防災意識の高揚が図られたことから、自主防災組織のカバー率は81.20%（平成26年10月現在）となっていますが、活動が硬直化していたり活動実態のない組織もみられるため、自主防災組織活動の活性化が求められています。

また、市役所本庁舎が津波の浸水想定区域に位置していることや本庁舎の代替施設として利用する支所が耐震性を有していないことなどから、大規模災害時などに災害対策本部を設置できる防災拠点施設の整備が課題となっています。

一方、地域の消防力については、少子高齢化や市外勤務者の増加などにより、消防団員定数620人に対し589人（平成26年4月現在）の任命にとどまるなど消防団員の確保が課題となっています。

基本方針

自然災害から市民の命を守るため、「自分の命は自分で守る みんなで支える」自助・共助の防災意識の向上を図ることを目的とし、自主防災組織への活動支援や防災教育、啓発などを地域や学校などと連携して実施するとともに、高齢や障害等により災害時に配慮を要する要配慮者については、避難行動要支援者名簿の適正な管理に努め、避難支援体制の構築を図ります。

また、様々な災害が発生した場合においても行政機能を継続させるため、災害対策の拠点となる防災拠点施設や避難所、備蓄用品の保管施設の整備を推進するとともに、地域の経済活動などを継続させるための地域継続計画（DCP）の策定に向けた検討を進めるなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた効果的な施策を推進し、自然災害に強い強靱な地域づくりを目指します。

主要な施策と その概要

地域の消防力の維持については、常備消防の充実と更なる連携強化を図るとともに、消防団員の確保に努めるため、女性の登用や機能別分団の設置などについて検討していきます。

一方、武力攻撃等の事態が発生したときに市民の生命を守るため、「さぬき市国民保護計画」に基づく訓練などを関係機関と共に実施します。

(1) 地域防災力の向上

- ①地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進し、各組織の訓練などを支援するとともに、地域防災のリーダーとなる防災士などの育成を強化します。
- ②地域や学校などと連携を図り、正しい防災知識の啓発を行うための防災教育や研修会を開催します。
- ③市民の避難意識の高揚を図るため、市内全域を対象とした避難訓練を定期的に実施するとともに、災害時の対応を身につける防災訓練を実施します。

(2) 防災対策等の推進

- ①国や県の動向に併せ「さぬき市地域防災計画」を適宜修正するとともに、定期的に防災会議を開催することで関係機関との連携を強化します。
- ②高齢者や障害者など災害時に配慮を要する市民への啓発活動を推進するとともに、避難行動要支援者名簿の適正な管理に努め、個別計画の策定を推進します。
- ③南海トラフで発生する確率の高い津波に対応するため、今後策定される香川県津波アクションプランに基づき施設整備を推進するとともに、ハザードマップの更新を行い、市民への周知徹底を図ります。
- ④巨大地震による家屋の倒壊や屋内落下物などから身を守るため、家具の転倒防止対策や住宅の耐震対策を推進します。
- ⑤「災害対策基本法」に規定されている指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めるとともに、計画的に食料及び日用品を備蓄します。
- ⑥市民に迅速かつ正確な防災情報や避難情報を伝達するための情報伝達手段の検討を進めます。特に土砂災害警戒区域や孤立集落への情報伝達体制の構築を推進します。

(3) 災害発生時における体制の整備

- ①災害発生時に、防災対策の中核となる防災拠点の整備を進めます。
- ②自然災害に対する災害対策本部の図上訓練や研修を定期的に実施します。
- ③大規模災害が発生した場合に業務を継続的に実施できるよう業務継続計画（BCP）を策定するとともに、地域生活の継続を図るための地域継続計画（DCP）についての検討を始めます。
- ④災害時の対応について、より職員の健康に配慮した職員配置計画を策定します。

⑤災害が発生した場合、迅速な復旧復興を可能とするため、関係機関との連携を強化するとともに、関係団体との災害協定の締結を促進します。

(4) 消防・救急体制の充実

- ①消防庁舎の建て替えを計画的に実施するとともに、消防無線のデジタル化を促進します。
- ②常備消防の円滑な活動や防火意識の高揚を図るための啓発を推進するとともに、消防用無線の共用化などにより連携を強化します。
- ③消防団員の確保を図るため、女性団員の登用や機能別分団の設置に向けた検討を推進するとともに、団員の安全を確保するための設備や装備の充実を図ります。

(5) 国民保護体制の整備

- ①武力攻撃事態等が発生したときは、「国民保護法」その他の法令、基本指針及び「さぬき市国民保護計画」に基づき、市民の協力を得ながら、関係機関と連携し国民保護措置を的確かつ迅速に実施します。
- ②政府の策定する基本指針の変更に即して、適宜「さぬき市国民保護計画」を修正します。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
自主防災組織のカバー率	%	81.20 ^{※16}	90.00
指定避難所収容可能人数	人	3,000 ^{※17}	8,000
災害対策本部図上訓練等回数	回	0 ^{※18}	2
消防団員数	人	589 ^{※19}	620

市民等に期待される役割

- 市民は、自らの身は自らで守るという意識を持ち、防災訓練等に積極的に参加します。
- 市民は、自主防災組織活動に参加し、消防団活動を理解し協力します。
- 事業者は、災害時に、ライフラインの確保等に全面的に協力するとともに、顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。

※16 平成26年度実績見込値
 ※17 平成26年度実績見込値
 ※18 平成26年度実績見込値
 ※19 平成26年度実績見込値

▶ 基本施策 9 生活安全対策の推進

現況と課題

本市の防犯活動は、市防犯協会がさぬき警察署等と連携して行う防犯キャンペーンや学校における防犯教室等の防犯啓発活動及び夜間犯罪防止に向けた防犯灯の新設・修繕等が主な内容となっています。

今後は、人口減少や高齢化、地域コミュニティの希薄化など地域の防犯機能の低下が懸念されるため、市民一人ひとりの更なる防犯意識の高揚につながる啓発活動や自主的な地域内パトロールの促進などにより、犯罪の起こりにくい・犯罪を起こさせない環境の整備を進めていく必要があります。

交通安全に関しては、近年、市内における人身交通事故件数は減少傾向にあります。交通安全母の会をはじめとする交通ボランティア団体等の関係機関とともに、対象年齢に応じた交通安全教室の開催や、ドライバーに向けた交通安全キャンペーンを実施しています。

市では、さぬき警察署や交通安全母の会をはじめとする交通ボランティア団体等の関係機関とともに、対象年齢に応じた交通安全教室の開催や、ドライバーに向けた交通安全キャンペーンを実施しています。

今後も、各種交通安全啓発活動を継続的に実施して交通事故の抑止に努めるとともに、道路反射鏡や防護柵等の交通安全施設については、警察や道路管理者と連携して、効果的な整備を推進していく必要があります。

基本方針

安全安心に暮らすための防犯対策については、関係機関と連携を密にし、防犯キャンペーンや防犯教室等の各種啓発活動を継続して実施していきます。また、夜間犯罪の防止のためには暗がりや照らす防犯灯の役割が重要であることから、引き続き、既設防犯灯の修繕や新設を速やかに実施し、防犯環境の整備に努めていきます。

交通事故防止対策については、警察等の関係機関と連携を密にしながら地域に根付いた交通安全啓発活動を継続して実施するとともに、それぞれの箇所に適応した交通安全施設の整備を進めていきます。

主要な施策とその概要

(1) 犯罪のないまちづくりの推進

- ①防犯協会、警察、少年育成センター等各関係機関との連携を図り、イベント時における防犯キャンペーンや学校を対象にした防犯教室の実施など一人ひとりの防犯意識の高揚のための防犯啓発活動を推進します。
- ②防犯灯の設置や維持管理を適切に実施し、犯罪の起こりにくい環境の整備を進めます。

(2) 交通安全対策の推進

- ①警察や交通安全母の会をはじめとする交通ボランティア団体との連携のもと、年齢層に応じた交通安全啓発活動を推進し、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めます。
- ②道路管理者や警察等の関係機関との連携を密にし、交通事故多発地点や通

目標指数

市民等に期待される役割

学路、地域からの要望箇所等において、その場に最も適した交通安全施設の整備を進めていきます。

(3) 消費者行政の推進

関係機関・団体との連携のもと、消費者教育や啓発を行い、市民の消費生活の安全と向上を推進します。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
刑法犯認知件数（暦年）	件	409	360
人身事故発生件数（暦年）	件	390	350
消費者相談件数	件	13	30

- 市民は、自分自身及び家族の安全は自分で守るという防犯意識をもって日常生活を送ります。
- 市民は、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。
- 市民は、消費活動について正しい知識を身につけます。
- 自治会は、コミュニティ活動を通じて、地域の防犯・交通安全意識を啓発します。
- 事業者は、交通安全に対する研修を実施します。

▶ 基本施策10 道路等の社会基盤の整備

現況と課題

本市の道路網は、東西方向に主要幹線機能が発達しており、広域的幹線として、自動車専用道路である高松自動車道、国道11号、国道377号、県道高松長尾大内線、三木津田線、高松志度線、三木寒川線及び津田引田線が、南北方向では主要地方道の県道志度山川線及び石田東志度線などが整備されています。

このうち、高松自動車道高松東・鳴門間においては、4車線化工事が着手され、完成後は災害時の緊急輸送路としても機能することが期待されています。また、国道11号の志度地区においては、志度駅前交差点の改良、天野峠の歩道設置及び視距改良が完了し、津田地区においても、津田交番前交差点部と西町交差点部の交差点改良事業が着手され、慢性的な渋滞緩和の解消が期待されていますが、県道整備に対する要望に関しては、予算の制約もあって、整備着手までの時間を要しているのが課題です。

市道については、便利な日常生活と活力ある産業活動を支えるために必要

基本方針

な基盤として順次整備を行っていますが、今後増大する道路インフラの老朽化対策については、限られた財政状況の中で、計画的な整備が必要になっています。

橋梁に関しては、南海トラフで発生する巨大地震の脅威も迫るなか、老朽化が進行しており、新たな整備に要する多額の費用を抑えるためにも、耐用年数を延伸させるための長寿命化対策を推進することが課題となっています。

河川については、河床の雑草繁殖や土砂の堆積が進み、洪水時の流れが十分でない箇所が市内随所に見受けられるほか、堤防の補強が必要な河川もあります。河口においては、これまでも、大雨や台風時の湛水防除のための雨水排水ポンプ場の整備を進めてきたものの、未整備となっている箇所が残っており、市民の生命と財産を守るために必要な河川整備及びポンプ場整備を計画的に進めていく必要があります。

港湾に関しては、香川県が管理する地方港湾として志度港と津田港が整備されており、本市の管理する猪塚港と志度港（塩屋地区）においては、維持管理計画を基に点検・修繕を行っており、引き続き適切な維持管理を行う必要があります。

国・県道については、交通量が多く事故が多発する路線や渋滞が目立つ箇所について、国・県へ道路整備等の要望を提出し、市民がより快適な生活を送れるように努めていきます。

市道整備については、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市道網の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、適切な維持管理に努めていきます。また、道路を利用するすべての人が、安全で快適に通行できる交通環境を実現するため、各地域の状況を踏まえて、交通安全施設や歩道の設置を検討するとともに、施設の計画的な更新、維持管理、歩道の段差解消などのバリアフリー化や狭あい道路拡幅整備を推進していきます。

橋梁については、これまでの対症療法的な対策から、予防的で計画的な施設の延命化へシフトし、橋梁施設機能の維持・向上による道路交通の安全性確保と改築更新費用の平準化を図っていくため、長寿命化修繕工事の実施を進めていきます。

河川整備に関しては、洪水時の氾濫を防止するため、河床の整備及び護岸の改修に取り組むほか、大雨や台風時の湛水防除のための雨水排水ポンプ場については、計画的に更新及び修繕を実施していきます。

港湾については、猪塚港、志度港（塩屋地区）が台風や地震などの災害で損壊する可能性もあるため、各港の維持管理計画を基に点検・修繕を実施していきます。

その他、市民生活上必要な生活基盤についても、継続して整備を実施します。

主要な施策と その概要

(1) 市道及び生活道路等の維持・整備促進

- ①学校再編に伴う通学路の整備や公共施設等を結ぶ幹線道路の整備、狭小な道路の拡幅及び待避場整備、急カーブなどの危険箇所の改良などを行うとともに、市道の草刈り、老朽化した舗装や構造物の修繕などを行い適切な維持管理に努めます。
- ②地域の状況を踏まえて、交通安全施設や歩道の設置を検討するとともに、施設の計画的な更新、維持管理、歩道の段差解消などのバリアフリー化や狭あい道路拡幅整備を推進します。

(2) 橋梁の長寿命化

市内全橋梁については、5年毎に定期点検を行い、その結果に基づき「さぬき市橋梁長寿命化修繕計画」を見直すとともに、「さぬき市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく橋梁の補修及び架け替え工事を実施します。

(3) 河川の維持・整備促進

- ①市管理河川については、河床の整備や護岸の改修などを行うとともに、適切な維持管理に努めます。
- ②雨水排水ポンプ場については、現在建設中の浦小田雨水排水ポンプ場の整備を計画的に進めるとともに、未整備となっている箇所についても新設・増設及び老朽施設の更新を行うほか、適切な維持管理に努めます。

(4) 港湾の維持・管理

- ①猪塚港、志度港（塩屋地区）については、各港の維持管理計画に基づいて、適切な維持管理に努めます。
- ②市内3海岸を地元自治会とともに清掃している海岸愛護運動事業については、自治会に限らず幅広い参加を呼び掛け、より多くの市民の協力で美しさを保持できるよう努めていきます。

(5) 生活環境整備事業の継続

生活道の舗装など小規模であっても市民生活上必要な基盤の整備については、必要性を精査しながら取り組んでいきます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
市道における改良率	%	70.08	70.51
道路における歩道設置率	%	3.98	4.02
修繕が必要な橋梁数	橋	121	101

市民等に期待される役割

- 市民は、清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に参加します。
- 市民は、危険箇所を見つけたら市の担当者に連絡します。
- 事業者は、道路・橋梁・港湾等の社会資本を大切に使います。

▶ 基本施策11 公共交通網の充実

現況と課題

市内における公共交通機関は、JR 高德線、一般乗合バス（高松～引田線）、高松琴平電気鉄道、市コミュニティバスが運行しています。自動車と鉄道のネットワーク拠点としてパーク＆ライド駐車場を整備しており、高速バスストップ（志度・津田）による本州（主に関西）方面へのアクセス性も確保されているなど、比較的充実した公共交通網が形成されています。

こうした公共交通の利用促進については、地域公共交通の検討の場として公共交通検討協議会を設置し、地域における最適な公共交通の確保・維持・改善について検討を行っており、モビリティマネジメント（公共交通の自発的な利用を促進するための広報・啓発活動）として、見やすい時刻表の作成や街頭キャンペーンなどの広報・啓発活動を実施しています。

コミュニティバスについては、市内人口分布状況に対しておよそ8割をカバーし、スーパーや病院など主要な施設の多くを結節しており、市民の日常生活における交通手段の確保・充実に貢献しています。しかしながら、更なる高齢化の進展に伴う交通弱者対策の観点からは、より多くの市民が利用しやすい運行形態や運行経路などの検討が必要です。

また、公共交通検討協議会において定めた基本方針「便利で使いやすく、持続可能な交通体系の創造」に向けて、年間利用者数10万人、運行経費の節減（平成22年度対比-10%）、収支率30%といった数値目標の達成などを目指して、利用者数の拡大と収支の改善等に取り組む必要があります。

基本方針

市民の暮らしを支える安心・快適なまちづくりのため、交通手段の確保対策としての公共交通の担う役割は、今後ますます重要となることが予想されます。

中でも、コミュニティバスの利便性の向上は重要な課題であるため、「交通政策基本法」に基づき、国の支援を受けながら市が中心となって面的な公共交通網の再構築に取り組んでいきます。

主要な施策とその概要

(1) 誰もが利用し得る利便性の高い公共交通手段の提供

- ① コミュニティバス路線をはじめとする現在の公共交通網のより効果的・効率的な活用について、市民ニーズを踏まえた運行形態、路線形態及び公共交通結節点を検討し、利便性の高い公共交通機関としての役割を果たせるよう努めていきます。
- ② 関係機関との協議により、地域公共交通網形成計画の策定を検討します。

目標指数

市民等に期待される役割

(2) 公共交通利用促進対策の推進

- ①公共交通網の広がりを強みとして、市民及び市外利用者に対して周知を図っていきます。
- ②高松自動車道四車線化により、高速バス利用者の増加が予想されることから、バスストップ駐車場の拡充に向けた検討を行います。
- ③瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定に基づき、JR・ことでん駅周辺等でのパーク＆ライド駐車場の利用効率の向上を図り、公共交通機関の利用促進に取り組みます。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
年間運行委託料経費の削減率	%	10.7	10.0
コミュニティバス収支比率の改善率	%	22.0	30.0
コミュニティバスの年間利用者数	人	91,110	100,000

- 市民は、積極的に公共交通機関を利用します。
- 事業者は、安全性を第一として運行します。

▶ 基本施策12 住環境の整備と都市計画の推進

現況と課題

住宅は人の暮らしに欠かせないものであり、中でも市営住宅は居住に関するセーフティネットとしての役割を担う重要な公共施設であるため、建物の修繕や敷地内樹木の剪定等を適宜実施していますが、老朽化が進んだ住宅については、平成24年度に11戸、平成25年度に6戸を除却しました。今後は、平成25年度に策定した「さぬき市市営住宅長寿命化計画」に基づき、長期的な視点で、長寿命化のための予防保全的な管理や改善の推進方策などに取り組むとともに、適切な維持管理等を行っていく必要があります。

民間住宅に対しては、住宅リフォーム促進支援事業を実施して個人住宅の老朽化対策や省エネルギー化等を推進しているほか、旧耐震基準で建てられた住宅に対する耐震診断に係る補助も行っています。どちらも近年申請件数が増加傾向にあるため、こうした取組を継続して、住みやすい住環境づくりを支援していく必要があります。

一方、空き家問題に関しては、これまで、いわゆる迷惑空き家への対応として、所有者を調査し、改善をお願いするといった取組を進めてきましたが、私有財産制度の壁もあり十分な取組に至っていないのが現状です。今後は、増加傾向にある空き家問題に対して、本格的な対策を検討し、講じていくこ

基本方針

とが必要です。

次に都市計画に関しては、「香川県都市計画（都市計画区域マスタープラン）」において集約型都市構造の実現に向けたまちづくりの基本方針が定められていることから、本市においても「高松広域都市圏総合都市交通体系調査結果（パーソントリップ調査結果）」及び「さぬき市総合計画」の方針を踏まえ、集約型都市構造の実現を目指した次期「さぬき市都市計画マスタープラン」を策定し、秩序ある都市計画を進めていく必要があります。

都市公園については、地域の自治会やシルバー人材センターに清掃・草刈・剪定等の日常管理を依頼し、安心・安全に利用できるよう、日常的な安全点検を行っています。市民1人当たりの公園面積は、市域全体で21.7㎡と目標値である20㎡を達成していますが、市民からは、子どもたちのための身近な公園の設置が要望されています。また、遊具については平成24年度に都市計画課が管理する都市公園のすべての遊具の安全点検を実施し、その結果を基に、修繕が必要か否かの指標を作成し、再塗装等に取り組んでいます。公園施設は、市民の憩いの場、子どもの遊び場であるとともに、「さぬき市地域防災計画」における広域避難所の役割も担っていることから、適正に維持管理及び修繕に努めていく必要があります。

市営住宅の維持管理については、平成25年度に策定した「さぬき市市営住宅長寿命化計画」に基づき長期的な視点で適切な維持管理業務を実施する一方、老朽化の激しい住宅については、計画的な除却工事により周辺環境整備に努めていきます。

民間住宅に関しては、住宅リフォーム促進支援事業の継続実施のほか、耐震対策事業の周知・啓発活動等に取り組めます。また、緊急輸送道路沿道建築物や香川県耐震改修促進計画に記載された避難路沿道建築物についても、避難や救急救援活動、緊急物資の輸送等の機能を確保し、安心安全なまちづくりを行うため、引き続き周知・啓発活動に取り組んでいきます。

市の都市計画については、「香川県都市計画（都市計画区域マスタープラン）」にある、集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針に記載された、人口減少対策、中心市街地の活性化、効率的な都市構造の構築、公共交通機関を主体とした集約拠点間の連携等の都市づくりの方針の実現に向けて、「さぬき市都市計画マスタープラン」の見直しに取り組んでいきます。

都市公園のうち総合公園については、引き続き指定管理者による管理を行い、その他の都市公園については、地元自治会、シルバー人材センターに依頼して除草や樹木の剪定等市民が安心して快適に利用できるよう維持管理に努めるとともに、遊具や公園施設については、事故の未然防止及び破損防止等を目的として、今後計画的に修繕を行います。

また、市民1人当たりの公園面積は、ほぼ充足しているものの、ポケットパークの整備等が課題となっていることから、整備に向けて検討していきます。

**主要な施策と
その概要****(1) 良好な住環境の提供と支援**

- ①市営住宅については、平成25年度に策定した「さぬき市市営住宅長寿命化計画」に基づき、長期的な視点で長寿命化のための予防保全的な管理や改善の推進方策などを取り入れ、適切な管理業務を実施する一方、老朽化の激しい住宅については、計画的に除却工事を行い、周辺の環境整備に努めます。
- ②民間住宅については、住宅リフォーム促進支援事業や民間住宅耐震対策事業の推進を図り、安心・安全な住環境整備を推進していきます。
- ③緊急輸送道路沿い及び避難路沿いの建物については、地震時の避難・緊急物資等輸送環境を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物耐震対策支援事業及び避難路沿道建築物耐震対策支援事業の周知・啓発と推進に努めます。

(2) 空き家対策の推進

空き家問題の解決に向けては、管理不全の迷惑空き家解消による環境改善といった側面と、有効に活用して移住・定住促進につなげていこうとする側面があり、まずはこの問題をトータルに所管するセクションを定め、それぞれの側面から必要とされる、例えば、「空き家管理条例」の制定やリフォーム支援による利活用の促進などに関して具体的取組を検討し、実施していきます。

(3) 都市計画の推進

上位計画である「さぬき市総合計画」及び香川県が都市計画区域ごとに広域的見地から策定している「さぬき都市計画区域マスタープラン」などの各種計画を踏まえ、県が実施している都市計画基礎調査及び高松広域都市圏総合都市交通体系調査結果を参考にしつつ、市の地理的・社会的特性や発展方向についての長期的視点と、歴史的・地域的特性を考慮して、都市計画の基本的な方針を示す「さぬき市都市計画マスタープラン」を見直します。そして、調和のとれた開発と保全を計画的に進める土地利用を推進します。

(4) 市民に親しまれる公園・緑地の整備充実

- ①市内都市公園を適正に管理するため、地元自治会やシルバー人材センターに依頼して除草や清掃を行うとともに、都市公園内の遊具を再塗装し、腐食・破損を未然に防ぎ、利用者の安全確保を図って、地域住民の憩いの場として提供できるよう努めていきます。
- ②市民1人当たりの公園面積は、目標値を達成しているものの、課題となっているポケットパークなど身近な公園の整備について検討していきます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
住宅リフォーム補助件数	件	163	130 ^{※20}
空き家リフォーム補助件数	件	0	10 ^{※21}
民間住宅耐震対策（耐震診断） 支援補助金補助件数	件	28	50
民間住宅耐震対策（耐震改修） 支援補助金補助件数	件	5	8
市営住宅除却数	戸	6	5
市民1人当たりの都市公園整備面積	m ²	21.7	21.7
ポケットパーク設置箇所数 ^{※22}	箇所	0	4

市民等に期待される役割

- 市民は、居住地域周辺の生活環境の維持に努めます。
- 市民は、公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。
- 市民等は、家屋を適正に管理します。

▶基本施策13 墓地・斎場の整備

現況と課題

市民生活に必要な斎場（火葬施設）は、現在、さぬき市斎場及び三木・長尾葬斎組合斎場の2施設あり、それぞれ多くの市民に利用されています。

火葬炉などの耐火施設は耐用年数が短いため、各斎場ともに火葬炉などの計画的な修繕を実施していますが、いずれの施設も平成10年～11年に整備されていることから建物自体が老朽化しており、できるだけ早期に抜本的修繕を実施する必要があります。

また、市営墓地は琴林霊園など12施設あり、市全体で見れば空き区画が相当数存在しています。しかし、地区によっては空きが無い状態であり、こうした地区では墓地に対するニーズも高いことから、ニーズに合わせた区画造成を検討する必要があります。

※20 当該制度最終年度（平成29年度）目標値
 ※21 当該制度最終年度（平成29年度）目標値
 ※22 平成25年度以降の累計箇所数

基本方針

さらに、墓地の維持管理は契約者自らが行うこととしていますが、管理の行き届いていない区画も散見されています。原因としては、使用权の承継が円滑に行われていないことが考えられ、現状のままでは契約者不明による無縁墓地の増加につながってしまうことから、契約者死亡による管理不全区画が増加しないよう、使用者に権利承継の啓発を行っていく必要があります。

火葬業務を円滑に遂行できるよう、火葬炉をはじめとする斎場設備を計画的に修繕することにより、火葬場の維持と適正管理に努めます。

また、市営墓地については、空き区画の利用促進を図る一方、市民のニーズに対応できるよう、墓地の区画造成の検討を行っていくとともに、市有墓地も含め、管理不全区画を減少させるよう、使用者に対して各種啓発を実施します。

主要な施策とその概要

(1) 斎場の適切な管理運営

火葬場の計画的な修繕を実施し、円滑な業務が行えるよう施設の維持・充実に努めます。

(2) 墓地の確保と適切な維持管理

- ①市営墓地空き区画の利用促進と市民ニーズを踏まえて墓地の拡充を検討します。
- ②管理不全の区画については、契約者に注意喚起を促し、適正管理に努めるとともに、契約者死亡による墓地の無縁墓地化を防ぐため、使用权の承継の必要性に関する啓発に努めます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
斎場施設利用に関する苦情件数	件	0	0
市営墓地管理不全区画割合	%	2.8 ^{※23}	1.4
市営墓地利用率	%	90.2	93.3

市民等に期待される役割

- 市民は、墓地の清掃を定期的に行います。
- 地域は、墓地が適正に管理されているかチェックします。

※23 平成26年度実績見込値

基本目標Ⅲ 健全な心身と思いやりを育むまち

▶ 基本施策14 子育て支援の充実

現況と課題

少子化の急速な進行、核家族化や共働き家庭の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、子育てに対する不安感や孤立感をもつ保護者が増加しています。

市では、子どもの健やかな成長を支援するため、子育て家庭に対して子育て情報誌の配布を行うとともに、ホームページや広報紙の活用により、子育て支援情報を提供しています。

また、児童手当、乳幼児医療費及び子ども医療費などの子育て世帯に対する経済的支援と合わせて、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センターなどの育児支援に取り組むなど、子育て支援サービスの充実に努めていますが、多様化する保護者のニーズに対応しきれていないのが現状です。

保育に関しては、公立・私立の保育所が連携し、通常保育だけではなく、延長保育、障害児保育、一時保育、休日保育及び地域子育て支援センターの実施や、市民病院において病児・病後児保育を運営するなど、きめ細かな保育サービスを提供しています。

こうした中、現在、子ども・子育て支援新制度を踏まえて公立保育所の再編に取り組んでいますが、幼稚園と保育所の今後のあり方が課題となっています。

また、配慮が必要な子どもや家庭への支援については、子育てや発達障害の相談及び児童虐待の通告などに対する各種の支援事業を実施するとともに、ひとり親家庭等の父又は母が自立して生活が安定するよう、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費などの経済的な支援や、母子・父子自立支援員による能力開発や求職活動のサポートなどの支援を行っていますが、複雑多岐なケースもあり、十分な支援に至っていないケースもあります。

さらに、地域ぐるみの子育て支援として、乳児家庭の全戸訪問や子育てボランティアの育成・支援を行っていますが、協力者の高齢化などにより、一部では支援が縮小傾向にあります。

基本方針

すべての子どもが家庭環境や障害などによる差別を受けることなく健やかに成長でき、保護者が子どもを安心して産み・育てることができるよう、結婚・出産から子育てまでの切れ目のない支援を総合的に推進していきます。特に、核家族化や共働き家庭が増加する現状において、保護者が子育てに関して孤立することがないように、行政だけでなく地域や関係団体の協力も得て、福祉・医療施策全体の中でバランスのとれた各種サービスの充実に努めていきます。

また、子ども・子育て支援新制度に基づき、子どもの健やかな成長や子育て家庭の様々なニーズに対応できるよう、子ども・子育て会議などの意見を参考に、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を総合的に進めていきます。

さらに、発達障害、虐待及びひとり親家庭等への支援について、それぞれ関係機関との連携を図りながら適切な対応に努めていきます。

主要な施策と その概要

(1) 安心して産み・育てられる医療体制の整備

病気又は病気の回復途中にあり、集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までの児童をもつ保護者が、就労等により家庭で育児を行うことが困難な場合を対象に、今後も市民病院で病児・病後児保育を行っていきます。

(2) 母性と乳幼児の健康づくりの支援

未熟児は正常な新生児に比べて疾病にかかりやすく、心身に障害を残す可能性もあることから、生後速やかに適切な処置ができるよう、保健師の家庭訪問をはじめとする養育に必要な給付を継続していきます。

(3) 地域ぐるみの子育て支援の推進

子育ての不安を解消するため、民生委員・児童委員の協力による乳児家庭の全戸訪問の実施や、子育てボランティアの育成・支援を継続していきます。

(4) 子育て支援サービスの充実

- ①児童手当、乳幼児医療費及び子ども医療費などの子育て世帯に対する経済的支援や、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センターなどの育児支援については、「さぬき市子ども・子育て支援計画」に基づき、総合的に取り組んでいきます。特に、子ども医療費における助成の拡充や放課後児童クラブにおける対象学年の拡充について検討していきます。
- ②公立・私立の保育所が連携し、通常保育だけでなく、延長保育、障害児保育、一時保育、休日保育及び地域子育て支援センターを実施するなど、きめ細かな保育の充実に取り組んでいきます。特に、子ども・子育て支援新制度に基づいた幼稚園・保育所のあり方を研究し、公立保育所の再編を進めていきます。
- ③子育て支援センターや児童館を中心に関係機関との連携を図りながら、子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、子育て応援ガイドブックなどの配布や市のホームページ及び広報紙を活用し、最新の子育て支援情報の提供に努めていきます。

(5) 配慮が必要な子どもや家庭への支援

- ①児童虐待の予防、早期発見及び適切な支援ができるよう、県、警察、医療、福祉及び教育などの関係機関と連携を強化し、役割分担を明確にしながら取り組んでいきます。
- ②発達障害のある子どもなどに対して適切な支援ができるよう、県、療育専門機関及び学校などの関係機関と連携して取り組んでいきます。
- ③ひとり親家庭等の父又は母が、自立した生活ができるよう、継続して相談業務や経済的な支援を行っていきます。
- ④家庭での養育が困難になった児童や緊急に保護を必要とする母子などに対して、確実に養育・保護できるよう、事業の周知及び児童養護施設との連携強化に努めていきます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
病児・病後児保育年間受入延べ人数	人	476	580
ファミリー・サポート・センターのお願い会員、まかせて会員、どっちも会員の登録者数	人	お願い会員：174 まかせて会員：131 どっちも会員：6	お願い会員：204 まかせて会員：150 どっちも会員：6
保育所待機児童数	人	0	0

市民等に期待される役割

- 保護者は、愛情と責任をもって子育てを行います。
- 地域は、子どもの事故防止、防犯など子育てを支援し、地域社会全体で見守ります。
- 事業所は、従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくり、出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくりまします。

▶ 基本施策15 高齢者福祉の充実

現況と課題

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成26年4月1日現在で16,429人、高齢化率は31.7%となっており、さらに、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年にはますます高齢化が進展し、認知症の高齢者や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれています。こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送っていくためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の5つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することや、さまざまな課題を抱えている高齢者や家族を社会全体で見守り支援する仕組みづくりを進める必要があります。

このため、地域包括支援センターを核として、さまざまな相談に応じ、高齢者虐待の早期発見や対応、成年後見制度の活用、行方不明や事件に巻き込まれる事案の防止などにも的確に対応できるように関係機関が連携し、高齢者に関わる人たちがそれぞれの分野で知恵を出し合い、総力を結集して高齢者に寄り添う取組を進めていくことが重要です。

また、加齢による身体機能の低下に伴って外出が減り、閉じこもりがちになる高齢者は多く、生活不活性病、うつ病などの病気を招く要因になっています。そうした状態にならないようにする、あるいは更に悪化しないようにするためには、健康づくりや介護予防に高齢者が主体性をもって取り組むことを推進することが必要です。介護予防に関しては、転倒予防、運動や口腔機能の向上、栄養や生活改善を行う予防事業を実施していますが、元気な高齢者率^{*24}が減少しているため、一層の取組強化が必要です。

*24 元気な高齢者率（1 - (介護認定者数 / 高齢者数) × 100）平成24年度80.0%、平成25年度79.7%

基本方針

同時に、長い高齢期の元気や活力を維持するためには、高齢者自身が生きがいをもって過ごすことが重要です。高齢者一人ひとりが地域社会を支える重要な一員として積極的な役割を果たすことが期待され、高齢者の自主性を十分尊重しながら、働くことや積極的な地域社会への参加など、いきいきと活躍できるための支援や環境を整える必要があります。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活するためには、一人ひとりが主体的に、健康づくりや介護予防に取り組むことが大切です。このため、高齢期の疾病や予防体操といった情報提供を行うことや、介護予防サポーター等のボランティアの人材育成を行い、社会福祉協議会、自治会、老人クラブ等の活動と連携して効果的な取組を推進します。

また、高齢者が更に増加する中、自主性を尊重しながら積極的に活躍できる社会づくりが重要です。このため、就業を通じた社会参加の支援、生涯学習・生涯スポーツ等の拡充、老人クラブをはじめとする各種団体が取り組む友愛活動を支援します。

さらに、日常生活の自立が困難、認知症を発症、独居や外出機会が少なくなることで孤立するなど、さまざまな課題を抱えている高齢者や家族が増えていることから、高齢者に敬意を表し、権利を擁護するとともに、社会全体で見守り、支え合うなど、必要な支援が行える体制を構築します。

主要な施策とその概要

(1) 健康づくりや介護予防の推進

- ①健康づくり、介護保険制度、高齢期の疾病、介護予防、リハビリテーション等に関する理解を促進し、普及啓発を推進します。
- ②生活習慣病予防教室、まちの健康応援団体操、介護予防教室の実施により、一人ひとりが継続的に健康づくりや介護予防に取り組むことを推進します。
- ③身近な地域での健康づくりや介護予防の取組を推進するため、介護予防サポーターを養成し、その活動を支援します。

(2) 社会参加の推進

- ①高齢者の就業・社会参加を推進します。
- ②シルバー人材センターの事業運営を支援します。
- ③公民館等において、高齢者が、学習やスポーツに親しめる環境を整えます。
- ④友愛活動や生きがいづくり活動を推進するため、老人クラブの事業運営を支援するとともに、生きがい活動支援通所事業を実施します。

(3) 見守りと支援の仕組みづくり

- ①長寿をお祝いするとともに敬意を表し、高齢者を地域全体で支える意識を醸成します。
- ②地域包括支援センターにおいて、さまざまな相談に応じ、適切な情報提供や支援を行い、高齢者に寄り添った身近な相談窓口の充実を図ります。

目標指数

- ③高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活支援自立事業の利用推進を図っていきます。
- ④やむを得ない事情により親族等からの支援が困難な高齢者の相談や支援を行い、必要に応じて老人福祉法の措置を適切に行います。
- ⑤高齢者の虐待の予防や早期発見に向けて、関係機関と連携して取り組みます。
- ⑥認知症の人や家族が地域から孤立しないように、認知症サポーターを養成するなど幅広い世代の市民に理解を広め、関係機関とともに見守りや支援体制の構築を図ります。
- ⑦増加する認知症高齢者の行方不明事案や事故に遭遇する事案に対して、関係機関と連携して、速やかな保護と適切な措置が行える体制を整えます。

(4) 地域包括ケアシステムの構築

- ①病気を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けることができるよう、地域の医療と介護に携わる専門職が連携し、一体的なサービスの提供に向け、常日頃から関係の構築を図り、地域連携パスの整備など効率的な情報共有を行う基盤を整備します。
- ②身体の状態や多様化するニーズに応じた住まいの選択、高齢者にやさしい住まいを確保するため、住宅改修を支援するとともに、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウスの利用をサポートします。有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の供給を促進します。
- ③見守り、外出支援、買い物、調理、掃除等の家事支援に係る情報の提供や紙おむつの給付、緊急通報装置の設置、日常生活用具の給付等の支援を実施します。
- ④核となる地域包括支援センターの相談体制の拡充をはじめとして、介護保険サービス提供事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会連合会、自治会等関係団体と連携した取組を推進します。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
要介護認定率※25	%	20.4	21.3
老人クラブ会員数	人	6,279※26	6,300
地域包括支援センター総合相談実数	件	1,433	1,650

※25 要介護認定者数/高齢者(65歳以上)人口

※26 平成26年度実績見込値

市民等に期待される役割

- 市民は、自分の健康は自分で守るという観点に立って、健康づくり、生きがいづくり、介護予防に自ら継続的に取り組みます。
- 地域は、社会全体で高齢者を支える観点に立って、高齢者や家族が孤立しないように、また、事件や事故に遭遇しないように見守り、支援します。
- 事業者や各種関係団体は、高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。

▶ 基本施策16 障害者福祉の充実

現況と課題

障害者がある能力と適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援体制を充実させるとともに、地域の特性や利用者の状況に対応した各種事業を実施していく必要があります。

まず、個人への給付に関しては、福祉年金支給事業や重度心身障害者医療費支給事業などを実施し、障害者及び家族の負担軽減を図っていますが、給付額等は年々増加しており、将来的な財政負担の増加に備える必要があり、自立支援給付等については、適切なサービスを提供していますが、対応できる社会福祉法人等に限りがあるため、利用者のニーズに添えないケースも出てきています。

就労に関しては、就労継続支援事業所等への通所のほか、ハローワーク等と連携し、民間企業や事業主に対して雇用の働きかけを行っています。また、国、県などの障害者雇用に係る各種奨励金や助成制度について、障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターを活用して就労を希望する人がそれぞれの状況に応じて働き、経済的に自立できるよう支援を行っています。しかし、在宅の引きこもり者の把握が難しいため、行政がどこまで携わるのかが課題となっています。

権利擁護については、判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障害者に対して、福祉サービスの利用や金銭管理を支援する地域福祉権利擁護事業を社会福祉協議会と連携して普及・啓発していく必要があります。

発達障害者への支援としての相談事業については、個別相談利用者からは概ね事業に対して満足しているとの評価を得ており、継続して実施していく必要があります。一方、本人の所属する幼稚園、学校などからの相談も増加傾向にあり、ニーズに対応しきれていない現状があるため、平成26年4月からは、事業の一部を社会福祉法人に委託して利用しやすい環境づくりに努めています。

また、障害者が安全、快適に外出できる環境整備を進め、公共施設等を新しく整備する際には、障害者が利用しやすい環境づくりを進めるとともに、関係部署と連携して避難行動要支援者名簿の整備を図る必要があります。

さらに、広報紙やホームページなどを活用し、制度等の広報活動を行うと

基本方針

ともに、障害者や障害者団体などと連携し、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて交流や社会参加の機会を広げ、市民の障害者に対する正しい理解を促進し、今後一層、障害者が暮らしやすい地域づくりに努めていく必要があります。

障害者が住み慣れた地域や集落で、自分自身の生き方を主体的に選択し、決定できる社会の実現を目指すという「さぬき市障害福祉計画」の基本理念の実現に向けて、質・量ともに充実したサービスの提供を図り、多様なサービスの中から、個々の状況に最も適したサービスを障害者が選択できるように努めていきます。

また、「障害者優先調達推進法」が施行されたことに伴い、当該法律の趣旨を全市的に広く呼びかけ、積極的な障害者の就労支援に努めていきます。

障害者の暮らしやすい地域づくりに関しては、まず、今後の施設整備や主要アクセス道路の整備時には、バリアフリー化に向けて福祉部局との連絡調整の徹底を働きかけ、一体的かつ連続的な整備を推進していくとともに、広報・啓発と交流活動の充実により障害者への理解の促進に努めていきます。

主要な施策とその概要

(1) 相談体制の充実

- ①障害の種別にかかわらず、市民が気軽に相談できる相談支援体制を作り、適切な相談対応が図れるよう、研修等を通じて職員の資質の向上を図ります。
- ②障害者福祉に関する相談支援等が総合的に提供できる環境づくりを進めるため、相談支援機関との日常的な連携・調整に努めます。

(2) 障害児への支援

障害の早期発見・療育体制の充実を図るとともに、障害のある子どもの子育てを支援します。

(3) 障害者の生活支援対策の充実

各種制度を活用し、在宅生活を支援するとともに、日中活動の場の充実・生活の場の確保を支援します。

(4) 社会参加の促進と就労支援

- ①外出支援の充実を図り、コミュニケーションの場の提供支援に努めます。
- ②スポーツ文化活動等の振興など生涯学習の充実を図り、まちづくり活動への参画を促進します。
- ③就労支援のための体制を整備します。

(5) 地域ぐるみの障害者福祉の充実

地域福祉活動を推進するとともに、ボランティア活動を促進します。

目標指数

市民等に期待される役割

(6) 障害者が暮らしやすい地域づくり

インフラや公共施設におけるバリアフリー化の推進に向けて取り組むとともに、啓発等を強化して障害者に対する理解の促進を図っていきます。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
障害者福祉サービスの延べ年間利用者数	人	7,347	8,700

- 市民は、障害者を理解し尊重して、社会参加に関しての手助けや支援を行います。
- 地域は、障害者が参加できる地域活動の機会をつくとともに、障害者が安心して生活できる環境をつくります。
- 事業者は、障害者の雇用拡大と施設等のバリアフリー化に努めます。

▶基本施策17 地域力の強化による地域福祉の充実

現況と課題

少子高齢化、核家族化の急速な進展と個人の価値観の多様化などにより、家族や地域で支え合う機能の脆弱化や社会的なつながりの希薄化が進んでいます。

本市においても、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ひとり親家庭が増え、様々な課題が見受けられるようになり、また、一つの家庭内で様々な課題が複雑に絡み合うケースもあって、複合的な支援が必要になっています。

このため、地域福祉の推進に当たっては、子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせ、自分の意思で様々な社会活動に参加できるよう努めていく必要があります。

そこで、地域住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者等福祉活動に関わる人たち、行政機関などが連携し、それぞれの役割や特性を生かしつつ、地域の中でお互いに助け合い支え合いながら、よりよい方策を見いだしていく仕組みづくりや基盤づくりを行うことが重要な課題となっています。

基本方針

平成26年3月に策定した「さぬき市第3期地域福祉計画」の基本目標である「住民主体の支え合いによるまちづくり」、「安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり」、「いきいき福祉の基盤づくり」を主要な目標として、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会をはじめとする各種団体と連携しながら推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で、お互いのことに関心を持ち、支え合いながら充実した暮らしを送れるように、交流の機会・活動の場やそれに参加しやすい環境づくりを行うとともに、日常から地域で支え合える関係を基本と

主要な施策と
その概要

した見守り体制や災害時等の支援といった安全・安心を支える体制の充実に取り組みます。

(1) 住民主体の支え合いによるまちづくり

地域のすべての人が安心して快適に生活を営めるような社会にするため、地域福祉活動への参加を促す仕組みの構築と地域福祉を支える担い手の育成やボランティア活動の推進を図ります。

(2) 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり

市民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、個々の生活やニーズに対応したサービスが適切に利用できることが必要であり、支援の必要な個々の状況に応じて、その人にあったサービスを選択できるよう各種サービスに関する情報提供や相談体制を充実させていけるよう努めます。

(3) いきいき福祉の基盤づくり

地域福祉を推進するためには、地域住民やボランティアなどの参加による活動と公的なサービスが効果的に連携していくことが不可欠であるため、地域住民の視点で施策を点検し、福祉の基盤づくりに取り組みます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
ボランティア団体数 ^{※27}	団体	63	67
地域見守り隊結成数	団体	4	30
ふれあいサロン開設数	箇所	192	195

市民等に期待される役割

- 市民は、地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加します。
- 地域は、高齢者や障害者等も参加できる地域活動の機会をつくります。
- 社会福祉協議会は、地域で活動するボランティアの育成、支援を行います。

※27 ボランティアセンターに登録しているボランティア団体の数

▶ 基本施策18 心身の健康づくりに対する支援

現況と課題

これまで、国や県等の動向を踏まえて平成15年度に策定した「さぬき市健康増進計画」、平成24年度に策定した「さぬき市食育推進計画」、さらに平成25年度に策定した「さぬき市健康増進計画（第2次）」に基づき、健康の保持・増進と疾病を予防する一次予防に重点を置いた施策を推進するとともに、ライフステージに応じた健康課題に効果的に対応するため、健康応援団体操の普及、健康教室、健康相談、各種健康診査及び食生活改善の推進などを行ってきました。

しかし、本市における主要な死亡原因であるがんと循環器疾患に加え、昨今は、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病をはじめ、偏った食生活や運動不足等の日常生活の影響による生活習慣病、社会環境の変化などによる睡眠不足やストレスの蓄積、社会不適応による心の病などが増加しています。

今後とも、乳幼児期からの食生活を含めた生活習慣の改善や各種健康診査の受診率の向上を図るとともに、各ライフステージの状況に応じた予防対策に重点を置いた保健事業を通して、総合的な健康づくりや予防対策を推進し、市民の健康寿命の延伸を図っていく必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが健康寿命を延ばし、生涯を通じて健康でいきいきと暮らしていくため、自主的な健康の保持・増進に取り組めるようライフステージに応じた保健サービスの提供や取組を展開していきます。

主要な施策とその概要

(1) 健康づくり活動への支援

- ①健康づくりに関する様々な知識の普及や意識の啓発等のほか、口コモティブシンドローム^{*28}の予防も兼ねて、まちの健康応援団体操の普及促進を継続するなど、市民一人ひとりが自らの健康意識を明確にし、健康の保持・増進に取り組めるよう支援します。
- ②正しい食生活を身につけ、健康全般に関する知識を学び、生活習慣病を予防するため、食生活推進員養成講座や研修会を開催するとともに、地域の食文化を大切にしつつ、市民の健康増進を図ることを目的とする食育ネットワーク事業を通して「さぬき市食育推進計画」の推進を図ります。
- ③生涯にわたり歯と口腔の健康づくりを推進するために、歯及び口腔保健に関する正しい知識の普及啓発に努め、生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上について推進します。

※28 運動器の障害により要介護になるリスクの高い状態になること

目標指数

.....

市民等に期待される役割

.....

(2) 生活習慣病対策の推進

健康な生活を続けていくうえで大きな障害となる生活習慣病（がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患））は、食生活、運動習慣等により発症するものであり、生活習慣の改善で予防できるため、発症予防の一次予防から合併症等を予防する重症化予防に重点を置いた対策を推進します。

(3) 予防医療の充実

- ①健康診査、各種がん検診等の実施について、参加しやすい環境を整え、受診率向上を図りながら、発症予防の対策を推進します。
- ②感染症予防の重要性を啓発し、予防接種の接種率の向上を図ります。

(4) 心の健康づくり

- ①心と身体のバランスを保ちながら健康でいきいきと生活できるよう啓発活動を推進するとともに、心の病気や精神疾患への市民の理解を深め、誰もが地域で安心して暮らせるよう支援します。
- ②関係者が連携し、自殺予防やうつ病等の精神疾患等について、包括的に支えるための相談体制の充実を図ります。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
朝食を毎日食べる割合（3歳児） ^{※29}	%	89.8	94.0
定期的に歯科医院を受診する人の割合 ^{※30}	%	51.9	65.0
生活習慣病予防教室、健康相談参加者数	人	3,816	5,000
がん検診受診率 ^{※31}	%	20.5	45.0
予防接種（麻しん風しん2期）の接種率	%	95.8	98.0
睡眠による休養を十分取れていない人の割合 ^{※32}	%	35.9	24.6

- 市民は、自らの健康管理を行うとともに、定期健診を受診し、体を動かすなどの健康づくりに努めます。
- 市民は、健全な食生活を送ります。
- 地域は、地域における健康づくり活動を行います。

.....

※29 3歳児健診時の調査結果による
 ※30 市国保特定健康診査時の調査結果による
 ※31 地域保健・健康増進事業報告に準じる
 ※32 市国保特定健康診査時の調査結果による

▶ 基本施策19 地域医療の充実

現況と課題

さぬき市民病院は、大川保健医療圏域内の地域中核病院として、地域医療の推進や政策医療の提供、地域の開業医・各施設間との機能分担、連携の強化などに取り組んできました。

平成22年に、狭隘で老朽化が著しかった旧病院の建替工事に着手し、平成24年には、MRIや血管造影撮影装置など最新医療機器を備えた新病院での診療を開始して、良質で高度な医療の提供に努めています。

しかし、大川保健医療圏域の人口は、少子高齢化の進展により減少を続けており、患者数の確保が大きな課題となっています。

また、超高齢化社会を迎える中で、医療、介護を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築も急務となっています。

今後とも、多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握するとともに、保健・福祉との連携による一体的な医療提供体制の整備に努めていく必要があります。

なお、津田診療所及び多和診療所については、それぞれの地域の医療ニーズに応じた診療内容で運営を続けており、今後とも、可能な限り効率的な運営に努めていくことで、診療を継続していくことが大切です。

基本方針

大川保健医療圏域における地域中核病院として、一般医療はもとより救急医療、へき地医療、在宅医療、災害医療などの政策医療の提供に努めるとともに、公営企業としての経済性を発揮しつつ、市民ニーズに応じていくため、保健・福祉と一体的な医療提供体制の構築に取り組みながら、より良質で高度な医療提供に努めます。

また、津田診療所及び多和診療所の運営を継続するよう努めていきます。

主要な施策とその概要

(1) 市民病院を核とした医療体制の充実

5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療に取り組むとともに5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）に対する安定した医療提供に努めます。

(2) 地域医療の連携推進

地域医療の連携推進を図るため、近隣の開業医等との協議会の開催や地域医療連携室との情報交換を定期的かつ継続的に実施するとともに、地域の保健・医療・福祉を担う機関を対象に、セミナーや研修会を開催します。

(3) 診療所の継続的な運営

各地域の医療ニーズに沿った診療を行っていくための医師確保に努め、効率的な経営によって、津田診療所及び多和診療所の運営継続を図っていきます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
入院患者数	人	46,454	49,830
入院患者率（市民）	%	69.8 ^{※33}	69.8
外来患者数	人	123,243	124,660
外来患者率（市民）	%	67.9 ^{※34}	67.9
患者紹介率 ^{※35}	%	29.8	34.5

市民等に期待される役割

- 市民は、日常的な診療や健康管理を行ってもらうために、地域の開業医を“かかりつけ医（ホームドクター）”として持ち、重い病気や特殊な病気等で、より高度かつ専門的な医療が必要な際は、このかかりつけ医の紹介により専門の病院を利用します。
- 市民は、薬剤師と相談し、ジェネリック医薬品の利用を検討します。
- 事業者は、従業員の健康診査の受診を奨励し、健康管理を支援します。
- 医療機関は、安全で質の高い医療を提供するとともに、相互の連携による効率的な医療を提供します。

▶ 基本施策20 生活困窮者への支援

現況と課題

市民の生活を守る最後のセーフティネットとして、生活保護制度の適正な運用に努めてきましたが、生活保護受給世帯数、受給者数は、全国と同様に増加傾向が続いています。

特に、社会・経済情勢の変化や雇用情勢の悪化から生活困窮に陥り、社会保険制度や労働保険制度といった第1のセーフティネットでは救済できない生活困窮者が生活保護に至るケースが全国的に増加しています。このため、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う第2のセーフティネットの構築が必要となり、「生活困窮者自立支援法」が制定されました。

今後、本市においても、生活保護制度の適正な運用を継続するとともに、自立相談支援事業等の実施により、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する支援の強化を図っていく必要があります。

※33 平成26年度実績見込値

※34 平成26年度実績見込値

※35 当院を受診した患者のうち、他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合

基本方針

主要な施策とその概要

目標指数

市民等に期待される役割

生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障します。同時に、自立に向けた継続的な支援を実施します。

また、「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談支援事業等を実施して、生活上の困難に直面している人が地域において自立した生活が行えるよう支援します。

(1) 生活保護制度の適正な運用

要保護者の生活の実態と動向を的確に把握するとともに、必要な人に対して適正に制度を運用し、生活保護による最低生活を保障して最後のセーフティネットとしての機能を果たします。

(2) 自立に向けた支援の実施

被保護者のうち、稼働能力を有する人に対しては、その人の有する資格・経験や希望などを勘案し、就労支援員による助言や自立支援プログラムの活用などを通じて、継続的就労につながるよう支援を行い、自立促進を図ります。

(3) 生活困窮者への相談業務の拡充

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施等を行うなど、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人を対象に支援を行います。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
生活保護における月平均被保護者世帯数	世帯	190	255
生活困窮者の相談実施件数（延数）	人	77	130

- 市民は、勤労意欲を持ち、健康な心と体を維持し、生活します。
- 社会福祉協議会は、生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。

▶ 基本施策21 社会保障制度の適切な運用

現況と課題

社会保障制度は、相互扶助によって、健康で文化的な生活を営むことができるように支え合う仕組みであり、我々の生活の中で重要な役割を担っています。

このうち、国民健康保険制度は、被用者保険の対象とならない自営業者や会社などを退職した人を対象とする地域保険制度として、国民皆保険の中核となっています。近年は、被保険者の高齢化、医療技術の高度化、生活習慣病の増加等により、年々医療費が増加するなど厳しい財政運営を余儀なくされています。そこで、国民健康保険事業の安定的な運営のため、医療費の適正化と特定健診受診率の向上や、国民健康保険税の収納率向上等に取り組み、一定の成果を上げています。ただ、いわゆる団塊の世代の高齢化に加えて、更なる医療の高度化や生活習慣病の増加といった疾病構造の変化により、医療費の大幅な増加が見込まれるため、引き続き、特定健診の受診率向上による疾病の早期発見のほか、健診の受診データを活用した保健事業の展開により医療費の抑制を図っていくことが必要です。

後期高齢者医療制度については、高齢者の医療を確保するため75歳以上の人々の医療を国民みんなで支える仕組みとして導入され、平成25年度末の被保険者数は8,822人となっています。在宅医療の充実、介護サービスとの連携強化など高齢者の生活を支える医療を目指して運営されており、引き続き適正な加入者管理等を行っていく必要があります。

介護保険事業については、平成25年度末現在の第1号被保険者数は16,340人、要介護等認定者数が3,386人となっており、いずれも毎年増加しています。いわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、今後も引き続き増加傾向が続いて介護給付費も増加することが予想されるため、介護給付の適正化を推進していく必要があります。

国民年金制度は、すべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした制度であり、人々の生活に必要なものです。平成25年度末現在の第1号被保険者数は6,003人となっていますが、年々減少傾向にあり、今後は、高齢者の生活の支え合いであるという制度の趣旨の普及と徹底を図りながら、適正な加入者管理に努めていく必要があります。

基本方針

国民健康保険事業については、疾病の早期発見、保健事業の効率化により医療費の抑制に努めるとともに、財源確保のため、国民健康保険税の収納率向上に努めます。

後期高齢者医療制度については、保険者である香川県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、制度の適正な運営に努めます。

介護保険事業については、要介護者等自らのニーズに適合したサービスを

主要な施策と その概要

選択し、自立した生活が営めるよう、関連事業者等との連携と制度に対する周知徹底を図りながら、健全な経営と円滑な運営を推進します。

国民年金制度については、日本年金機構との連携のもと、制度の適正な運用に努めていきます。

(1) 国民健康保険制度の健全な運営

国民健康保険事業の健全な運営のため、安定的な財源の確保、医療費の適正化、疾病の早期発見及び重症化予防に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

後期高齢者医療広域連合との連携のもの、被保険者管理と保険料の賦課・徴収など、制度の適正な運営に努めます。

(3) 介護保険制度の健全な運営

- ①迅速で適正な要介護度認定及び保険給付を行うとともに、高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じて自立した生活が営めるよう、居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの基盤整備水準の充足を図って、質の高い充実したサービスの提供に努めます。
- ②介護予防及び居宅介護を重視した介護保険制度の健全な経営と円滑な運営を推進します。

(4) 国民年金制度の適切な運用と啓発

国民年金制度への加入・変更・免除などの各種届出と給付に関する請求書等の受理、審査など関連事務を行うとともに、日本年金機構との連携のもと、広報・啓発活動や年金相談の充実などを通して国民年金制度の正しい知識と認識を深め、加入の促進に努めます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
国民健康保険事業の特定健康診査受診率	%	37.0	65.0

- 市民は、定期健診を受診します。
- 介護サービス事業者は、適正なサービスを提供します。

市民等に期待される役割

基本目標Ⅳ 学ぶ意欲と豊かな心を育むまち

▶ 基本施策22 学校教育の充実

現況と課題

平成20年6月策定の「さぬき市学校再編計画」に基づく学校の統合を進めるとともに、学校施設の耐震化を進めてきました。また、平成25年2月に策定した「さぬき市教育振興基本計画」を踏まえ、小中学校においては、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力など、「生きる力」の育成を重視した教育を進めるとともに、幼稚園においては、幼児が、自発的な活動と遊びを通して心身の調和のとれた発達の基礎を築くための幼児教育に取り組んできました。各学校では、自己評価や学校関係者による外部評価を基に、課題の把握や改善に向けた取組を進めたほか、県教育委員会との連携による学校訪問指導等を通じて、児童生徒に対し具体的な学習指導や生徒指導の向上に努めています。

この結果、学校規模の適正化とより良い学習環境づくりが図られたほか、教育内容の充実、向上が図られ、「第1次さぬき市総合計画」基本構想における基本施策である、「主体性・創造性・生きがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり」における学校教育の分野において一定の成果を上げてきました。

しかし、少子高齢化、国際化、高度情報化など社会全体が大きく変化する中、国の教育改革の流れを踏まえた教育内容の一層の充実が求められているほか、老朽化等に対応した学校施設・設備の整備や、子どもたちを取り巻く様々な今日的な課題に対し、より適切かつきめ細かに対応していくことが求められています。

基本方針

確かな学力と豊かな人間性、たくましくしなやかな心身を育む教育活動を一層推進するとともに、学校再編計画の後期計画期間に予定している計画内容の着実な実施や、学校施設・設備を充実するなど、次の世代を担う子どもたちが、未来に向けて「生きる力」を確実に身につけ、成長していくために必要な施策を講じていく必要があります。

このため、学校教育においては、学習指導要領に掲げる「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育むことができるよう、特色ある教育活動の推進と教育内容の一層の充実に努めていきます。また、児童生徒や保護者、教職員を支援するため、各種の専門家や相談員が関わることのできる教育相談体制づくりを継続するとともに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

幼児期の教育においては、その後の義務教育や生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、豊かな心や意欲・態度など「生きる力」の基礎を育むため、保護者と連携し、地域の協力を得ながら、就学前教育の充実に向けた取組を進めていきます。

こうした教育の質の向上に欠かせない教員の資質向上については、引き続き県教育委員会と連携しながら研修と指導の充実に向けて努めていきます。

一方、子どもたちのより良い学習環境づくりに向けては、学校再編計画の計画内容の着実な実施と学校施設・設備の充実を進めていきます。

主要な施策と その概要

(1) 「生きる力」を育む学校教育の充実

- ①確かな学力を培うため、分かる授業づくりや学んだことを活用する場の設定に努めるなど、学習意欲を高め、基礎・基本の確実な定着を図るための取組を進めるとともに、家庭との連携による望ましい学習習慣の確立に努めます。
- ②学校図書館を効果的に活用することで、読書活動を推進します。
- ③豊かな人間性の育成に向け、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、いじめや不登校等の心の問題に対し、スクールソーシャルワーカー等を継続的に配置するなど、児童生徒の心の安定と問題行動の未然防止、早期対応に向けた相談・連携体制の充実を図ります。
- ④ふるさとへの理解と愛着を高めるため、地域の多様な資源や人材を活用しながら、ふるさとを教材とした魅力ある教育を推進します。
- ⑤健康・体力の増進に向け、学校保健や体力づくり、家庭との連携による望ましい生活習慣づくりに努めるとともに、安全でおいしい学校給食の提供に努め、地産地消と食育を推進します。
- ⑥学校における危機管理体制の整備や防災教育の充実に努め、地域との連携を図りながら安全・安心な学校づくりを推進します。
- ⑦特別な支援を要する児童生徒に対し、特別支援教育支援員等の配置による適切な指導や必要な支援を行うなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな特別支援教育を推進します。

(2) 就学前教育の充実

- ①幼児期に培う力が、小学校以降の生活や学習に円滑につながるよう、幼児一人ひとりの発達課題や学びの連続性を踏まえ、家庭や地域と連携しながら子どもの育ちを支える教育内容の充実に努めます。
- ②特別な支援を必要とする幼児やその保護者に対し、支援員の配置や専門家による巡回訪問、教育相談等を通じて適切な指導や必要な支援を行うとともに、支援を小学校へとつなぐ体制づくりを進めます。
- ③家庭と連携した子育て支援の一環として、幼稚園に在籍する幼児を対象に、通常の教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を実施します。

(3) 教職員の資質の向上

- ①教職員の研修機会の拡充と研修内容の充実を図ります。特に、今後、若年教員が増加することを受け、教員文化の継承を目的とした研修を充実させることにより、資質の向上に努めます。
- ②幼小中のスムーズな接続を意識した異校種間交流研修や教科指導員の委嘱等による実践的な研修を通して、教職員の指導力と専門性の向上に努めます。
- ③学校業務の効率化を図り、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。

目標指数

市民等に期待される役割

(4) 教育環境の整備・充実

- ①学校規模の適正化やより良い学習環境の整備に向け、保護者等の理解を得ながら、「さぬき市学校再編計画」に沿った学校再編整備を更に進めます。
- ②学校施設・設備の計画的な改修や維持修繕、更新に取り組み、児童生徒等の安全確保と安心して学べる快適な教育環境の整備に努めます。
- ③教育のIT化の推進に必要な情報機器等の整備をはじめ、教育内容の充実に合わせた設備や教材・教具の整備を計画的に進めます。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	人	小 1.6 中30.2	小 1.5 中28.0
学校給食における地場産物の使用率	%	31	33
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	人	7.7	4.0

- 子どもは、個々の能力に応じて学び、保護者は、学校（園）行事に進んで参加するなど、学校教育に積極的に関わります。
- 地域は、学校と連携し、通学路をはじめとする防犯、交通安全活動を行うなど、一体となって児童生徒の安全対策を支援します。

▶ 基本施策23 家庭と地域の教育力の強化

現況と課題

子どもを健やかに育てるためには、学校教育だけではなく、家庭や地域での教育も重要であることから、家庭や地域の教育力の強化を目指し、地域の良さを親子で発見できる家庭教育講座を年2回程度、地域内で子育てについての情報交換ができる子育て応援広場「Kimama・Garden」を月1回程度実施しています。また、家庭教育の重要性を題材にした、全小学校の保護者を対象にした講座の開催や、親育ちプログラム（はーと・ガーデン）も行っています。

一方、地域全体で学校教育を支援し、子どもの居場所づくりに取り組む、放課後子ども教室や学校支援ボランティア活動は、子どもの学力向上や特技づくりに一定の成果を上げていますが、保護者等のニーズに応えられるだけのボランティアが確保できず、新たな人材育成が課題となっています。

基本方針

主要な施策とその概要

目標指数

市民等に期待される役割

親子がふれあい、親同士等の交流が深められる場所を提供できるよう、親育ちプログラム関連事業を継続して実施します。

また、家庭教育の重要性等について、多くの保護者に早期から学んでいただけるよう、就学時健康診断や入学（園）説明会等を利用して、全小学校及び幼稚園で啓発活動を実施します。

さらに、「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブと連携して活動プログラムを企画・実施するとともに、学校支援ボランティアの養成と資質向上に努めます。

（１）家庭教育の啓発と推進

- ①親子で参加できる家庭教育講座を実施します。
- ②子育て応援広場「Kimama・Garden」を実施し、子育て中の親と子育てに関わる人とのつながりをつくり、子育てについての情報交換や情報提供等をします。

（２）家庭・地域・学校の連携による教育環境の充実

- ①家庭教育力向上応援講座を、全小学校及び全幼稚園で実施します。
- ②放課後や週末等に学校施設等を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点となる子ども教室を開設し、地域住民の参画を得て、学習・スポーツ・文化活動などの交流活動等に取り組みます。
- ③学校支援ボランティア養成講座を実施し、新たな人材を育成します。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
家庭教育講座・講演会等参加者数	人	969	1,000
放課後子ども教室開催会場数	箇所	4	5
放課後子ども教室参加児童数	人	6,516	7,000
学校支援ボランティア活動実績延べ人数	人	10,424	11,000

- 市民は、家庭教育に関する正しい知識を持ち、子育てに生かします。
- 市民は、教育支援の一環として、自らの知識と経験を子どもたちに伝えます。
- 地域は、地域全体で子どもを見守り、子どもの居場所づくりに協力します。

▶ 基本施策24 生涯学習・スポーツの推進

現況と課題

生涯学習は、自己研鑽及び自己実現のための生涯を通じた学習活動であり、市民一人ひとりのニーズに合った生涯学習活動を推進することは困難であるものの、より多くの市民が活動に参加できるよう、生涯学習施設の適正な管理運営や活動発表の支援を継続していくことが求められています。

まず、生涯学習活動の拠点となる津田・大川・寒川・長尾の各公民館については、平成25年度までに実施した耐震診断の結果、耐震基準を大きく下回り、早急な改修又は建て替え等の措置が不可欠とされており、他の分館も、老朽化による修繕等の規模が年々大きくなるなど、計画的な改修や修繕が必要となっています。

また、市立図書館については、蔵書の半数以上が購入から10年以上経過した古い資料であるため、新鮮さを求める市民ニーズに対応できていないことなどが要因となって貸出冊数が伸び悩んでおり、市外の図書館等と、蔵書や資料の相互貸借を増やすなどの一層の工夫が必要です。

次に、スポーツ活動については、各種スポーツ教室の開催、生涯スポーツ普及のための各種団体等への補助、全国上位大会等に出場した選手等への支援などを通してスポーツを推奨するとともに、スポーツ推進委員等への研修会参加の呼びかけや社会体育登録団体への社会体育施設等の定期使用許可、市体育協会、スポーツ少年団等への補助金交付などを通して体育団体・指導員の育成等に努めています。

しかし、生涯学習施設と同様に、体育館等のスポーツ施設も老朽化が進み、耐震基準を満たさない施設もあるため、今後も、多くの市民がスポーツ活動を通して健康を増進できるよう、スポーツ施設の適正な維持管理に努めるとともに、親しみやすいスポーツメニューの提供を検討していく必要があります。

基本方針

よりよく生きることを学ぶ生涯学習を推進することは、市民が生涯を通じて、生活の向上や職業能力の向上、生きがいの発見などの自己実現のための取組をサポートしていくことであり、その成果は、まちづくりや、地域社会が抱える課題の解決にもつながることから、市民が主役の学習体制の構築を目指していきます。

また、市民自らが行う自主的学習活動の推進や地域コミュニティの維持、さらには団塊の世代の地域活動への参加を促進するため、各種講座等の募集情報といった様々な情報を市民に提供していくとともに、各種団体への補助金については、運営補助から事業費補助への転換を目指して取り組んでいきます。

生涯学習の拠点である公民館は、地域住民と行政を結ぶ役割も担っており、今後も、学校教育の支援や家庭教育の強化といった多様な目的に向かって公民館活動を推進するとともに、安全・快適な学習施設となるよう、施設の整備を図ります。

図書館をはじめとする生涯学習施設は、市民の生活を豊かにする機能を持つ重要な施設であることから、利用者の満足度を高められるよう、蔵書の充実や、適正な維持管理と運営に努めていきます。

主要な施策とその概要

目標指数

市民等に期待される役割

スポーツに関しては、健康づくりや体力づくりの視点をもって、市民が気軽に参加し、地域の中でスポーツを身近に感じることができるよう活動を推進するとともに、スポーツ参加の気運を高めるため、賞賜金制度を活用して選手の活躍を支援していきます。

また、多様化する市民ニーズに対応し、地域スポーツを推進するうえで、指導者の養成は不可欠であるため、研修会への参加等を促すなど、体育協会等の団体育成を図ります。

さらに、社会体育施設や学校体育施設の開放は、地域における生涯スポーツの拠点であることから、利用促進と適切な管理運営に努めます。

(1) 生涯学習の推進

- ①市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において自ら学習することができる社会の実現を図るとともに、住み良いふるさとづくりを進めていくため、学校や家庭、地域など社会全体が一体となった生涯学習を推進します。
- ②市民が利用しやすい図書館づくりや蔵書の充実、新しい利用者への働きかけを含めた読書へのきっかけづくりに努めます。

(2) 生涯スポーツの推進

健康・体力づくりのため、各種スポーツ大会及び教室に参加できるよう取り組みなど、広く市民スポーツを推奨します。

(3) 生涯学習施設の適切な整備と管理運営

公民館や図書館をはじめとする生涯学習施設やスポーツの拠点である体育施設については、安全で利用しやすい施設として提供していけるよう必要な改修・整備を実施するとともに、適切な管理運営に努めます。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
公民館利用者数	人	79,124	80,000
各種スポーツ大会及び教室開催数	回	34	35
貸出点数（視聴覚資料等を含む）	点	156,680	157,000

- 市民は、学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに活かします。
- 市民は、日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。
- 生涯学習団体は、スポーツやレクリエーションを通して地域のコミュニケーションづくりに協力します。

▶ 基本施策25 歴史・文化の伝承

現況と課題

市内の各所に分散している土器・民具等の文化財資料の集積や、古墳に関しても富田茶臼山古墳に続き津田古墳群が国指定史跡となり、当該古墳群の保存活用指針を検討することが課題となっています。

また、志度寺から大窪寺にかけて所在する道標等の遍路資料については、これまで香川県が主体となって現状調査を実施し、その他遍路資料については、前山へんろ資料館を中心に展示・保管が行われています。これらの資料の有効活用を図っていくためには、これまでに作成した資料データを活用して目録を作成する必要があります。

市史編纂事業については、取組の第一歩として、各旧町史編纂後から合併までの内容を整理した“補遺”を作成することとなり、作業が順調に進んでいます。

文化活動に関しては、市文化協会への補助を中心とした支援のもと、市民音楽祭をはじめ、芸能祭、美術工芸作品展、文芸大会など市内各文化施設を利用した活動発表につながる様々な活動が実施され、市民の文化意識の向上に寄与しています。このうち旧町ごとに開催される市民文化祭については、児童生徒及び市民の身近な発表の場として定着してきたことから、今後も各団体を育成・支援していくことが必要です。

また、芸術作品の展示・発表の場として市民に親しまれている文化資料展示館については、平成25年度展示スケジュールがすべて埋まるとともに、志度音楽ホールの利用者は31,559人（平成25年度）で、成果目標を3千人以上超過しています。雨滝自然科学館等も含めたこうした文化施設では、各館で効果的な運営が行われ、多くの市民に親しまれています。

しかし、志度音楽ホールをはじめとして老朽化による修繕箇所等が増えており、今後も修繕計画に基づき所要の修繕を実施するとともに、適正な維持管理に努めていく必要があります。

基本方針

市内各所に所在する文化財資料は、本市の歴史を具体的に知る貴重な資料となることから、今後も地道に整理作業を継続し、保存を検討する専門委員会を立ち上げるなど、適正な保存に努め、成果をできるだけ分かりやすく市民に伝えていきます。

古墳については、復元整備に努め、各古墳を含む本市の文化財を分かりやすく伝え、一人でも多くの市民に興味・関心を持ってもらうための取組を継続していきます。

へんろ資料に関しては、遍路資料館を中心に、更なる展示の充実に向けた取組を進めるとともに、遍路文化発信の拠点として活用を図っていきます。

市史編纂については、旧5町合併までの歴史をまとめる補遺の作成を継続して実施し、完成を図ります。

文化活動に関しては、市民の文化意識の向上が図れるよう、活動内容等を

主要な施策と その概要

精査しながら必要な支援を行っていくとともに、近隣市町とも連携し、優れた芸術文化を鑑賞できる機会の提供に努めます。

また、市民の文化活動の拠点である文化施設の適切な整備と管理運営に努めます。

(1) 文化財の保存と活用

貴重な歴史的財産である文化資料や文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて市民が文化財等に親しみ、その価値への理解を深めていけるよう取り組みます。

(2) 地域の歴史と伝統文化の伝承

伝統文化を継承・発展させるとともに、歴史上の人物についても具体的に伝え、郷土愛を育む機会を多く設けるよう取り組みます。

(3) 文化活動の推進と優れた芸術に触れる機会の提供

ハード、ソフトの両面から市民の主体的文化創作活動を支援していくとともに、優れた芸術文化に触れる機会の提供などに努めます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
指定文化財件数	件	103	108
企画展示開催数 ^{※36}	回	2	3
芸術・文化活動等参加者数 ^{※37}	人	14,080	14,100

市民等に期待される役割

- 市民は、主体的に文化・芸術活動に親しみます。
- 地域は、地域における芸術・文化活動の振興、地域間の文化交流に努めます。

※36 歴史民俗資料館及び雨滝自然科学館での市教育委員会主催企画展示開催数

※37 21世紀館さんがわ（文化資料展示館）入館者数

▶ 基本施策26 青少年の健全育成

現況と課題

青少年の健全育成については、積極的に声かけすることを強く意識することで、補導活動が活性化しています。

また、子どもの緊急避難場所（こどもSOS）の表示板設置所は578軒あり、学警連携による市内不審者情報件数も継続的に逡減傾向にあることから、犯罪の抑止効果を生んでいると考えられます。

しかし、子どもの登下校時の安心・安全を守るための不審者情報のメール送信については、運用方法の改善を望む声があり、課題となっています。

また、環境美化については、毎週水曜日を白ポスト回収日にして、有害図書等の回収に努めるとともに、青少年のボランティアを募り、日頃利用する公共の場所を美しくする取組を年2回実施するなど、環境浄化に努めています。

青少年の非行を早期に発見するためにも、「姿を見せる補導」から「声をかける補導」に転換し、家庭・学校・地域・警察が相互に連携してより積極的な活動に継続して取り組む必要があります。

基本方針

青少年の健全な育成を目指し、明るく住みよい地域づくりに努めます。

また、青少年健全育成の関係機関や団体の核となり、連携を密にして青少年の健全育成活動を推進します。

さらに、広報啓発や有害な環境の浄化を進めるとともに、不登校児童・生徒のための適応指導教室の充実を図ります。

主要な施策とその概要

(1) 青少年健全育成活動の推進

- ①すべての青少年が非行に走ることなく、素直で明るく希望あふれる青少年に育つことを目指して、学校、警察及び関係機関と連携し、補導体験活動や街頭での広報・啓発活動を行います。
- ②青少年健全育成市民会議を通じて、校区会議等が行う健全育成活動を支援します。

(2) 健全な社会環境づくり

- ①少年育成センター補導員による街頭補導を強化し、非行や不良行為の早期発見と防止に努めるなど、早期の非行対策を講じます。
- ②警察、学校及び市民等から寄せられた不審者情報について、安全・安心コミュニティシステムを通して保護者に向けた注意喚起のメール配信を行います。
- ③不審者のあらわれにくい環境づくりに向けて、こどもSOSの取組を継続するとともに、登下校時の見守りをはじめ、地域ぐるみで安全・安心づくりを推進します。
- ④青少年のたまり場、空き家、有害図書、自動販売機等、青少年の健全な成長を妨げる環境を把握し、有害図書等の回収や重点パトロールなどにより環境の浄化に努めます。

目標指数

市民等に期待される役割

(3) 相談・支援活動の充実

不登校や引きこもりの児童・生徒、その保護者等に対して、学校、家庭及び関係機関等と連携して相談活動を推進し、悩みの解決を図るとともに、適応指導教室において児童・生徒の支援に努めるとともに、広報活動を通じ、悩みを抱えている潜在的相談者の掘り起こしに努めます。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
補導活動回数	回	488	470
補導活動による声かけ等人数	人	1,610	1,000
こどもSOS表示板設置所数	軒	578	600
有害図書等の回収数	冊	2,406	2,600
少年相談件数	件	390	400

- 青少年は、心豊かに、自ら学び、たくましく生きていきます。
- 家庭や保護者は、家庭において基本的な生活習慣を身につけさせます。
- 地域やPTAは、地域における児童生徒の健全育成を支援します。

▶ 基本施策27 交流事業の推進

現況と課題

国際交流については、姉妹都市であるオーストリアのアイゼンシュタット市との交流が、現在、書簡での交流のみとなっており、ボーマンインターナショナルスクール中学生等国際交流事業委員会によるアメリカのボーマンインターナショナルスクールとの交流については、時機を考慮しながら実施しています。また、さぬき日韓青少年交流会による中学生等を対象とした韓国大田市との交流への支援も行っています。

このほか、オイスカや香川県青年海外協力隊を育てる会などに対する助成のほか、市内の民間団体、国際交流をあたためる会が中心となって実施する市内居住外国人と市民との交流を目的とした日本語教室やイベント等については、広報紙等による周知の協力を行っていますが、支援内容が硬直化し広がり欠けています。

国内交流については、市内12小学校（平成25年4月現在）の希望者が、剣淵町の小学生と交流を続けており、平成23年度には、さぬき市と剣淵町が友好都市提携の調印を行い、これを契機に剣淵町を舞台にした映画の上映会を市内で開催するなど、交流の広がりが生まれています。しかし、旧志度

基本方針

町から続く小学生の交流事業は、剣淵町の児童数減少により受け入れの対応が難しくなり、継続方法が課題となっています。

国内外都市との交流は、市民の視野を広げ、思考を豊かにすることから、今後も実施していく必要があり、国際社会で活躍する人材育成につなげるためにも、市内居住外国人との交流の機会も設けていく必要があります。

交流事業の実施については、姉妹都市等との協議のもと、可能な形での交流を継続していきます。

また、市内居住外国人は増加傾向にあり、市民主体の多様な国際交流活動に向けた取組が必要であることから、今後もできる限りの支援を行っていきます。

主要な施策とその概要

(1) 国際交流活動の推進

- ① 姉妹都市等と今後の交流のあり方について協議しながら、交流を継続していけるよう取り組んでいきます。
- ② 市内居住外国人が増加傾向にあることから、今後も活動主体に対して可能な支援を行っていきます。

(2) 国内友好都市等交流事業の推進

北海道剣淵町との交流については、地域間交流を活性化させるように努めるとともに、児童交流についても、継続できるよう取り組んでいきます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
剣淵町との交流参加児童数	人	44	45

市民等に期待される役割

- 市民は、交流活動に参加します。
- 事業所は、外国人労働者が地域生活に馴染めるよう、市民との交流機会づくりに努めます。

▶ 基本施策28 男女共同参画の推進

現況と課題

性別に関わりなく、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成21年6月24日に「さぬき市男女共同参画推進条例」を公布・施行するとともに、「自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち」を基本理念とする「さぬき市男女共同参画プラン」(第1次：平成16年度策定、第2次：平成25年度策定)に基づき、市主催の男女共同参画講演会やキャンペーン活動などのほか、市民企画事業の実施や男女共同参画推進市民サポーター制度の導入といった、市民による市民のための啓発活動の推進にも取り組んできました。

平成24年度に実施した市民アンケート調査結果のうち、社会全体において男女平等と感じていると答えた市民は18.1%で、前回アンケート(平成20年度実施)の結果よりも2.3%上昇したため、これまでの取組に一定の成果があったと考えられるものの、男女平等社会の実現にはまだまだ不十分な結果となっており、女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、しきたりを改める必要性があると考えられる市民も多いことから、今後も引き続き、男女共同参画への理解を促し、生活の中での実践を推進する取組を強化する必要があります。

また、ドメスティックバイオレンス(DV)やデートDVといった、配偶者やパートナーなど親しい間柄での暴力は市内でも発生しており、このうち、「暴力を受けてもどこにも相談しなかった」という女性が、およそ3人に1人の割合となっています。DVは重大な人権侵害であるとの認識があっても、親しい間柄での暴力であることから、「自分さえ我慢すればいいと思った」「自分にも悪いところがあると思った」「恥ずかしくて誰にも言えなかった」などの理由から、被害を告白できない現状があります。

男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として暴力は絶対にあってはならないことから、引き続き、家庭児童相談室の専門相談員による各種相談業務に取り組むとともに、DV防止の街頭キャンペーンや講演会などの啓発活動を推進し、あらゆる暴力を認めない・認めさせない意識づくりに取り組んでいく必要があります。

基本方針

社会全体として男女平等と感じる市民を増やすため、固定的性別役割分担意識の払拭につながる啓発活動や、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を強化するとともに、市全体で男女共同参画社会づくりを進められるよう、活動の拠点づくりについて検討していきます。

また、DVなどの被害者は女性が圧倒的に多く、その背景には、慣習的・潜在的に続いている男性優位の社会構造などが関わっていることから、今後も、男女共同参画の視点であらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動に取り組むとともに、相談者のプライバシーに配慮しながら、被害の防止・解決に努めていきます。

主要な施策とその概要

(1) 様々な分野における男女共同参画の推進

- ①男女がともに認め合いながらあらゆる分野で活躍することができ、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「第2次さぬき市男女共同参画プラン」に掲げる数値目標の達成を目指すとともに、市民主体の啓発活動を促進します。
- ②市全体で男女共同参画社会づくりを推進していくための活動拠点のあり方等について検討していきます。

(2) あらゆる暴力の根絶

男女が対等なパートナーとしていきいきと暮らせるよう、DVや児童虐待、セクシュアルハラスメントなど、女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動の推進や相談窓口の充実に努めます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
附属機関等の女性委員の割合	%	26.8	32.6
DV(デートDV)防止啓発活動数	回	3	5

市民等に期待される役割

- 市民は、職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めます。
- 市民は、お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重し、助け合います。
- 事業者は、女性が能力を発揮できる職場環境をつくります。また、雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。

▶ 基本施策29 人権教育の推進

現況と課題

人権は、人間が人間らしく生きていくための権利であり、本市においても、市民一人ひとりの人権が尊重され、市民が幸せに暮らせる地域社会づくりを進めています。しかし、現在の社会には依然として、えせ同和行為、身元調査、ヘイトスピーチなど、同和問題、障害者、女性、子ども、高齢者、外国人等の社会的弱者への人権問題が存在しており、人権尊重の理念に関して正しい理解が定着したとは言えない状況です。すべての市民が互いの立場を理解し、市民一人ひとりが支え合い、この地域社会を形成していることを意識することが強く求められていることから、人権教育及び人権啓発の推進は、極めて重要な課題と言えます。

このため、様々な人権問題の解決を目指し、市主催の人権・同和教育講演会や研修会等を開催しており、研修会後のアンケートでは、「様々な差別が

基本方針

分かり、勉強になった]、「子どもたちに伝える前に、自分が正しい知識を持ちたい」などの回答があり、人権・同和教育について考える機会が増えています。今後は、これまでの取組を継続しつつ、社会情勢の変化を的確にとらえ、日常生活から人権・同和教育を考えられるよう、「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針」(平成25年度策定)に基づき、人権意識の向上を図るための取組を進めることが必要です。

また、辛立文化センターは差別の実態と直面している施設であり、その役割は非常に大きいものがあります。人権・同和教育の拠点施設として、福祉の向上や人権啓発のための住民交流を図るため、社会調査及び研究事業、相談事業、啓発及び広報活動事業、地域交流事業等の各種事業を推進する開かれたコミュニティセンターとしての総合的機能を発揮させていくことが必要です。

今日においてもなお、人種、民族、信条、性別、障害、社会的身分等による人権侵害が存在し、IT関連の普及によりインターネット等を利用した新たな人権侵害が発生していることから、同和教育をはじめとする様々な差別や人権問題の解決を図り、すべての市民が幸せに暮らせるよう、これまでの取組を継続しつつ、社会情勢の変化を的確にとらえた対応を図ります。特に、日常業務から人権・同和教育を考えられるよう、「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針」(平成25年度策定)に基づき、人権意識の向上を図るための取組を進めます。

また、辛立文化センターは、差別のない明るい社会を目指し、福祉の向上や人権啓発のための各種事業を推進する開かれたコミュニティセンターとしての総合的機能を発揮できる取組を継続して行うとともに、地域における生活上の課題解決に向けた取組も継続し、市民の交流の拠点施設として、なお一層の利用促進を目指します。

主要な施策とその概要

(1) 人権教育・啓発活動の推進と充実

- ① すべての人が生涯にわたり、同和教育などのあらゆる人権問題について理解と認識を深めていくために各種啓発事業を実施します。
- ② 人権教育を推進することで、市民の人権意識の向上を図り、差別や偏見のない人権尊重社会の実現を目指します。

(2) 人権問題に関する相談体制の充実

- ① 辛立文化センターは、さまざまな相談に対応可能であるため、関係機関とも連携し、相談事案の解決を図ります。
- ② 人権擁護委員及び保護司、更生保護女性会と連携し、相談窓口の充実を図ります。

目標指数

市民等に期待される役割

(3) 啓発活動拠点施設の活用

人権啓発のための開かれた市民交流の拠点施設として、市民に対し広く周知を行い、様々な啓発活動が行えるよう、辛立文化センター事業の更なる充実に努めます。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
研修会等参加者数	人	825	850
講演会等参加企業数	社	16	80
人権問題等の相談件数	件	358	400
辛立文化センター利用者数	人	14,890	17,500

- 市民は、人権問題に対する理解を深め、人権意識を高めます。
- 企業は、人権尊重の啓発や行動を実践し、雇用や待遇における差別を撤廃します。



剣淵町との交流



男女共同参画セミナー



辛立文化センター冬のつどい

基本目標Ⅴ 人と地球にやさしいまち

▶ 基本施策30 自然環境との共生

現況と課題

本市は、北部の瀬戸内海に面した海岸部、中央平野部の田園地帯、南部の讃岐山脈に分け入る山間部、そしてこれらを結ぶ津田川、鴨部川の両水系によって、多彩な生態系と豊かな自然が広がっています。この優れた自然環境と景観を未来へと引き継いでいくため、平成21年3月に「さぬき市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する長期的な目標をもって、環境保全に向けた取組を推進してきました。

しかし、環境調査については、市民からの情報提供に基づき行っているものの、きめ細かな監視体制が整っているとは言えず、また、多発する不法投棄に対しては、不法投棄防止看板を設置するとともに、防止パトロールを実施していますが、市民等からの市への連絡により出動した件数は、平成24年度が28件、平成25年度が28件と不法投棄は後を絶たず、対策の強化が求められています。

清掃活動については、ボランティア団体等が行う活動への支援として、ごみ袋の配布及び回収を実施しており、過去数年間はほぼ同数で推移しています。

自然環境学習については、市内小中学校では、ごみ処理など子どもたちの生活に密着した内容の授業のほか、水質調査、清掃活動や地域の特性を生かした様々な環境教育が実施されているものの、市民・事業者・行政が一体となって自然・環境学習に取り組む体制整備には至っていません。

一方、地球温暖化対策では、再生可能エネルギーの利用推進を図るため、平成25年度から住宅用太陽光発電システム設置促進事業を開始しており、今後一層の普及促進を図っていく必要があります。

また、狂犬病対策に関しては、市から注射済票の交付を受けて注射実施済とみなされない安価な民間の予防注射を接種する犬の所有者が多いため、接種率が向上しない状況です。

基本方針

これまで以上に自然環境と景観の保全をはじめ、環境・エネルギー問題への対応を総合的に推進していく必要があり、環境保全意識の高揚と活動の推進については、環境保全に係る情報提供及び学習の充実を図るとともに、市民・事業者・行政等が連携して環境教育活動に取り組める体制づくりを推進します。

また、環境美化運動については、地域における自主的な環境美化運動の活動に対する支援と環境保全につながる情報の積極的発信等に努める一方、地球温暖化対策と公害等の防止に関しては、省エネルギーへの啓発と再生可能エネルギーの普及促進など環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築を目指します。

さらに、ペット対策では、ペット飼養による周囲への危害・迷惑を減らし、飼養放棄をしない・させない取組を行っていきます。

主要な施策とその概要

(1) 環境保全意識の高揚と活動の推進

環境保全を図るため、身近なことから環境負荷低減に取り組む意識づくりを、市民、事業者と一体となって進めていきます。

(2) 環境美化運動と景観の保全

地域における自主的な清掃活動などに対してごみ袋の配布及び回収の支援を実施するとともに、環境美化活動を幅広い世代へ普及させ景観の保全を促進します。

(3) ごみの不法投棄の防止

不法投棄防止看板の設置や不法投棄監視パトロールの強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。

(4) 地球温暖化対策と公害等の防止

地球温暖化対策の一環として、太陽光発電など自然エネルギーの普及促進を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築します。

(5) ペットの適切な飼養に向けた対策の推進

ペットによる周囲への危害・迷惑を防止し、公衆衛生・公共の福祉の増進と動物愛護のため、ペット所有者がペットを飼養するうえでの義務やモラルを遵守できるよう、多面的な啓発活動を促進します。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
環境保全活動回数(地域清掃)参加者数 ^{※38}	人	11,688	12,100
市内公共施設のエネルギー使用量 ^{※39}	原油換算 kℓ	1,296	1,200
狂犬病予防注射接種率 ^{※40}	%	56	60

市民等に期待される役割

- 市民は、節電等による省エネルギーに努めるとともに、環境保全活動に積極的に参加します。
- 事業者は、公害関係法令を遵守し、環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組めます。

※38 環境保全活動実施に伴うごみ袋支給申請書による
 ※39 調査対象施設：本庁、支所、市立保育所、温泉施設、火葬場
 ※40 予防注射を接種し、注射済票の交付を受けた頭数/犬登録数

▶ 基本施策31 資源循環型社会の構築

現況と課題

本市のごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみに分けて収集し、香川県東部清掃施設組合によって広域的に処理していますが、ごみの不適正な排出がみられるため、分別の徹底や減量化、リサイクル等の一層の促進が求められる状況にあります。

し尿処理については、大川広域行政組合によって広域的に処理しており、適正な収集・処理を行うとともに、処理施設の老朽化への対応を進めていく必要があります。

市では、平成20年3月に「さぬき市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみとし尿の適正な処理・処分の循環に努めるとともに、環境への負担の低減を図るため、ごみの分別と減量化、資源の回収とリサイクルの促進、廃棄物収集の有料化などを進めていますが、今後は、市民、事業者、行政の協働により、ごみの発生抑制、再利用、リサイクルによるなお一層のごみの減量化を進め、持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況の中、社会のあらゆる場面で循環・環境保全の思想を根付かせ、自然の持つゆとりとやすらぎを大切にしたい。うるおいある環境のまちづくりを進めるとともに、自然の恵みや豊かさを暮らしの中で実感できるよう、環境に配慮した省資源・リサイクルの循環型社会の実現を目指し、生活者の視点で真の豊かさを実感できる、質の高い住みやすい環境づくりを進めることが必要です。

基本方針

「さぬき市一般廃棄物処理基本計画」に基づく循環型社会への転換を目指し、ごみとし尿の適正な処理・処分に努め、広報・啓発活動の推進により、ごみの分別や減量化、資源の回収とリサイクルの促進を進めていきます。

主要な施策とその概要

(1) ごみの減量化と3R運動の推進

- ①循環型社会の形成に向け、広報・啓発活動の推進により、ごみの減量化と分別の一層の徹底を促進します。
- ②香川県東部清掃施設組合との連携のもと、ごみ処理体制の維持・充実に努めます。

(2) し尿収集・処理体制の充実

広域的連携のもと、大川広域行政組合による広域的なし尿処理体制の維持・充実に努めます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
市民1人当たりのごみの排出量（年間） ^{※41}	kg	318	312
ごみの資源化（リサイクル）率	%	26.9	28.4
収集量（し尿）	kℓ	1,749	1,453
収集量（汚泥）	kℓ	5,226	4,908

市民等に期待される役割

- 市民は、ごみの分別を確実に実施するとともに、家庭のごみ発生を少なくするため、3R運動を行います。
- 事業者は、ごみの分別を確実に実施するとともに、ごみの発生を少なくします。

▶ 基本施策32 上下水道の維持・整備

現況と課題

水道事業は、市民生活と地域経済を支える必要不可欠な社会基盤として重要な役割を担っていますが、市の水道施設の大部分は昭和40年代から50年代に整備されているため、多くの施設が経年劣化による更新時期を迎えています。特に水道管については、更新と合わせて耐震化を図っているものの耐震化率は依然低い状況です。

今後も引き続き、安定して、安心・安全な水道水が供給できるよう、水道事業の現状と今後の見通しを分析・評価しながら、給水体制の再構築と施設更新を進める必要があります。

下水道事業については、集落排水事業も含めて、これまで、市の状況及び政策方針を踏まえながら、住居密集地域及び未普及地域を中心に施設整備を進めてきました。その結果、下水道接続人口は、計画目標を上回り、一定の成果があったとみられるものの、昨今の少子高齢化及び人口減少等の影響もあり、処理水量及び使用料収入は伸び悩んでいます。

また、計画区域外も含め、合併処理浄化槽等の生活排水処理も普及しているため、今後は、下水道以外の生活排水処理施設による汚水処理との比較を行ったうえで、施設の統廃合やダウンサイジングも視野に入れながら、計画区域を総合的に見直すとともに、老朽化する施設の改築更新については、長寿命化計画と連動しながら段階的に進めることで、コストの平準化を図る必要があります。

※41 収集業者が収集した、(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+資源ごみ) / 市人口

基本方針

主要な施策とその概要

水道事業に関しては、水需要の減少に伴い、給水収益も減少傾向が続くと予想され、現在の施設を単に更新していくことは、財政収支を悪化させる要因ともなることから、さぬき市水道事業として効率的な運営を目指す「さぬき市水道事業基本計画」と「香川県水道広域化計画」の双方を視野に入れながら、市独自で行わなければならない事業を明確にするとともに、経営的見通しを立て、効率的な事業運営に努めていきます。

下水道事業については、将来にわたって快適な生活環境を確保できるよう、現状と課題を的確に把握し、計画的かつ効率的な下水道整備、維持管理費の縮減、財源の確保等、より一層の健全経営を推進し、合併処理浄化槽の効果的併用による適切な排水処理と水環境の改善に努めていきます。

(1) 上水道事業の健全経営

人口減少に伴う給水収益の減少と今後の施設・設備の更新事業の増大の中で健全な事業経営を続けていくために、経営の効率化と、収入確保のために必要な水道料金の確保に努めていきます。

(2) 計画的な上水道施設の整備

平成26年度に策定した「さぬき市水道事業基本計画」及び「香川県水道広域化計画」を視野に入れた経営的見通しに基づき、広域化に向けた各段階に応じて効率的に施設整備を図ります。

(3) 下水道事業の推進と健全経営

下水道への接続促進に向けた啓発等による普及促進、施設の改築・更新等を進めていくとともに、計画的な経営の推進による財政の健全化を図ります。

(4) 下水道施設の適切な維持管理

- ① 下水道が利用できる衛生的で快適な生活環境を、安定して提供できるよう、下水道施設の適切かつ効率的・効果的な維持管理に努めます。
- ② 健全な下水道機能を維持するため、計画的に予防保全的な補修・修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。

(5) 合併処理浄化槽の設置促進と適切な利用の啓発

合併処理浄化槽の普及促進と適切な維持管理を図るため、ホームページや広報紙を通じた啓発活動を行いながら、引き続き、設置支援のための補助事業を実施します。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
有収率（上水道）	%	88.9	90.0
汚水処理率（公共下水道普及率+集落排水普及率+合併処理浄化槽普及率）	%	86.9	92.0

市民等に期待される役割

- 市民は、水を大切にします。
- 市民は、異物（油や生ゴミなど）を流さないよう、生活排水に注意します。
- 市民は、合併処理浄化槽の適切な維持管理を行います。



日本ドルフィンセンター



門入ダム



海岸清掃

基本目標Ⅵ 市民協働による、持続可能な自主自律のまち

▶ 基本施策33 財政の健全化

現況と課題

将来にわたって、安定的な財政運営を継続していくため、財政の健全化が求められています。市では、平成25年10月に第2期の「さぬき市財政健全化策」を策定し、平成29年度までの5年間の財源不足額33億円を解消していくための種々の具体的取組を定め、各部署において取組を進めてきました。こうした結果、財政健全化の指標となる実質公債費比率は、直近の数値でピーク時より7.4%減の16.0%、将来負担比率についても同じく168.8%減の9.9%となるなど、大幅な改善が図られてきました。

しかしながら、合併特例措置が終了する平成30年度からは、普通交付税の算定替による特例がなくなることや、合併特例債の発行ができなくなることなどから、財政環境が非常に厳しくなることが予測されており、中長期的な視点から更なる財政健全化に向けた対策を講じていく必要があります。

基本方針

財政環境が次第に厳しさを増す状況の中、持続可能な行政運営を継続していくため、「さぬき市財政健全化策」に沿った種々の取組を着実に進めて一層の財政健全化を推進していきます。

また、普通交付税の合併算定替や合併特例債発行期間の終了など非常に大きな財政環境の変化の節目の中にあっても、将来にわたって持続可能で、できるだけ将来世代に負担を残さない行政運営を継続していくための考え方を明らかにし、仕組みづくりに取り組んでいきます。

主要な施策とその概要

(1) 長期的視点に立った持続可能な安定的財政運営の推進

将来世代に過度な負担を先送りすることなく安定的な財政運営を継続していくよう、中長期的な「財政計画」を策定し、計画的な市債発行や基金の活用などにより事業を実施するとともに、より効率的な財政運営によって、行政コストの縮減と市債残高の削減に取り組むなど財政の健全化を進めていきます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
財政力指数 ^{※42}	—	0.403	0.420
経常収支比率 ^{※43}	%	87.1	86.0
実質公債費比率 ^{※44}	%	16.0	13.0
将来負担比率 ^{※45}	%	9.9	0.0
市債残高 ^{※46}	百万円	25,758	24,700

※42 財政力の強さを示す。1を超えると地方交付税不交付団体となる

※43 財政の弾力性を示す。80%を超えると財政の弾力性が失われつつあるとされる

※44 市の実質的な債務返済の割合を示す

※45 市の将来的な債務返済の割合を示す。実質的な将来負担額がマイナスと見込まれる場合は、0.0で表示する

※46 普通会計における地方債借入額の年度末残高

市民等に期待される役割

- 市民は、行財政運営を取り巻く状況を認識し、市民自らができることは積極的にを行います。
- 地域は、団体運営補助金等を財源としている活動の運営を見直し、自立的運営に努めます。

▶基本施策34 歳入の確保

現況と課題

持続可能な行財政運営に向けて、歳入確保に特に努めていくことが求められています。

市税については、賦課資料等を基に適正な賦課に努めるとともに、納税通知書を分かりやすく工夫したり、口座振替を郵送でも申し込めるようにするなど、納税者の利便性の向上に取り組んでいます。

また、未納に対する徴収強化を図り、香川滞納整理推進機構との共同徴収及び大川広域行政組合への徴収移管も含め、滞納者の状況に合わせた効率的・効果的な滞納整理を行ってきました。その結果、市税全体の収納率は、平成20～22年度の3年間の平均89.6%から、平成23～25年度の3年間の平均では89.9%に上昇しました。このうち、現年課税分は、それぞれ3年間の平均で96.9%から97.5%に0.6ポイント上昇し、滞納繰越分にあっては、18.4%から3.9ポイント上昇して22.3%となりました。今後も、税務職員のスキルの向上、賦課システムや滞納管理システムの構築・改善、納税環境の整備や納税意識の高揚など、賦課・徴収体制の充実・強化及び納税者の利便性の向上に取り組み、自主財源の柱である税収確保につなげていくことが必要です。

税外債権については、債権管理室を設置し、債権管理専門員との共同徴収を通して、各担当課の債権管理に関する知識と回収への意欲を高め、これまで十分な管理や対策が行われていなかった回収困難案件にも順次着手しています。その結果、平成23～25年度の3年間で5,100万円を回収し、一定の成果を上げることができました。今後は、各税外債権担当課がより一層の適正管理に努めるとともに、債権管理室の役割を明確にし、管理・回収体制を更に整備する必要があります。

特定の者が利益を受けることに対する負担である分担金・負担金及び使用料・手数料については、従前から受益に対して適正な負担水準となるよう努めており、概ね適正な負担となっていると考えられるものの、なお市の財政状況等も踏まえ、市民の理解といった点に十分配慮しながら慎重に見直しを検討していく必要があります。

このほか、広告料、施設命名権料など新たな収入手段の確保にも努めてきたところですが、効果額はさほど大きくなく、やや手詰まりの状況となっています。今後は、未利用財産の適正処分・有効活用等を図るとともに、まちづくり寄附の促進などにも積極的に取り組んでいく必要があります。

基本方針

主要な施策とその概要

さらなる適正な賦課・徴収に努めるとともに、公平性に配慮した分担金等のあり方を検討します。

また、引き続き未収金対策の充実に努めていくとともに、新たな収入源の確保のため、全庁的に知恵を出し合い検討を進めていきます。

(1) 市有財産の適正処分と有効活用

市有財産の適正な処分と有効活用を図るため、企業誘致等のための用地として、ホームページなどで、未利用地情報の一層のPRに努めていきます。

(2) 市税の適正な賦課と徴収体制の強化

- ① 社会保障・税番号制度の円滑な導入と地方税ポータルシステム（eLTAX）の利用促進を図り、適正な賦課資料の収集・把握等による市税の公正・公平な賦課に努めます。
- ② 納税環境の整備により納税者の利便性の向上を図るとともに、口座振替による納期内納付を推進するなど、滞納の未然防止に努めます。
- ③ 滞納となった場合は、税負担の公平性の確保及び納税秩序の確立のため、効率的・効果的に滞納処分を行い、滞納の早期解消に努めます。

(3) 各種使用料等の適正化と未収金の解消

- ① 各種負担金や使用料等については、受益と負担のバランスを十分勘案しながら、適正な負担水準となるよう検討していきます。
- ② 各種負担金や使用料等の未収金を解消するとともに、新たな未収金が発生しないように努めます。
- ③ 港湾施設使用料については、泊地場所の巡回を実施し、未申請船舶を対象に使用料を徴収するなど、今後も引き続き、香川県と連携して調査を実施します。

(4) 新たな歳入の確保

- ① 新しい広告事業者の獲得に向けて、宣伝及び営業を強化し、積極的に募集の周知を行っていくよう各課に働きかけていきます。
- ② コミュニティバスの車両や窓、JR 志度駅自由通路の壁面等への広告掲載の増加を図ります。
- ③ パーク・アンド・ライド、津田町中央駐車場の利用率向上と有効活用を図っていきます。
- ④ まちづくり寄附については、寄附者に対する御礼品の見直しを行うとともに、そのPRに努めながら自主財源の確保に寄与していきます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
市税の現年課税分の収納率	%	97.6	97.8
市税の滞納繰越分の収納率	%	22.7	23.1
広告媒体の活用による財源確保（封筒）	万円	22	30
まちづくり寄附金額	万円	270	500

市民等に期待される役割

- 市民と事業者は、税金への意識を高め、納税者としての義務を果たします。

▶ 基本施策35 行政改革の推進

現況と課題

行政組織の見直しを不断に行うとともに、ムリ・ムダ・ムラのない行政運営を行っていく必要があります。そのためには、常に事業を精査し、見直しながら、市政の重要課題や市民ニーズに対応していくことが必要であり、前例踏襲主義から脱却する必要があります。これは、市民の理解を得なければ実行できないものであり、“今までやっていたから”ではなく、今後のさめき市を考え、発想の転換を市民とともに話し合い、事業実施に関連付けていくことが必要です。

まず、「さめき市総合計画」に基づく計画的な行政運営を推進していくため、その進捗管理は、実施計画を基に事務事業評価と一体的に行うこととしていますが、まちづくりの最上位計画としての機能を十分果たしていないのが現状です。

行政評価に関しては、平成24年度から外部評価を取り入れ、評価の客観性を担保し、より改善につながる仕組みとなるよう取組を進めており、評価そのものは改善が図られていますが、その結果が具体的改善に活かされていない面もあり、今後の課題となっています。

行政改革に関しては、推進委員会を運営し、これまで第1次～第3次の「さめき市行政改革実施計画」の推進を図ってきており、目標を上回る効果を達成するなど一定の成果を上げていますが、効率化やサービス向上に向けた取組には限りがないことから、引き続き取り組んでいく必要があります。

組織・機構に関しては、合併当初からの分庁舎方式の行政形態の中で随時見直しを行っていますが、常に変化する市民ニーズや制度等に対して、より迅速かつ柔軟に対応していく必要があります。今後の庁舎のあり方の見直しと歩調を合わせながら検討していく必要があります。

基本方針

主要な施策とその概要

また、職員数（市民病院及び津田診療所を除く。）については、「第二次さぬき市定員適正化計画」に基づき適正な管理に努めた結果、平成26年度当初の職員数は417人となり、当該年度当初の目標人数422人を下回っていますが、今後も引き続き適正管理に努めていく必要があります。

さらに、限られた職員による効率的な行政運営の必要性が高まる中、一人ひとりの意識改革と資質向上を図っていく必要があるため、他団体の職員と学びあえる外部研修参加の機会の提供に努めているものの、参加者数は伸び悩んでおり、OJT^{*47}などの仕組みも十分機能しているとは言えません。地方分権の進展に伴う権限委譲なども重なって、市において解決すべき課題の範囲も広がり、複雑化の様相を見せていることから、課題に迅速に対応し、住みよい地域づくりを進めていくためには、職員研修の更なる充実のほか、職員自らが考える職員提案の実施や職員による政策研究などについても、その成果を検証しながら、より効果的な方法で実施していく必要があります。

なお、業務の効率化に欠かせない電算業務のあり方に関しては、職員が専ら事務用に使用する情報系PCについては、機器仕様書を作成し、機器選定、賃貸借業者選定の2段階調達を実施し、中間コストを排除しています。これにより導入した情報系PCには、保守契約を締結せず、故障時にはその都度スポット修理で対応し、運用コストの抑制に努めています。

「さぬき市総合計画」に定めるまちづくりの将来像と理念、その実現に向けた主要施策等を職員全員が共有し、目標に向かって進んでいく必要があります。

また、行政評価制度のもと、それぞれの事務・事業を見直し、行政改革の取組では、効率化とサービスの向上を目指すための不断の取組を進めていきます。

組織、機構、職員定数及び職員の資質向上等については、庁舎見直しの動向も勘案しながら、簡素で効率的な組織形態を目指し、職員定数については、今後策定予定の「第三次さぬき市定員適正化計画」に基づき適正な管理に努めるとともに、職員個々が資質を高めながら、より前向きに業務に取り組んでいけるよう、研修の充実や人事管理を行っていきます。

電算システムに関しては、安全性・確実性に加えて、コスト削減の視点も入れながら、運用を図っていきます。

（1）総合計画に基づく戦略的な行財政運営の実践

まちづくりの最上位計画である「さぬき市総合計画」の推進こそが、計画期間内の行政運営の拠り所であることを職員が十分認識し、予算の編成、執行等それぞれの段階において尊重される仕組みを作っていきます。

※47 On the Job Training（オンザジョブトレーニング）の頭文字の略称。上司や先輩が日常の仕事を通じて仕事に関連させつつ業務上必要とされる知識や技術を指導すること

目標指数

市民等に期待される役割

(2) 効果的かつ効率的組織体制への見直しと人員配置の適正化

- ①組織・機構については、変化する市民ニーズと外部環境に的確に対応できるよう、庁舎のあり方の見直しの進捗も睨みながら見直しを行っていきます。
- ②定員適正化計画の推進を図りつつ、各業務に必要な人員を適正に配置して、市役所全体の業務効率を高めていきます。

(3) 人材育成の推進と人事評価制度の検討

職員一人ひとりのスキルアップを図るため、各種研修の機会を提供し、積極的な受講を促していくとともに、職場内での実務を通じたOJTの仕組みづくりを進めていきます。あわせて、人事評価制度についても検討していきます。

(4) 行政評価制度の有効活用と行政改革の更なる推進

- ①事務事業外部評価を中心とする行政評価を市の行政システムの中にしっかりと定着させ、職員自らの事務事業改善への積極的活用とともに、予算や施策の決定権を有する方たちにも、専門的見地と市民感覚に基づく評価結果が尊重され、真に改善につながるよう取り組んでいきます。
- ②これまでの3次にわたる「さぬき市行政改革実施計画」の成果を踏まえつつ、平成27年度からスタートする「第4次さぬき市行政改革実施計画」に沿って、行財政の効率性を高め、市民サービスの向上につながるようそれぞれの取組を推進していきます。

(5) 全庁的取組による電算システムの効率化

電算システム導入の本来の目的である事務事業の効率化、コスト削減の観点から、既存システムを再評価し、電子自治体の構築に取り組みつつ、市民の利便性の向上と行政事務の合理化、簡素化を両立できる電算システムの再構築に取り組みます。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
総合計画の指標達成度	%	55.1 ^{※48}	75.0
外部研修参加率 ^{※49}	%	12.5	18.0
市民1人当たりの電子計算費事業コスト ^{※50}	千円	2.3	4.0

- 市民は、「さぬき市総合計画」を読み、まちづくりに興味を持ちます。

※48 平成26年度実績見込値

※49 職員数（市民病院を除く行政職）に占める外部研修への参加者数

※50 本庁・支所分の当該年度事業費/市人口

▶ 基本施策36 公共施設マネジメントの推進

現況と課題

主に合併前に整備され、現在も活用されている数多くの公共施設については、いずれも老朽化が進み維持管理経費が増高する傾向にあります。類似施設との重複や設置目的に沿った存在意義が低下した施設もある中、今後の更新や維持管理費を考慮すれば、すべてを存続させていくことは困難です。

このため、施設の適量化と管理運営の最適化を図っていくための「さぬき市公共施設マネジメント基本方針」（平成25年3月策定）に基づき、平成25年度には、施設の実態を明らかにし、地区別・用途別及び将来の更新コストなどの面から課題を整理した「さぬき市公共施設白書」を作成しました（平成26年3月作成）。平成26年度は、白書の情報を基に各施設を個別に分析・評価し、引き続き使っていく施設、見直しが必要な施設、廃止する施設等に分類し、地域的偏りや機能の重複の解消を図り、施設数の抑制と適正な再配置案を示す公共施設再生基本計画（案）を策定しています。今後、市民との合意を得て、計画を決定し、具体的取組を進めて行くことが最大の課題です。

また、国からの指示に基づく公共施設総合管理計画については、対象となるインフラ施設の実態を明らかにしながら、早期の計画策定を進めていく必要があります。

旧学校跡地施設の利活用については、平成25年3月に策定した「さぬき市学校等跡地施設利活用のための基本方針」に沿って取組を進めていますが、有効な取組が見出せていない施設もあるため、地域からの要望と公募手続きを織り交ぜながら、早期に効果的利活用の決定ができるよう努めていく必要があります。

市の行政の拠点となる庁舎のあり方については、平成26年8月に出された「さぬき市庁舎のあり方検討委員会」からの提言内容を基に検討を進め、防災拠点の確保と合わせ、市民の利便性向上と行政の効率化につながる今後の庁舎のあり方について市民の合意を得て、庁舎整備を進めていく必要があります。

基本方針

公共施設再生基本計画を決定し、これに基づき、施設の更新、長寿命化及び施設の整理統合等を行って、施設数の適量化を進めるとともに、管理運営の最適化を図っていきます。また、公共施設総合管理計画の策定も進めていきます。

学校跡地施設の利活用に関しては、地域の要望、民間企業等からの提案をもとに検討を行い、有効活用につながるよう取組を進めていくとともに、地元施設として活用する場合は、維持管理費等の負担に対する考え方の明確化を図っていきます。

なお、今後の庁舎のあり方については、「さぬき市庁舎のあり方検討委員会」からの提言内容を基に、市民の合意を得られる形で基本構想をまとめ、計画づくりと各種手続きを進めながら具体的整備を進めて行きます。

主要な施策と
その概要

(1) 計画的な公共施設の整理・再編と管理運営の最適化

- ①公共施設再生基本計画を決定し、これに基づいて施設数の適量化を目指した取組を推進していくとともに、施設の効果的かつ効率的な利活用と維持・管理・運営の推進を図っていきます。
- ②利用者の利便性向上等を主眼として、施設管理体制の見直しと予約システムの導入について検討します。

(2) 公共施設総合管理計画の策定

インフラ資産を含めた今後の公共施設の維持管理費用を明らかにし、計画的な整備と財政負担の平準化を図っていくため、公共施設総合管理計画を策定します。

(3) 公共施設使用料の見直し

受益に応じた公平かつ適正な負担を実現し、歳入確保にもつなげていくため、改めて、施設使用料の見直しについて検討を進めていきます。

(4) 学校跡地施設の利活用の推進

学校等跡地施設利活用方針の手順に沿って検討を進め、各施設の有効活用と財政負担の軽減に向けた取組を進めていきます。

(5) 庁舎の再編整備

市の行政の拠点である庁舎については、市民の合意を得て、災害発生時に防災拠点となり得る分庁舎を設置し、各支所に分散した行政機能を可能な範囲で集約することで、市民の利便性向上と行政の効率化を図る方向での基本構想を決定し、具体的整備を進めていきます。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
公共施設再生基本計画達成施設数(廃止のみ)	施設	—	5 ^{※51}

市民等に期待される役割

- 市民は、公共施設の今後のあり方について、ともに考え、計画の推進に協力します。

※51 平成27年度以降の累計施設数

▶ 基本施策37 市民に開かれた 市民本位・市民主体の行政の推進

現況と課題

財政状況をはじめとするさまざまな市政に関する情報については、広報さぬきやホームページ、さらにはコミュニティ放送の文字放送・データ放送等を活用し、タイムリーに分かりやすく市民に提供できるよう努めており、このうち、ホームページは、平成25年度に全面リニューアルを行っています。

しかし、広報さぬきやホームページの内容がマンネリ化し、見る側を意識した工夫が乏しいとの意見は多く、一方、コミュニティ放送については、市のコミュニティチャンネルとしての機能が高まるよう、行政情報等を紹介する自主番組の制作を望む意見があり、今後、改善に向けた努力が必要です。

市民サービスの向上に関しては、平成24年度からは春の年度替わりの時期に休日開庁や開庁時間の延長を実施してきたほか、窓口対応職員の机を対面配置に変更するなど来庁者の利便性向上と接遇の改善を図っていますが、サービス向上につながる業務改善への取組には限りがありません。

市政に市民の意見を取り入れる取組については、合併以降、市政懇談会を毎年開催しており、開催方法やテーマ等は異なるものの、市政報告や市民との意見交換の場としての効果をあげています。ただ、出席率が伸び悩んでいるため、より市民に興味をもってもらえるテーマを掲げる懇談会の実施や開催方法等を検討していく必要があります。また、パブリックコメントについては、各種計画など市政に関する重要事項を決定する際に取り入れています。寄せられる意見が限られているのが現状であり、より多くの意見が反映できるよう手法の改善を図っていく必要があります。

一方、情報公開については、「さぬき市情報公開条例」に基づき適正に公開しているものの、合併から12年が経過し、公文書の保管場所が不足してきており、旧庁舎書庫を利用した分散保管が事務の効率化の妨げとなっています。今後も公文書は増え続けることが想定されるため、適正に管理する方法を早急に検討する必要があります。

基本方針

市政に関するさまざまな情報をさらに分かりやすく提供できるよう、広報さぬきやホームページの内容等の充実に努めていきます。

また、市内の身近な話題とともに市政情報などをビジュアルに伝えることができるコミュニティ放送における番組内容の充実に図ります。

市民窓口サービスについては、職員の更なる接遇改善を図るなど、市民目線に立ったきめ細やかな行政サービスの提供に努めていきます。

市政懇談会については、開催方法等を連合自治会役員会で検討して内容の充実に図っていくほか、市民の意見がより市政に反映できるようパブリックコメントの実施方法等の改善を行います。

また、公文書を適正に管理し、情報公開請求に対する適切な対応を図るとともに、遊休公共施設等を活用した公文書館の設置を検討します。

主要な施策と
その概要

(1) 広報活動の充実

- ①市民と行政の情報・意識の共有化をこれまで以上に進めるため、広報さぬきやホームページの内容や体裁の充実に努めていきます。
- ②コミュニティ放送を有効活用し、行政情報等を分かりやすく市民に伝えていきます。

(2) 広聴活動の充実

市民本位の市政の充実を図るため、メール、意見箱の設置、パブリックコメントの効果的実施、市政懇談会の充実のほか、自治会などを通じた公聴活動等に努め、市民の意見や要望の反映に努めていきます。

(3) 適切な情報公開と公文書の適正管理

- ①情報公開制度の適正な運用を図っていくため、随時、運用の手引きの見直しを行い、職員に周知し、請求への速やかな対応に努めます。
- ②公文書の保管を全職員が共通認識のもとに実行できるよう、管理方法の周知を適宜行うとともに、公文書の保管場所の検討を行います。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
ホームページアクセス件数	件	299,165	301,000
公文書開示請求件数	件	34	40
市政懇談会の参加率 ^{※52}	%	57	60

市民等に期待される役割

- 市民は、パブリックコメント、市民アンケート、懇談会などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。
- 市民は、広報紙やホームページに掲載される行政情報に関心を持ちます。

※52 参加者数/参加対象者数

▶ 基本施策38 地域コミュニティの活性化

現況と課題

近年、価値観の多様化、核家族化及び都市化の進展等を背景に、住民同士の交流の減少や地域連帯感の希薄化が進み、コミュニティ意識や自治意識が低下する傾向が見受けられます。しかし一方では、ひとり暮らしの高齢者の見守りや子育て支援、防災・防犯活動など、社会情勢の変化に伴う新たな問題が多方面で発生し、この解決のためには、地域コミュニティの再生と強化、ボランティア活動の活性化が必要不可欠です。

本市においては、合併以降、各地域がそれぞれにイベントや地域活動を展開し、コミュニティの活性化を担ってきました。また、地域まちづくり活動事業の実施により、地域コミュニティによる自主的・主体的な活動が促され、一定の成果があったものと考えられます。

ただ、自治会加入率は、平成25年度現在80%と低下傾向にあり、かつ、若者を中心とする無関心層の増加などにより活動が停滞傾向にあることから、今後は、将来にわたって持続可能で、地域でともに支え合いながら暮していける共生のまちづくりに向け、地域活動を支援していく必要があります。

基本方針

地域まちづくり活動事業によって整備された施設・設備等を活かして、関係各支会や自治会が、いかに各地域にとって有効な事業を実施していけるかが課題であるため、コミュニティが更に活性化できるよう、市と連合自治会などが協力して地域を盛り上げていく必要があり、ソフト・ハード両面で地域活動を支援していく施策を検討していきます。

また、コミュニティの必要性・重要性に関する啓発活動や情報提供を行い、自治会への加入促進と充実に向けた支援を行っていきます。

主要な施策とその概要

(1) コミュニティ意識の高揚と地域内団体の活動支援

- ①市民の自主的・主体的活動の活性化や、災害発生時の相互扶助等の円滑化を図るため、コミュニティの必要性・重要性に関する啓発活動や情報提供を行い、コミュニティ意識の高揚と、自治会未加入者の加入促進に努めていきます。
- ②地域での活動の幅を広げるため、各種市民団体との交流・情報交換等を促し、コミュニティ活動の充実が図られるよう多面的支援を行います。

(2) まちづくり活動拠点の整備

コミュニティ活動の拠点である集会施設など公共施設の修繕・整備を行い、活動しやすい環境づくりに努めていきます。

(3) ボランティア活動への支援

ボランティアやNPOなどの市民活動を支援し、協働を促進します。

目標指数

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
自治会加入率	%	79.54	80.00
コミュニティ施設（コミュニティセンター及び公民館）利用者数	人	81,588	82,500

市民等に期待される役割

- 市民は、地域社会を支える主体として、個々の能力等を地域のために還元します。
- 市民は、行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。また、積極的にボランティア活動に参加します。
- 地域は、地域の課題・問題について関心を持ち、課題解決に努めます。
- 各種団体は、公共的サービスの担い手として各種の地域づくり活動を行います。

▶ 基本施策39 広域的行政の推進

現況と課題

退職手当支給、塵芥処理、火葬場、林野、常備消防、後期高齢者医療事業など6つの一部事務組合に加入し、合計17の事務処理を共同で行っています。しかし、今後人口減少が進むことが予想される中、他団体と共同で処理を行うことでより効率性を高めていける分野が生じる可能性があります。

また、定住自立圏の取組に関しては、高松市との協定に基づいて、平成24年度から瀬戸・高松広域定住自立圏に加入し、現在25の事業に取り組んでいます。ただ、すべての事業が効果的に機能しているとは言えず、取組そのものについても市民に認知されていないため、今後本市にとってより有効的な取組となるよう機能させていくことが課題です。

基本方針

広域行政については、共同処理による効率性と専門性の確保がその根本にあり、現在の加入状況、取組状況を検証しながら、対象分野を拡充できるか否か等について検討しながら取り組んでいく必要があります。

瀬戸・高松広域定住自立圏構想については、圏域内における生活機能の確保等を通じた定住の促進といった趣旨を再認識し、市民にとってより効果的な取組となるよう内部での研究を進め、中心市に対して積極的に提案を行っていきます。

主要な施策とその概要

(1) 広域的な行政の推進

大川広域行政組合及び東部溶融施設組合など、現在加入している一部事務組合を組織する他団体との協議を行い、広域施策・共同事業のあり方について検討しながら、より効率的で効果的な広域的行政を推進していきます。

目標指数

市民等に期待される役割

(2) 定住自立圏の取組の推進

- ①瀬戸・高松広域定住自立圏において、取組の趣旨である定住促進に寄与しうるより有効な取組が実施していけるよう、市内部における検討に基づき中心市への提案、協議を進め、実施につなげていきます。
- ②「地方自治法」改正に伴う中枢拠点都市との連携協約の仕組みにも適切に対応していきます。

指標名	単位	平成25年度実績	平成30年度目標
一部事務組合による事業実施数	事業	17	18
定住自立圏取組事業数	事業	25	27

- 市民は、周辺自治体の住民と交流を深め、自らの生活を豊かにします。



行政評価委員会



大川広域行政組合志度クリーンセンター



小田ふれあいプラザ



第 1 回ふるさと未来会議



子ども未来会議



第 2 回ふるさと未来会議



資料編

- 1 第2次さぬき市総合計画
(基本構想・前期基本計画) 策定経過
- 2 諮問書
- 3 答申書
- 4 さぬき市総合計画審議会委員名簿

第2次さぬき市総合計画 (基本構想・前期基本計画) 策定経過

年 月 日	件 名	内 容
平成25年		
5月29日	平成25年度 第1回総合計画審議会	第2次総合計画案諮問
6月3日	庁内会議 (部長会議)	総合計画策定に係るスケジュール等について
6月24日 ～7月14日	市民アンケート調査	対象 18歳以上の市民2,500人 (無作為抽出) 回収 1,048人 (回収率41.9%)
8月5日	庁内会議 (部長会議)	ふるさと未来会議の開催等について
8月26日	子ども未来会議	小中学生ワークショップ (62名参加) テーマ 「住みたくなる・住み続けたいさぬき市をめざして」
9月29日	第1回ふるさと未来会議	市民ワークショップ (85名参加) テーマ 「住みたくなる・住み続けたいさぬき市をめざして」
10月10日	第2回総合計画審議会	市民アンケート調査結果等について
11月5日 ～11月13日	所属長ヒアリング	SWOT分析及び取組内容達成度評価シートに係る ヒアリング
12月19日	庁内会議 (政策審議会)	総合計画策定に係る人口推計結果等について
12月26日	第3回総合計画審議会	基本理念及び将来像などについて
平成26年		
2月25日	第4回総合計画審議会	第2次総合計画基本構想素案について
3月19日	庁内会議 (政策審議会)	第2次総合計画基本構想素案について
(平成26年度)		
5月22日	基本構想案に係る議会ヒアリング	第2次総合計画基本構想案について
6月2日	庁内会議 (部長会議)	第2次総合計画前期基本計画策定方針について

年 月 日	件 名	内 容
6月11日	平成26年度 第1回総合計画審議会	第2次総合計画基本構想案について 第2次総合計画前期基本計画策定スケジュールについて
6月30日	基本構想案に係る答申	第2次総合計画基本構想案に係る答申書提出 第2次総合計画基本構想決定
7月22日 ～7月25日	所属長ヒアリング	第1次総合計画後期基本計画評価報告書に係る ヒアリング
7月26日	第2回ふるさと未来会議	市民ワークショップ（43名参加） テーマ 「自然豊かでいきいき 笑顔あふれて 快適に みんなで暮らす ふるさと さぬき」
9月18日	第2回総合計画審議会	後期基本計画点検・評価報告書等について
10月1日	庁内会議（部長会議）	マネジメントシートの作成について
10月20日 ～10月22日	所属長ヒアリング	第2次総合計画前期基本計画策定に係る ヒアリング
12月4日	総合計画審査特別委員会 （全体会①）	第2次総合計画前期基本計画素案について
12月11日 ～12月15日	総合計画審査特別委員会 （分科会）	第2次総合計画前期基本計画素案について
12月22日	第3回総合計画審議会	第2次総合計画前期基本計画素案について
平成27年 1月15日 ～1月29日	パブリックコメント	意見提出結果 2名
1月21日	総合計画審査特別委員会 （全体会②）	第2次総合計画前期基本計画素案について
2月4日	第4回総合計画審議会 前期基本計画案に係る答申	第2次総合計画前期基本計画案について 答申書提出
3月12日	平成27年第1回定例会	「第2次さぬき市総合計画前期基本計画」可決



2 諮問書

25さ政策第43号
平成25年5月29日

さぬき市総合計画審議会会長 殿

さぬき市長 大山茂樹



第2次さぬき市総合計画（案）について（諮問）

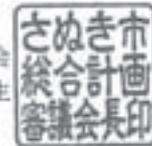
さぬき市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2次さぬき市総合計画（案）について貴審議会の意見を求めます。



平成27年2月4日

さぬき市長 大山 茂樹 殿

さぬき市総合計画審議会
会長 多田 哲生



第2次さぬき市総合計画（案）について（答申）

平成25年5月29日付け25さ政策第43号で諮問された「第2次さぬき市総合計画（案）」について、当審議会において、慎重に審議を重ねた結果、別添案として取りまとめたので、下記の意見を付して答申します。

貴職におかれましては、答申内容を踏まえた計画の策定と実施に努められることを希望します。

記

1. 総括意見

(1) 基本理念に基づく将来像の実現

将来像「自然豊かで 人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさと さぬき」を実現していくため、市の将来の具体的イメージを共有し、基本理念とする「守る つなぐ 進化する」の趣旨に基づき、職員、市民協働のもと、それぞれの行政分野における基本目標達成を目指したまちづくりを推進されたい。

(2) 計画の周知

市民等の主体的参画を得て、ともに計画の推進に取り組んでいけるよう、総合計画の趣旨及び内容を、市民にわかりやすく周知していくことに努められたい。

(3) 着実な計画の推進

主要施策等の推進に当たっては、設定した目標指標の達成を強く意識した施策展開を図るとともに、行政評価手法による検証・改善と、進捗管理の徹底を図られたい。

(4) 重点プロジェクトの推進

「人口減少対策プロジェクト」及び「お接待の心推進プロジェクト」の2つの重点プロジェクトについては、今後策定される市の地方創生総合戦略とも大いに関連する分野であり、将来の市の行く末を左右する非常に重要なテーマでもあるため、十分な調査と将来ビジョンに基づき、戦略的かつ実効性のある計画として決定し、施策・組織横断的にその推進を図られたい。

2. 個別意見

(1) 活力にあふれ、いきいきと暮らせるまち

- 喫緊の重要課題である人口減少対策については、若者を中心とした働く場の確保と大きく関連することから、企業誘致の推進等に向けた取組を一層強化していくこと。
- 農林水産業は、後継者不足をはじめ様々な問題点があり、将来的に厳しい見通しもあるが、今後の方向性についての事業者との認識の共有に基づき、的確な対策を講じること。

(2) 安全、安心、快適に暮らせるまち

- 防災拠点の整備、避難所の耐震化をはじめとして、防災対策に関するハード整備は、計画的かつ着実な推進を図っていくこと。
- 自助・共助の基本となる自主防災組織については、組織化後の実質的活動こそが重要であり、行政の支援を積極的に行って活動の活性化を図っていくこと。
- ポケットパークについては、民間の宅地開発に伴う整備のみに頼らず、空き家、空き地等について地域の協力が得られる場合は、市としても積極的に取り組んで欲しい。

(3) 健全な心身と思いやりを育むまち

- 市民が、年齢に関わらず健康でいきいきと暮らしていくためには、地域における居場所づくりが必要であり、行政としての支援が望まれる。
- 障害者の社会参加は、今後特に重要となる課題であるため、行政が主導し、民間の理解と協力を得ながら、一步一步着実に前進させて欲しい。

(4) 学ぶ意欲と豊かな心を育むまち

- 本市における学校再編は相当程度進んでいるが、今後の取組に当たっては、統合によるメリット・デメリットを慎重に見極めながら進められることを望みたい。
- 外国人居住者が増え、身近な所での国際化も進んでおり、国際交流に関する取組に対して市として更なるバックアップが望まれる。

(5) 人と地球にやさしいまち

- 先祖から受け継がれてきた美しい自然を守り、後世につないでいくためにも、自然環境学習の強化が必要である。
- 大きなテーマではあるが、温暖化防止など地球環境の保全に向けて、ごみのリサイクルの徹底や自然エネルギーの導入など、可能な部分からの取組を推進していく必要がある。

(6) 市民協働による、持続可能な自主自律のまち

- 歳入確保対策として、ふるさと納税による増収を目指していくことは現実的に可能な取組であり、市産品の購入による産業振興も兼ねて抜本的に取組を強化して欲しい。
- 市民主体のまちづくりを推進していく上で自治会活動の活性化は不可欠であり、特に若者の加入促進を促していく必要がある。
- 市職員がより積極的に身近な地域活動に参加し、市民の生の声を聞く中で、現状における課題を発見したり、職務に対するモチベーションを高めていけるのではないかと。

4

さぬき市総合計画審議会委員名簿

氏名	所属等
会長 多田哲生	徳島文理大学理工学部学部長（学識者・推薦）
副会長 田村一良	さぬき市民生委員児童委員協議会連合会副会長（福祉分野・推薦）
岩田文子	公募
楊盧木幸子	志度中学校PTA 母親代表委員会委員長（教育分野・推薦）
江崎博之	さぬき市商工会会長（産業分野・推薦）
金岡工三子	さぬき市女性団体連絡会副代表（生活分野・推薦）
工藤衛一	公募
平野通	さぬき市連合自治会会長（生活分野・推薦）
古川尚幸	香川大学経済学部教授（学識者・推薦）
満濃敏彦	さぬき市集落営農法人等連絡協議会会長（産業分野・推薦）
吉田ひとみ	さぬき市社会福祉協議会事務局次長（福祉分野・推薦）
頼富静子	公募

50音順（会長、副会長除く） 敬称略（所属等は委嘱当時）

第2次さぬき市総合計画

2015年3月発行

発行・編集：さぬき市総務部政策課
〒769-2195
香川県さぬき市志度5385番地8
TEL：087-894-1112 FAX：087-894-4440
E-mail：seisaku@city.sanuki.lg.jp

